

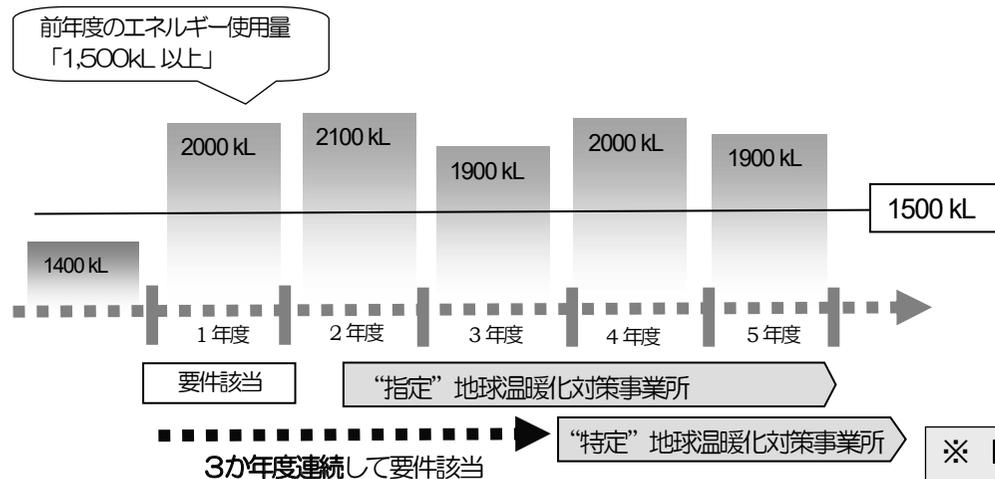
3 (1) 対象となる事業所 ①要件と義務対象者

- 対象事業所の規模要件：前年度の燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で年間 1,500 kL 以上
- 対象事業所の規模要件に該当する場合、事業者は、知事に「届出」
 - ※登録検証機関の「検証結果」を添えて、都に報告することが必要
 - ⇒ 知事は、当該事業所を「指定地球温暖化対策事業所」に指定
- 当該事業所が、3か年度（使用開始年度は除く。）連続してエネルギー使用量が原油換算 1,500 kL 以上に該当する場合
 - ⇒ 知事は、当該事業所を、総量削減義務の対象事業所となる「特定地球温暖化対策事業所」に指定
- 削減義務の対象者：対象となる事業所の所有者（原則） ※所有者以外の排出責任者として規則で定める者が届け出た場合はその者

■対象 事業所単位

■規模 前年度の燃料、熱及び電気の使用量が、
原油換算で年間 1,500 kL 以上の事業所

■「指定」地球温暖化対策事業所」と「特定」地球温暖化対策事業所」



■主な義務

“指定”地球温暖化対策事業所

- ・毎年度、計画書を提出する義務、
- ・組織体制を整備する義務、
- ・削減義務以上に自主的・主体的に削減する目標を設定する義務、
- ・統括管理者、技術管理者の選任義務 など

“特定”地球温暖化対策事業所

“指定”地球温暖化対策事業所」の義務に加えて、

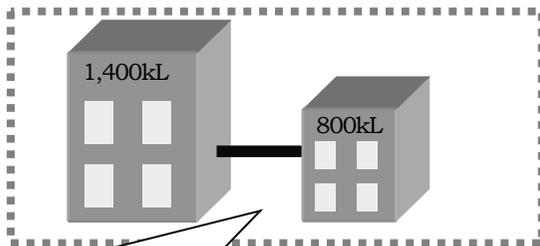
- ・排出総量の削減義務

※ 旧制度の対象事業所は、2006年度から2008年度までの3か年度連続してエネルギー使用量が原油換算 1,500 kL 以上であれば、本制度の開始時（2010年度）には、「特定地球温暖化対策事業所」に

3 (2) 対象となる事業所 ②対象事業所の範囲のとりえ方

- 対象事業所の範囲は、基本的には建物、施設単位（住居の用に供する部分で使用されたものを除く。）
 - 複数の建物等を一つの事業所とみなす場合の考え方
 - (1) エネルギー管理の連動性を有する複数の建物等がある場合、これらを合わせて一つの事業所とみなす。
 - (2) 共通の所有者が存在する建物・施設が隣接又は近接している場合、当該近隣の建物等を合わせて一つの事業所とみなす*1。
- ※1 ①建物と建物が近隣の場合：主たる使用者が同一である場合に限る。
 ②建物と施設（平面駐車場及び平面駐輪場を除く。）が近隣の場合
 ： 建物の主たる使用者と施設を使用して事業活動を行う者が同一である場合に限る。
 ③建物と平面駐車場又は平面駐輪場が近隣の場合
 ： 平面駐車場・駐輪場の利用状況等を踏まえ、建物との機能的一体性があると都が認める場合に限る。
 ④施設と施設が近隣の場合：共通する所有者が存在すれば一つの事業所とみなす。

(1) エネルギー管理の連動性がある場合

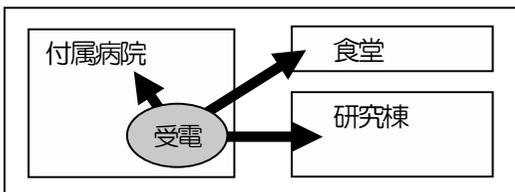


エネルギー管理の連動性がある場合、合計1,500kLを超えていれば指定地球温暖化対策事業所とみなす。

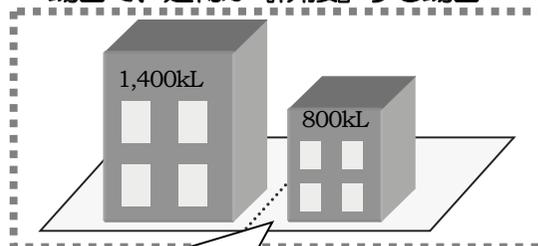
※エネルギー管理の連動性

- ①受電点など、エネルギー供給事業者からのエネルギー供給を受ける地点が同一である。
- ②熱供給施設で導管を連結している。

【例】



(2) ①事業者が近隣に建物を所有する場合で、建物が『隣接』する場合



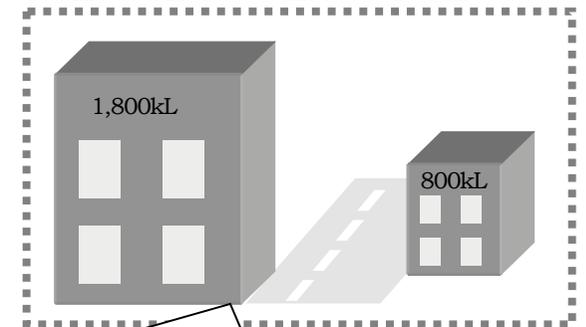
合計で1,500kLを超えていれば、指定地球温暖化対策事業所とみなす。

※『隣接』と『近接』の違い

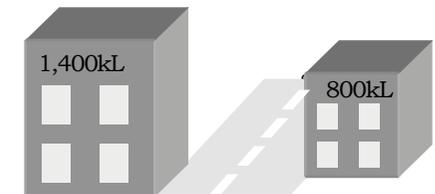
建物等またはそれに付属する周囲の土地が、間に他の建物等、道路、水路を挟まずに接している場合を『隣接』、挟んでいけば『近接』とする。

(詳細は、「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」を参照)

(2) ②事業者が近隣に建物を所有する場合で、建物が『近接』する場合



1,500kL以上の核となる建物等があるため、指定地球温暖化対策事業所となる。
(2棟合わせて一つの事業所とみなす)



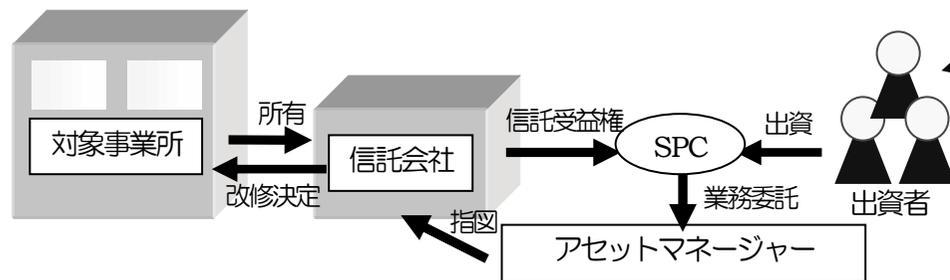
1,500kL以上の核となる建物等がないため、指定地球温暖化対策事業所とはならない。

3 (3) 対象となる事業所 ③総量削減義務の対象者

- 対象となる事業所の所有者（原則）
- 次に掲げる者が、都に届け出た場合には、所有者に代わって、又は所有者等と共同で、義務を負うことが可能
（所有者が複数いるときは、所有者のうち次に掲げる者に該当するものが都に届け出ることにより、一部の所有者に義務を限定することが可能）
 - ・区分所有されている場合の管理組合法人
 - ・信託されている場合の信託受益者
 - ・証券化され、かつ、SPC が直接所有している場合のアセットマネージャー
 - ・証券化され、かつ、信託されている場合のアセットマネージャー
 - ・PFI 事業として整備されている場合のSPC
 - ・主要テナント※1
（①特定テナント等事業者、②単独で5割以上排出している場合のテナント、③複数で計5割以上排出している場合の複数のテナント）
 - ・その他契約などにより設備更新等の権限を有する者

※1 所有者等と共同で義務者となる場合に限る

●（例）証券化物件の場合（信託を利用している場合）



【総量削減義務の対象者】

原則：信託会社（所有者）

届出により義務を負うことができる者：

- ①受益者であるSPC
- ②その指図権の委託を受けたアセットマネージャー

■対象事業所において削減義務者（所有者等）が複数存在する場合の「事務手続」について

各種書類の提出などの事務手続に関して、複数の削減義務者から一の代表者が「事務手続の委任」を受けている場合には、当該代表者が、その後の書類等の提出事務を実施することが可能です（各種書類の提出ごとに、複数の削減義務者の押印等を行う必要はありません。）。

こうした手続を希望される場合は、「事務手続の委任」を受けていることを証明する書類を東京都に御提出ください。なお、この手続は、あくまで「事務手続の委任」であり、当該代表者が削減義務を代理するための手続ではありません。

◆義務者の変更、事務手続の委任等について御相談のある場合は、「制度のヘルプデスク（相談窓口）」をご利用ください。

3 (4) 対象となる事業所 ④所有者に代わって、又は共同で義務を負う場合の例

● 例①：区分所有（所有者が複数存在）の場合、設備更新権限所有者及び主要テナントが存在する場合の義務者について

区分	事業者の種類	原則	例1	例2	例3	例4	例5
			管理組合法人が、所有者A・B・Cの同意書を添付して「所有事業者等届出」提出	所有者Aが、B・Cの同意書を添付して「所有事業者等届出」提出	設備更新権限所有者が、所有者A・B・Cの同意書を添付して「所有事業者等届出」提出	所有者Aと設備更新権限所有者が、所有者B・Cの同意書を添付して「所有事業者等届出」提出	設備更新権限所有者と主要テナントが、所有者A・B・Cの同意書を添付して「所有事業者等届出」提出
所有者	所有者A	所有者全員で共同義務	義務なし	単独で義務	義務なし	義務なし	設備更新権限所有者と共同義務
	所有者B			義務なし			
	所有者C			義務なし			
設備更新権限所有者等	管理組合法人		単独で義務				
	設備更新権限所有者				単独で義務	所有者Aと共同義務	主要テナントと共同義務
テナント	主要テナント						設備更新権限所有者と共同義務

● 例②：信託を利用している場合や証券化物件等の場合

区分	事業者の種類	例1	例2	例3	例4	例5
		【所有者：信託会社】 信託契約を締結し、オリジネータが委託者兼当初受益者となる場合	【所有者：SPC】 証券化物件をSPCが直接所有する場合	【所有者：SPC】 証券化物件をSPCが直接所有し、SPCがアセットマネージャー（AM）に業務委託し、AMの指図に基づき信託会社が行う場合	【所有者：信託会社】 証券化物件を信託契約し、その受益権をSPCに譲渡している場合	【所有者：信託会社】 証券化物件を信託契約し、その受益権をSPCに譲渡している場合
所有者	オリジネータ	義務を負うことが可能				
	信託会社	原則			原則	原則
所有者または設備更新権限所有者等	SPC（信託受益者）		原則	原則	義務を負うことが可能	義務を負うことが可能
設備更新権限所有者等	アセットマネージャー			義務を負うことが可能		義務を負うことが可能
テナント	主要テナント	共同で義務を負うことが可能	共同で義務を負うことが可能	共同で義務を負うことが可能	共同で義務を負うことが可能	共同で義務を負うことが可能

3 (5) 対象となる事業所 ⑤対象事業所・所有者の変更について

●次の変更については、届出が必要となる。

①対象事業所の売買等に伴い、所有者が変更した場合^{※1}

⇒新所有者：『指定地球温暖化対策事業者変更届出書』の提出（変更が生じた日から30日以内）

『前事業者排出量把握申請書』の提出（任意^{※2}）（変更が生じた日から60日以内）

⇒前所有者：『前事業者排出量報告書』の提出（新所有者より申請があった場合）（報告を求められた日から90日以内）

（所有者の変更が生じた場合、整理期間（第2計画期間については2020年4月～2021年9月末）の終了時における対象事業所の所有者が、5年間分の総量削減義務を負う。）

②対象事業所の名称・所在地、対象事業者の社名・代表者・事務所の所在地等が変更した場合

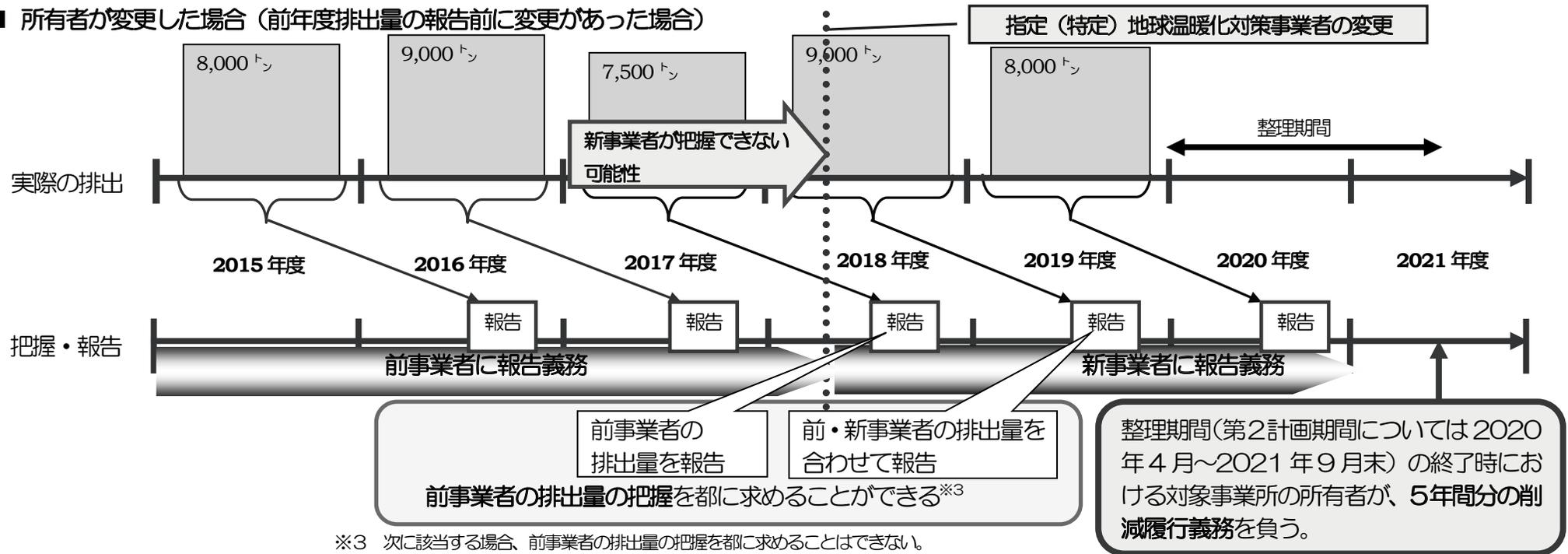
⇒『指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書』の提出（変更が生じた日から30日以内）

ただし、変更があった日から30日以内に他の届出等を行う場合にあっては、それらの届出等の中で変更内容を記載することにより、変更を届け出することも可能です。

※1 ここでは所有者が1人である場合など単純な手続について記載していますので、所有者が複数いる場合などは「制度のWJペナ（相談窓口）」をご利用ください。

※2 前事業者の排出量を把握できない場合のみ、申請することが可能です。

■所有者が変更した場合（前年度排出量の報告前に変更があった場合）



※3 次に該当する場合、前事業者の排出量の把握を都に求めることはできない。

①所有者変更前から新事業者が電気等の契約をしている場合、②当該変更が合併・分割に伴うもので変更前の電気使用量等の把握に支障がないと考えられる場合

3 (6) 対象となる事業所 ⑥対象事業所の指定取消し

● 下表の要件を満たす場合、届出が必要となる。

	要件	提出書類	提出期限
①	事業活動の廃止又はその全部の休止	①指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書 ②特定温室効果ガス排出量算定報告書 (届出の日の属する年度の前年度分) ③検証結果報告書(上記②に対して検証したもの)	廃止又は休止した日から30日以内(当該廃止又は休止が4月1日から同年8月末日までの期間に行われた場合にあっては、当該廃止又は休止の日の属する年度の9月末日まで)に提出 (例)2017年5月1日に廃止 ⇒2017年9月末日までに提出 2017年11月1日に廃止 ⇒2017年12月1日までに提出
②	前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000kL未滿	①指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書 ②特定温室効果ガス排出量算定報告書 (届出の日の属する年度の前年度分) ③検証結果報告書(上記②に対して検証したもの)	要件に該当した年度の翌年度の9月末日までに提出 (例)2017年度が1,000kL未滿 ⇒2018年9月末日までに提出
③	原油換算エネルギー使用量が前年度までの3か年度連続して1,500kL未滿	①指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書 ②特定温室効果ガス排出量算定報告書 (届出の日の属する年度の前年度分) ③検証結果報告書(上記②に対して検証したもの)	要件に該当した年度の翌年度の9月末日までに提出 (例)2015~2017年度が1,500kL未滿 ⇒2018年9月末日までに提出
④	前年度に中小企業等が1/2以上所有	①指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書 ②特定温室効果ガス排出量算定報告書 (届出の日の属する年度の前年度分) ※②の検証は原則不要。ただし、削減義務期間を「中小企業等が1/2以上所有に該当した年度の前年度まで」以外を選択した場合は必要。 ③中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書	中小企業等が1/2以上所有していた年度の翌年度の9月末日までに提出 (例)2017年度に中小企業等が1/2以上所有 ⇒2018年9月末日までに提出
⑤	事業所区域の変更	『事業所区域変更申請書』他 ※3(12)対象となる事業所 ⑫事業所区域の変更(手続等)を参照	事業所区域に変更事象が生じた年度の翌年度以降、新たな指定又は指定取消しを受けようとする年度の9月末日までに提出(任意申請) (例)2017年度に事業所区域に変更事象 ⇒2018年度以降、新たな指定又は指定取消しを受けようとする年度の9月末日までに提出

3 (6) 対象となる事業所 ⑥対象事業所の指定取消し (続き)

- 特定地球温暖化対策事業所の指定取消しに係る義務履行について
 - ・ 下表の要件に該当した場合、削減義務期間は下表に示す期間に短縮される。下表の要件②、③、④に該当した場合は、削減義務期間の終了年度を選択可能 (短縮された期間に対応した義務履行が必要)。ただし、一度選択した削減義務期間の終了年度を決定後に再変更することはできない。
 - ・ 変更後の削減義務期間に対応した義務履行を確認後、指定取消しとなる。
- 義務履行期限は、知事が認めた日*の翌日から起算して180日を経過した日に変更される。

※知事が認めた日：削減義務期間及び削減義務量を変更した日

着色部は削減義務期間を示す

要件	削減義務の終了年度	第2計画期間				
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
要件に該当しない	当該削減計画期間の終了年度まで					
↓						
① 事業活動の廃止又はその全部の休止	廃止又は休止があった年度の前年度まで					廃止・休止届出
② 前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000 kL未滿	選択 要件に該当した年度の前年度まで				1,000 kL未滿	届出
	要件に該当した年度まで				1,000 kL未滿	届出
	当該削減計画期間の終了年度まで				1,000 kL未滿	届出
③ 原油換算エネルギー使用量が前年度までの3か年度連続して1,500 kL未滿	選択 要件に該当した年度の前年度まで		1,500 kL未滿 (1年目)	1,500 kL未滿 (2年目)	1,500 kL未滿 (3年目)	届出
	要件に該当した年度まで		1,500 kL未滿 (1年目)	1,500 kL未滿 (2年目)	1,500 kL未滿 (3年目)	届出
	当該削減計画期間の終了年度まで		1,500 kL未滿 (1年目)	1,500 kL未滿 (2年目)	1,500 kL未滿 (3年目)	届出
④ 前年度に中小企業等が1/2以上所有	選択 要件に該当した年度の前年度まで				中小1/2以上所有	届出
	要件に該当した年度まで				中小1/2以上所有	届出
	当該削減計画期間の終了年度まで				中小1/2以上所有	届出
⑥ 事業所区域の変更	変更を申請した年度の前年度まで					申請

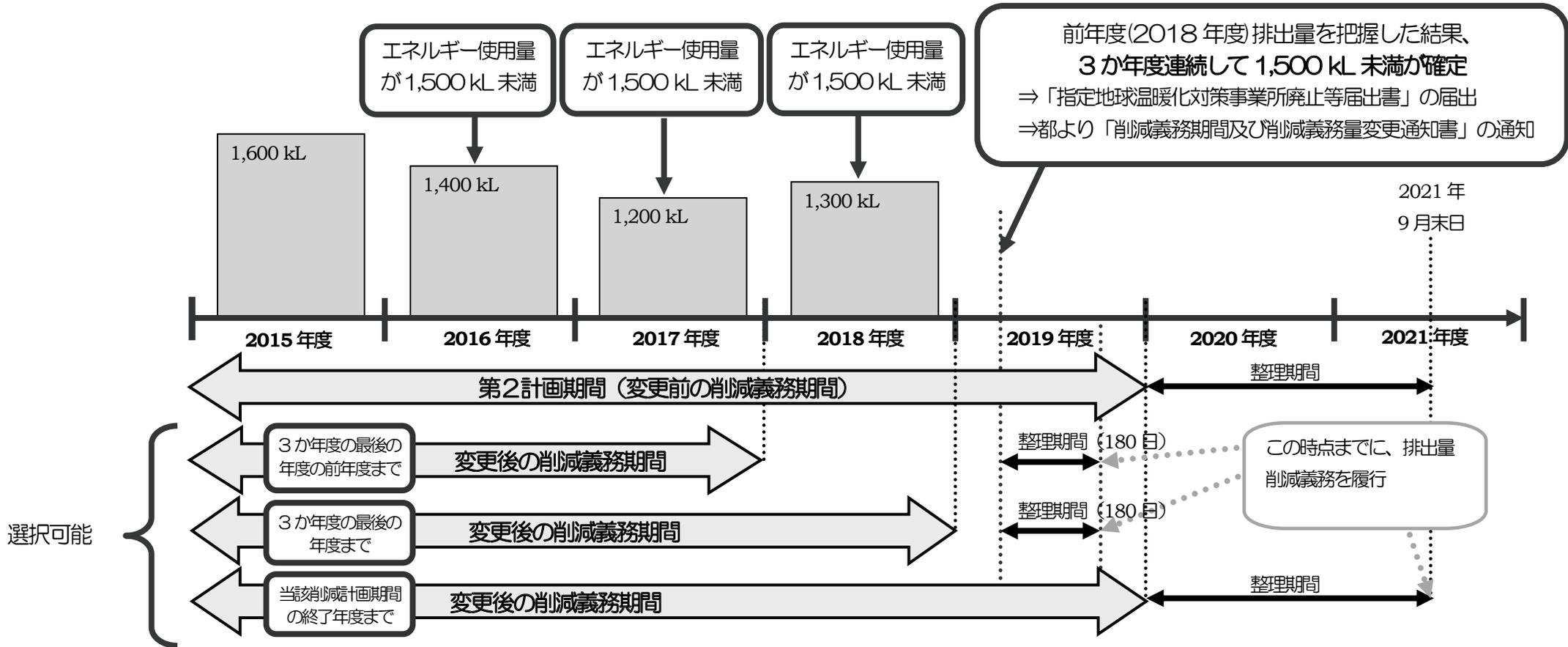
注意1 「①事業活動の廃止又はその全部の休止」に該当した場合で、要件②又は③による終了年度より当該要件①による終了年度が前の年度となるときは、当該要件①による終了年度を優先して適用する。

注意2 「当該削減計画期間の終了年度まで」を選択した事業所において、当該削減義務期間中に要件②又は③に複数回該当した場合には2回目以降の届出は必要としない。

注意3 選択した削減義務期間の終了年度までの間に再び1,500 kLを超過した場合でも、削減義務期間の終了年度で指定を取り消す。

3 (6) 対象となる事業所 ⑥対象事業所の指定取消し (続き)

■指定取消し 例 (原油換算エネルギー使用量が前年度までの3か年度連続して1,500 kL 未満の場合)



※削減義務履行期限
 指定取消しの要件に該当して削減義務期間の終了年度が変更された場合、「削減義務期間の終了の年度の翌々年度の9月末日」ではなく、「知事が認めた日の翌日から起算して180日を経過した日」に変更される。

3 (7) 対象となる事業所 ⑦中小企業等が1/2以上所有する大規模事業所 (概要)

- 「より大幅な削減を定着・展開する第2計画期間」の特別の配慮として、中小企業等が1/2以上所有する大規模事業所は削減義務対象外
- ただし、「指定相当地球温暖化対策事業所」として、これまでと同様に、地球温暖化対策計画書の提出・公表等が必要(検証不要)
- 既存事業所で第2計画期間初年度(2015年度)に中小企業等に該当する場合の手続きは、2016年度から開始

■ 中小企業等の定義

削減義務対象外となる中小企業等とは、次の①から⑥までのいずれかに該当する事業者(毎年度末時点の状況で判断)

① 中小企業基本法に定める中小企業者

中小企業基本法に定める中小企業者は、業種ごとに資本金・従業員数のいずれかが下表の数値以下である者をいう。(業種は日本標準産業分類第10回改訂版による。)

業種	資本金又は出資総額	常時使用従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

ただし、次のアからオまでの場合を除く。

- ア 持株会社であり、その子会社が大企業であるとき等
- イ 1つの大企業若しくはアに該当する企業又はその役員が1/2以上出資等
- ウ 複数の大企業若しくはアに該当する企業又はその役員が2/3以上出資等
- エ 1つの大企業又はアに該当する企業の役員又は職員が、役員総数の1/2以上兼務
- オ その他、大企業等が経営を実質的に支配すると知事か認める場合

[注意] 国や地方公共団体、会社法以外の法律によって設立された法人(医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社、一般親団法人、公益親団法人、特定非営利活動法人など)は中小企業者には含まれない。また、中小企業者が外国会社の場合は、国内会社と同様の取扱いとする

- ② 中小企業団体の組織に関する法律に定める 協業組合、商工組合又は商工組合連合会
- ③ 中小企業等協同組合法に定める 事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会又は企業組合
- ④ 商店街振興組合法に定める 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- ⑤ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に定める 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合又は生活衛生同業組合連合会
- ⑥ 個人

■ 1/2以上所有の判断

- 注意1: 届出による削減義務者にかかわらず、所有者で判断
- 注意2: 該当する場合は、その事業所全体が削減義務対象外となる。

- ① 原油換算エネルギー使用量で1/2以上を判断
中小企業等が所有する部分のエネルギー使用量が特定計量器で計測されている場合は、当該部分の当該年度の原油換算エネルギー使用量で1/2以上を判断
- ② 建物所有割合で1/2以上を判断
エネルギー使用量が特定計量器で計測されていない場合は、当該年度の中小企業等の建物所有割合で1/2以上を判断

<イメージ> (特定計量器で計測されていない場合の例)



● 地球温暖化対策計画書の提出・公表等

これまでと同様に、毎年度11月末までに、地球温暖化対策計画書の提出・公表が必要(ただし、検証は不要)。都による公表もこれまでと同様に実施
なお、削減義務率は設定されないものの、大規模CO₂排出事業所として、第2計画期間17%(又は15%)削減に向けて取り組むものとする。
中小企業等が1/2以上所有する事業所に入居する特定テナント等は、これまでと同様に、特定テナント等計画書の提出が必要

3 (8) 対象となる事業所 ⑧中小企業等が1/2以上所有する大規模事業所 (手順フロー)

●凡例：事業所による提出・申請等の手続が必要な箇所は◎、都が実施する事項の箇所は■、検証が必要な箇所は★ (指定相当の計画書は検証なし)

※下図、AからGは3 (9) 参照

項目	第1計画期間		整理期間 (~2016年9月末)		第2計画期間		
	…2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
指定相当地球温暖化対策事業所の該当確認 既存の指定地球温暖化対策事業所 【指定→指定相当】 廃止等届出書において、削減義務期間を2014年度まで [※] を選択した場合の例 新たに指定相当地球温暖化対策事業所になる事業所 【新規→指定相当】			「中小企業等が1/2以上所有」に該当 ◎指定として計画書(F) (★検証有り)	◎指定の廃止等届出書(G) 中小企業等確認書(C) ◎指定の取消し 指定相当の該当確認 ◎指定相当としての計画書(B) (検証無し) 11月末又は指定相当の該当確認日から90日以内	◎指定相当としての計画書(B) (検証無し) 中小企業等確認書(C) ◎指定相当としての計画書(B) (検証無し)	同左	同左
指定相当地球温暖化対策事業所から指定地球温暖化対策事業所への指定 【指定相当→指定】		新たに1,500kL以上、かつ「中小企業等が1/2以上所有」に該当	◎指定相当該当届出書(A) 中小企業等確認書(C) ■指定相当の該当確認 ◎指定相当としての計画書(B) (検証無し)	◎指定相当としての計画書(B) (検証無し) 中小企業等確認書(C)	◎指定相当としての計画書(B) (検証無し) 中小企業等確認書(C)	◎指定に係る確認書(E) (★検証有り) ■指定相当の廃止等該当確認 ◎指定としての計画書(F)	◎指定としての計画書(F) (★検証有り)
指定相当地球温暖化対策事業所の廃止等 【指定相当→廃止等】				◎指定相当としての計画書(B) (検証無し) 中小企業等確認書(C)	◎指定相当としての計画書(B) (検証無し) 中小企業等確認書(C)	◎指定相当の廃止等届出書(D) ◎指定相当の廃止等届出書(D) ■指定相当の廃止等該当確認	◎指定としての計画書(F) (★検証有り) 3カ年連続で1,500kL以上に該当した場合には特定に指定 参考：2018年度に指定になった場合、2017年度から2019年度までの3カ年連続して1,500kL以上で特定に指定 11月以降の廃止又は休止の場合、当該年度は計画書の提出が必要

※事業者は指定地球温暖化対策事業所廃止等届出において、事業所の削減義務期間終了年度を①2014年度まで、②2015年度まで、③2019年度までのいずれかの年度から選択可能

3 (9) 対象となる事業所 ⑨中小企業等が1/2以上所有する大規模事業所（提出書類）

●指定相当地球温暖化対策事業所に関する書類一覧は、下図のとおり。

分類	提出書類（名称）	提出時期						主な記載内容	
		【指定→指定相当】		【新規→指定相当】		【指定相当→指定】			【指定相当→取消】
		初年度	翌年度以降	初年度	翌年度以降	初年度	翌年度以降		
指定相当地球温暖化対策事業所	A 指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書	-	-	10月末	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 所有事業者氏名 事業所概要 前年度エネルギー使用量、排出量（検証無し）
	地球温暖化対策計画書	いずれか遅い期日 ①11月末 ②該当確認日から90日	11月末	いずれか遅い期日 ①11月末 ②該当確認日から90日	11月末	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 削減目標、削減対策の計画・実績 推進体制 ・前年度の温室効果ガス排出量 テナント独自の削減対策の計画・実績
	特定テナント等地球温暖化対策計画書 <small>※事業所の所有事業者がとりまとめて都へ提出</small>								
	特定温室効果ガス排出量算定報告書								<ul style="list-style-type: none"> 前年度の特定温室効果ガス排出量（検証無し）
	その他ガス排出量算定報告書								<ul style="list-style-type: none"> 前年度のその他ガス排出量
	点検表								<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス削減対策の点検
	自動車点検表								<ul style="list-style-type: none"> 自動車の使用に係る対策の点検
	C 中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書	9月末	11月末	10月末	11月末	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業等の所有等割合 前年度からの所有者である中小企業等の変更内容（2回目以降の提出時のみ）
	【別添1】「所有等割合計算書」及び根拠書類	9月末	※変更等なければ根拠書類は不要	10月末	※変更等なければ根拠書類は不要	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 所有者である中小企業等の氏名 所有者である中小企業等の所有等割合
	【別添2】「義務対象外となる中小企業者について」及び根拠書類								<ul style="list-style-type: none"> 所有者である中小企業等のうち、中小企業者の情報（従業員数、資本金、資本関係、役員情報等）
D 指定相当地球温暖化対策事業所廃止等届出書	-	-	-	-	-	-	(廃止)30日以内 (縮小)11月末	<ul style="list-style-type: none"> 廃止、規模縮小の状況 	
特定温室効果ガス排出量算定報告書	-	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の特定温室効果ガス排出量 (※) 	
指定地球温暖化対策事業所	E 指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書	-	-	-	-	10月末	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 指定地球温暖化対策事業者氏名 事業所概要 前年度エネルギー使用量、排出量（検証有り）
	地球温暖化対策計画書	-	-	-	-	いずれか遅い期日 ①11月末 ②指定日から90日	11月末	-	<ul style="list-style-type: none"> 削減目標、削減対策の計画・実績 推進体制 ・前年度の温室効果ガス排出量 テナント独自の削減対策の計画・実績
	特定テナント等地球温暖化対策計画書 <small>※事業所の所有事業者がとりまとめて都へ提出</small>								
	特定温室効果ガス排出量算定報告書								<ul style="list-style-type: none"> 前年度の特定温室効果ガス排出量（検証有り）
	その他ガス排出量算定報告書								<ul style="list-style-type: none"> 前年度のその他ガス排出量
	点検表								<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス削減対策の点検
	自動車点検表								<ul style="list-style-type: none"> 自動車の使用に係る対策の点検
	G 指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書	(縮小)9月末	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 規模縮小の状況
特定温室効果ガス排出量算定報告書	(縮小)9月末	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の特定温室効果ガス排出量（検証は原則不要。但し、削減義務期間を「中小企業等が1/2以上所有に該当した年度の前年度まで」以外を選択した場合は必要。） 	

※ 削減義務期間の終了年度として、中小企業等が二分の一以上所有するという要件に該当する年度の前年度を選択した事業所の場合、検証不要

3 (10) 対象となる事業所 ⑩事業所区域の変更 (概要)

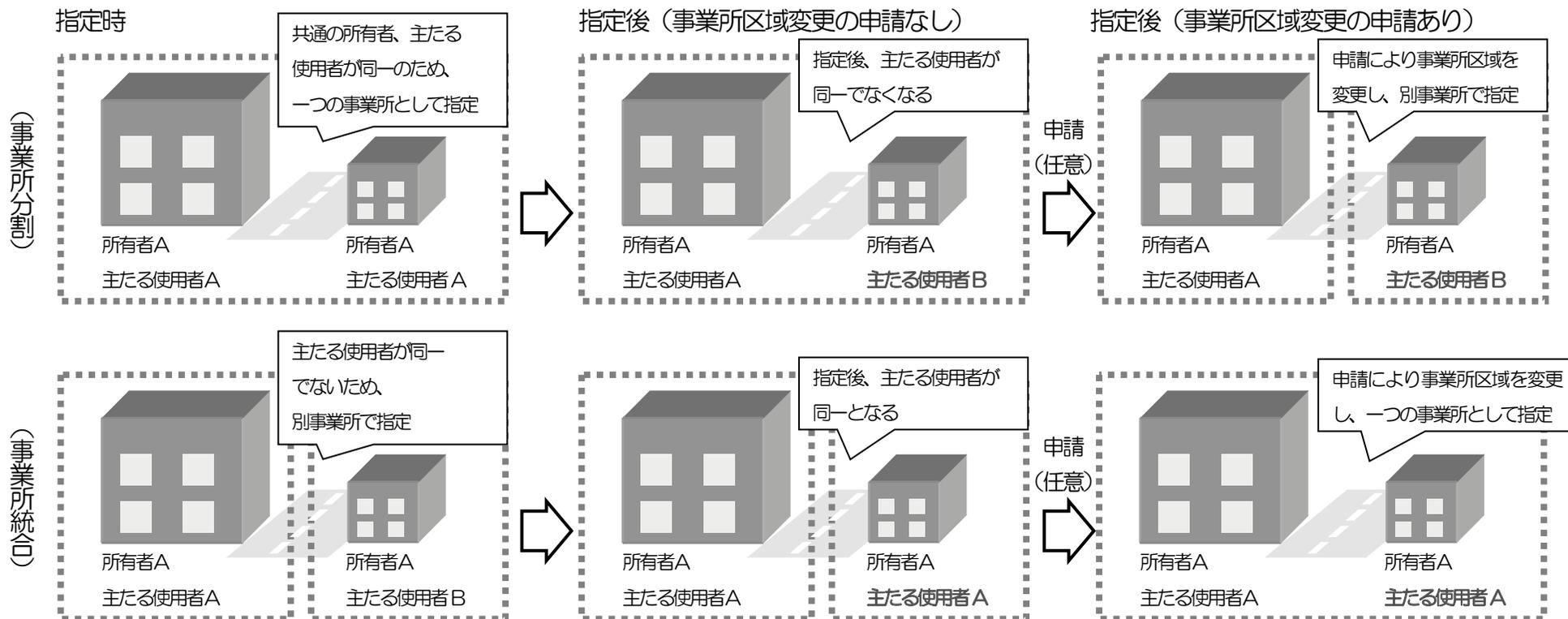
- 複数の建物等を一つの事業所とみなす要件*が成立した場合、同一の事業所とみなす。また、指定地球温暖化対策事業所に指定された後は、指定時の事業所区域が継続される。
- 第2計画期間からは、事業所の管理の実態に合わせて、より効果的かつ効率的な削減対策を行えるよう、事業所の一部を譲渡した場合や近隣の他の対象事業所を取得した場合などに、事業所区域を変更できるようにする。
- 指定地球温暖化対策事業所に指定された後に、エネルギー管理の連動性又は所有の状況の変更に伴い一つの事業所とみなされる建物等の数が増減した場合（指定地球温暖化対策事業所に指定されていない建物等の数が増加した場合を除く。）、事業所区域の変更を申請することができる。

※複数の建物等を一つの事業所とみなす場合の要件（詳細は3(2)参照）

- ・エネルギー管理の連動性を有する建物等がある場合
- ・共通の所有者が存在する建物・施設が近接又は隣接している場合（建物にあっては、主たる使用者が同一である場合に限る。）

ただし、住居の用に供する部分で使用されたものを除く。

(例) 事業所区域の変更



3 (11) 対象となる事業所 ⑪事業所区域の変更(指定・取消し)

- 申請により所有の状況等に変更があったと認められた場合は、申請のあった年度から事業所区域が変更される。
- 変更前の対象事業所(旧指定事業所)は指定を取り消され、変更後の対象事業所(新指定事業所)は新たに指定される。
- 旧指定事業所の削減義務期間は、申請した年度の前年度までの期間に短縮される(短縮された期間に対応した義務履行が必要)。義務履行が確認でき次第、指定(特定)地球温暖化対策事業所の対象から外れる。
- 新指定事業所の事業所区域は、「エネルギー管理の連動性」や「近隣の建物等」を踏まえ、新たに定める。新たな事業所区域をもとに、指定地球温暖化対策事業所、特定地球温暖化対策事業所に指定される。

■指定地球温暖化対策事業所の指定

事業所区域変更後の全ての事業所は、新たに指定地球温暖化対策事業所に指定される(例①~④)。

ただし、事業所区域変更後の事業所区域において、当該申請を行った前年度のエネルギー使用量が1,000kL未滿又は申請の前年度末日における床面積が5,000m²未滿の事業所を除く(制度対象事業所から外れる。)

■特定地球温暖化対策事業所の指定

新たに指定される事業所区域に、特定地球温暖化対策事業所であった旧指定事業所の全部又は一部が含まれる場合は、特定地球温暖化対策事業所に指定される(例①、③)。

■新指定事業所(特定地球温暖化対策事業所を除く。)の特定地球温暖化対策事業所の指定

上記以外の新たに指定される指定地球温暖化対策事業所は、原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上の年度が旧指定事業所における年度を含めて3年度続いた場合は、特定地球温暖化対策事業所に指定される(例②、④)。

■(例)2017年度に申請を行った場合

		2015年度	2016年度	2017年度 ▽申請	2018年度	2019年度
① A事業所(特定) → a事業所(特定)、b事業所(特定)						
旧指定事業所	A事業所	特定	特定	⇒義務履行確認後、指定の取消し		
新指定事業所	a事業所		新規指定⇒	特定	特定	特定
	b事業所		新規指定⇒	特定	特定	特定
② A事業所(指定) → a事業所(指定)、b事業所(指定)						
旧指定事業所	A事業所		指定 ^{※1年度}	⇒指定の取消し		
新指定事業所	a事業所		新規指定⇒	指定 ^{※2年度}	指定 ^{※3年度}	特定
	b事業所		新規指定⇒	指定	指定	指定
③ A事業所(特定)、B事業所(指定) → a事業所(特定)						
旧指定事業所	A事業所	特定	特定	⇒義務履行確認後、指定の取消し		
	B事業所	指定	指定	⇒指定の取消し		
新指定事業所	a事業所		新規指定⇒	特定	特定	特定
④ A事業所(指定)、B事業所(指定) → a事業所(指定)						
旧指定事業所	A事業所		指定 ^{※1年度}	⇒指定の取消し		
	B事業所	指定 ^{※1年度}	指定 ^{※2年度}	⇒指定の取消し		
新指定事業所	a事業所		新規指定⇒	指定 ^{※3年度}	特定	特定

※ エネルギー使用量が原油換算で年間1,500kL以上を例示
括弧内の数字は、特定地球温暖化対策事業所の指定に係る要件確認における年度の数え方

3 (12) 対象となる事業所 ⑫事業所区域の変更 (手続等)

- 所有の状況等の変更が生じた年度の翌年度以降、任意の年度に申請できる。
- 新たな指定又は指定の取消しを受けようとする年度の4月1日から9月末日までに事業所区域変更申請書を提出する。
- 事業所区域変更の申請は、旧指定事業所の義務者と新指定事業所の義務者が連名で申請する。
- 事業所区域変更の申請と合わせて、基準排出量決定の申請を行う。

■事業所区域変更の申請

- 申請者 : 旧指定事業所の義務者
新指定事業所の義務者
- 申請期限 : 毎年度9月末日
- 提出書類 : ①事業所区域変更申請書
②事業所区域変更確認書
(事業所区域変更後の全ての事業所分)
③特定温室効果ガス排出量算定報告書 (前年度分)
④検証結果報告書 (上記③に対して検証したもの)
⑤所有事業者等届出書 (義務者の変更を行う場合のみ)
⑥委任状 (事務手続の委任を行う場合のみ)

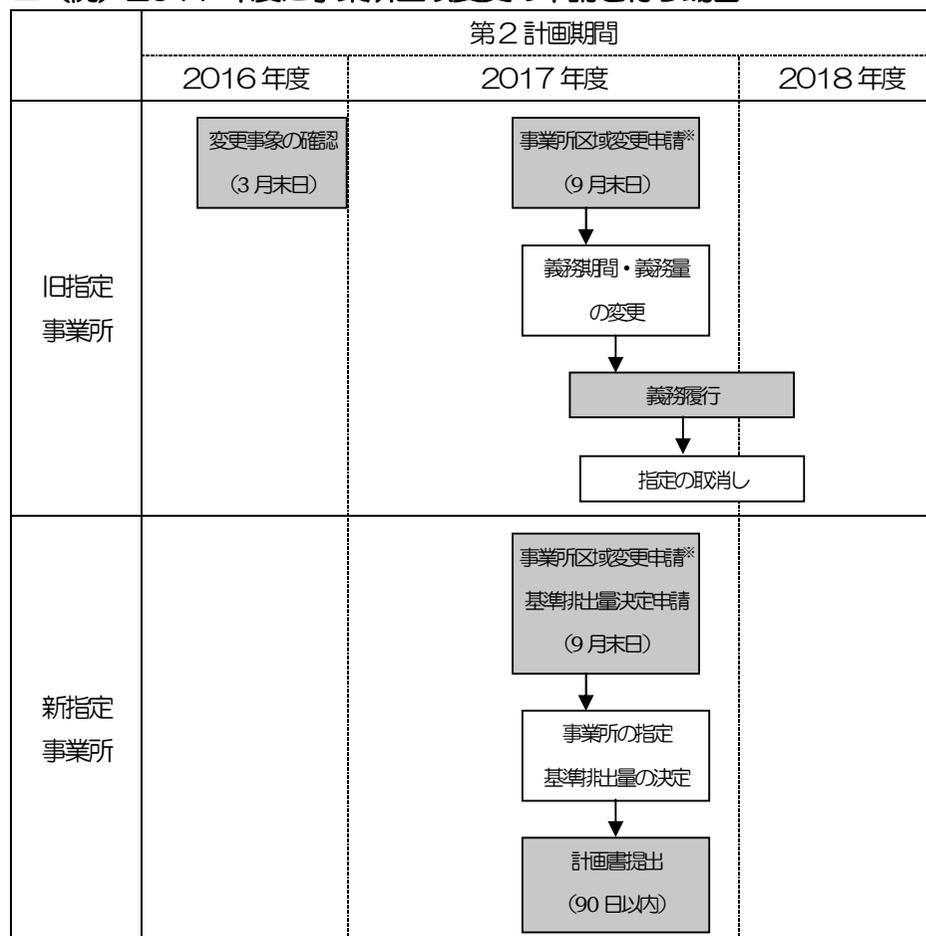
■基準排出量決定の申請

- 申請者 : 新指定事業所の義務者
- 申請 : 事業所区域変更の申請と同時

■地球温暖化対策計画書の提出

- 提出者 : 新指定事業所の義務者
- 提出期限 : 11月末日と新指定事業所の指定の日から90日後のいずれか遅い日
- 備考 : 特定温室効果ガス排出量算定報告書 (前年度分) と検証結果報告書の提出は不要

■(例) 2017年度に事業所区域変更の申請を行う場合

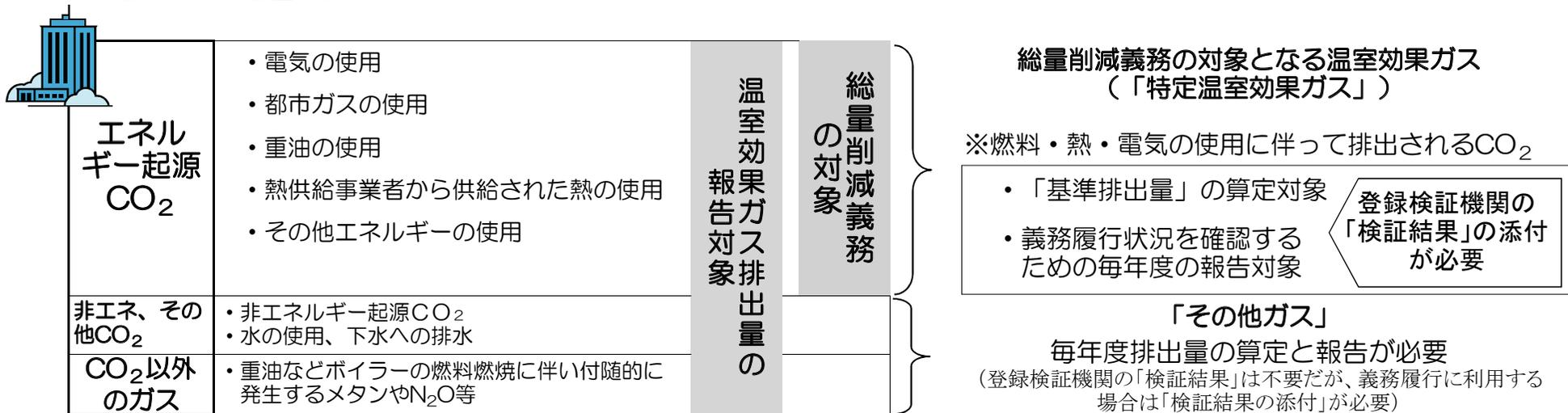


※同一申請

3 (13) 温室効果ガス排出量の「総量削減義務の対象となるガス」と「報告対象となるガス」

- 「総量削減義務の対象となるガス」：「燃料・熱・電気の使用に伴い排出されるCO₂（エネルギー起源CO₂）」
※住居の用に供する部分で使用されたものを除く。
 ⇒削減義務量の算定をするベースとなる「基準排出量」の算定対象
 ⇒毎年度、削減義務の履行状況を確認するため算定・報告が必要
 ※登録検証機関の「検証結果」を添えて、都に報告することが必要
- 「温室効果ガス排出量として、把握・報告が必要なガス」：7ガス（CO₂、CH₄、N₂O、PFC、HFC、SF₆、NF₃）全て

● A事業所の場合（イメージ）



※自動車の運行に伴う排出量の取扱いについて

走行場所	種類	使用者・関係者	排出量の把握・報告	総量削減義務	対策の実施
事業所の敷地内のみ	工場のフォークリフト等	自社	必要	対象	総量削減義務履行に必要な範囲で
		事業所内のテナント等	必要	対象	
敷地外を走行	自社の営業車等	自社	不要※	×	努力義務
	テナント等の営業車等	事業所内のテナント等	不要	×	×
	貨物の搬入のために利用する 運送事業者の車	自社	任意(可能な範囲で)	×	努力義務
		事業所内のテナント等	任意(可能な範囲で)	×	努力義務

※事業者として、都内合計で30台以上使用している場合は、別途「自動車環境管理計画書（環境確保条例）」で排出量等の報告義務あり

3 (14) 排出係数

- 需要側からのCO₂削減を、より効果的かつ実態に合うものとするため、各計画期間開始前に、直近のデータをもとに、エネルギー種別ごとに設定
(当該排出係数は、計画期間中固定し、年度排出量や基準排出量算定は、当該排出係数を用いて算定)
- 特定温室効果ガス排出量算定に係る排出係数は、下表のとおり。

燃料等の種類	単位	単位発熱量 (第1期と第2期同じ)	排出係数		
			第1計画期間	第2計画期間	
原油	kL	38.2 [GJ/kL]	0.0187 [t-C/GJ]	0.0187 [t-C/GJ]	
原油のうちコンデンセート (NGL)	kL	35.3 [GJ/kL]	0.0184 [t-C/GJ]	0.0184 [t-C/GJ]	
揮発油 (ガソリン)	kL	34.6 [GJ/kL]	0.0183 [t-C/GJ]	0.0183 [t-C/GJ]	
ナフサ	kL	33.6 [GJ/kL]	0.0182 [t-C/GJ]	0.0182 [t-C/GJ]	
灯油	kL	36.7 [GJ/kL]	0.0185 [t-C/GJ]	0.0185 [t-C/GJ]	
軽油	kL	37.7 [GJ/kL]	0.0187 [t-C/GJ]	0.0187 [t-C/GJ]	
A重油	kL	39.1 [GJ/kL]	0.0189 [t-C/GJ]	0.0189 [t-C/GJ]	
B・C重油	kL	41.9 [GJ/kL]	0.0195 [t-C/GJ]	0.0195 [t-C/GJ]	
石油アスファルト	t	40.9 [GJ/t]	0.0208 [t-C/GJ]	0.0208 [t-C/GJ]	
石油コークス	t	29.9 [GJ/t]	0.0254 [t-C/GJ]	0.0254 [t-C/GJ]	
石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t	50.8 [GJ/t]	0.0163 [t-C/GJ]	0.0161 [t-C/GJ]
	石油系炭化水素ガス	千Nm ³	44.9 [GJ/千Nm ³]	0.0142 [t-C/GJ]	0.0142 [t-C/GJ]
可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t	54.6 [GJ/t]	0.0135 [t-C/GJ]	0.0135 [t-C/GJ]
	その他可燃性天然ガス	千Nm ³	43.5 [GJ/千Nm ³]	0.0139 [t-C/GJ]	0.0139 [t-C/GJ]
石炭	原料炭	t	29.0 [GJ/t]	0.0245 [t-C/GJ]	0.0245 [t-C/GJ]
	一般炭	t	25.7 [GJ/t]	0.0247 [t-C/GJ]	0.0247 [t-C/GJ]
	無煙炭	t	26.9 [GJ/t]	0.0255 [t-C/GJ]	0.0255 [t-C/GJ]
石炭コークス	t	29.4 [GJ/t]	0.0294 [t-C/GJ]	0.0294 [t-C/GJ]	
コールタール	t	37.3 [GJ/t]	0.0209 [t-C/GJ]	0.0209 [t-C/GJ]	
コークス炉ガス	千Nm ³	21.1 [GJ/千Nm ³]	0.0110 [t-C/GJ]	0.0110 [t-C/GJ]	
高炉ガス	千Nm ³	3.41 [GJ/千Nm ³]	0.0266 [t-C/GJ]	0.0263 [t-C/GJ]	
転炉ガス	千Nm ³	8.41 [GJ/千Nm ³]	0.0384 [t-C/GJ]	0.0384 [t-C/GJ]	
その他の燃料	都市ガス (6A)	千Nm ³	(供給事業者や年度によって異なる。)	0.0138 [t-C/GJ]	0.0136 [t-C/GJ]
	都市ガス (13A)	千Nm ³	(供給事業者や年度によって異なる。)	0.0138 [t-C/GJ]	0.0136 [t-C/GJ]
	ジェット燃料油	kL	36.7 [GJ/kL]	0.0183 [t-C/GJ]	0.0183 [t-C/GJ]
産業用蒸気	GJ	1.0 [GJ/GJ]	0.052 [t-CO ₂ /GJ]	0.060 [t-CO ₂ /GJ]	
産業用蒸気以外の蒸気	GJ	1.36 [GJ/GJ]	0.052 [t-CO ₂ /GJ]	0.060 [t-CO ₂ /GJ]	
温水	GJ	1.36 [GJ/GJ]	0.052 [t-CO ₂ /GJ]	0.060 [t-CO ₂ /GJ]	
冷水	GJ	1.36 [GJ/GJ]	0.052 [t-CO ₂ /GJ]	0.060 [t-CO ₂ /GJ]	
一般送電事業者の電線を介して供給された充電	昼間 (8時~22時)	千kWh	9.97 [GJ/千kWh]	0.382 [t-CO ₂ /千kWh]	0.489 [t-CO ₂ /千kWh]
	夜間 (22時~翌日8時)	千kWh	9.28 [GJ/千kWh]	0.382 [t-CO ₂ /千kWh]	0.489 [t-CO ₂ /千kWh]
その他の買電 (昼夜不明の場合を含む。)	千kWh	9.76 [GJ/千kWh]	0.382 [t-CO ₂ /千kWh]	0.489 [t-CO ₂ /千kWh]	

※第1計画期間と第2計画期間で、排出係数が異なるものに網掛け。

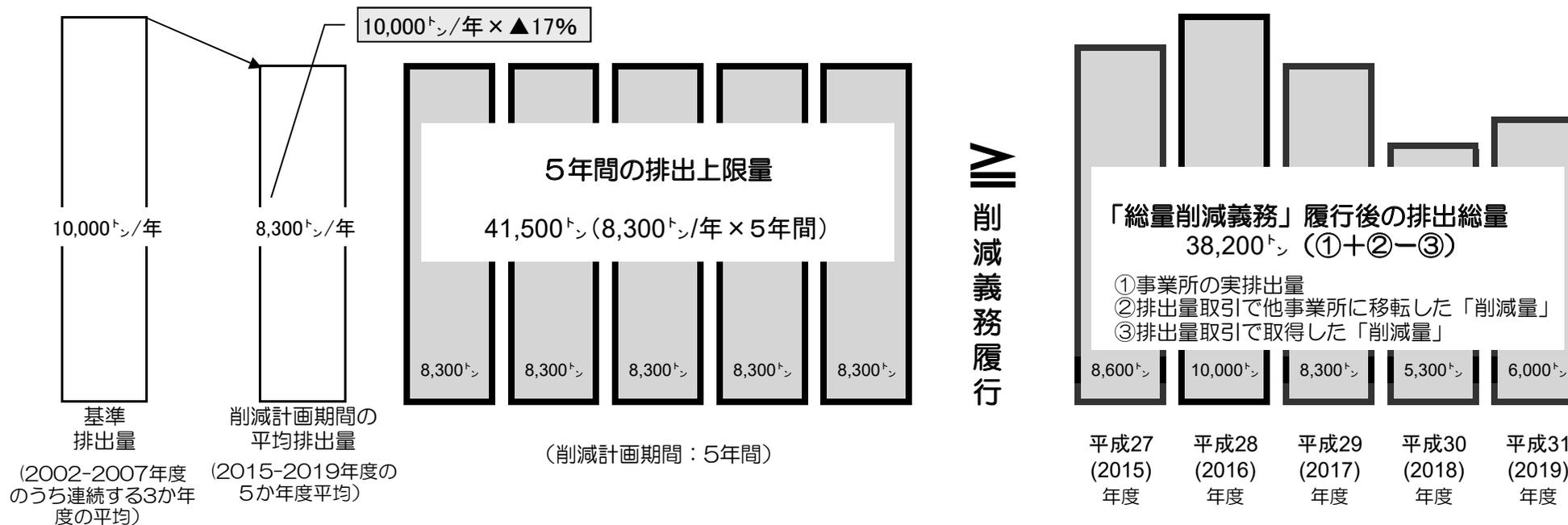
3 (15) 削減義務量

- 削減義務量：削減義務期間の間に、基準排出量に対して特定温室効果ガス排出量を削減しなければならない合計量
削減義務期間の間の一年度ごとに基準排出量に削減義務率を乗じて得た量を当該削減義務期間において合計する。
- 排出上限量：削減義務期間の間に排出することが許される上限の量
削減義務期間の各年度の基準排出量を合計して得た量から削減義務量を減じる。

■第2計画期間の削減義務率が▲17%の事業所の場合

【例】

- 基準排出量：10,000^{トン}/年
(2002～2007年度のうち、いずれか連続する3か年度で設定)
- 第2計画期間の削減義務率：▲17%削減



3 (16) 基準排出量 ①基準排出量の算定

●基準排出量：削減義務量を算定するベースとなる排出量

削減義務の対象となる燃料・熱・電気の使用に伴って排出されるCO₂（特定温室効果ガス）に基づき算定。メタンなどCO₂以外の
 その他ガスは含まれません。

●既存事業所^{※1}の算定方法

※1 制度開始当初から特定地球温暖化対策事業所に指定されていた事業所

2002～2007年度までの、いずれか連続する3か年度の平均値で算定

●新規事業所^{※2}の算定方法

※2 2010年4月1日以降に特定地球温暖化対策事業所に指定された事業所

過去の排出実績に基づく方法^{※3} 又は 排出標準原単位に基づく方法

※3 地球温暖化対策の推進の程度が一定以上の事業所は選択可能（排出標準原単位に基づく方法も選択可）

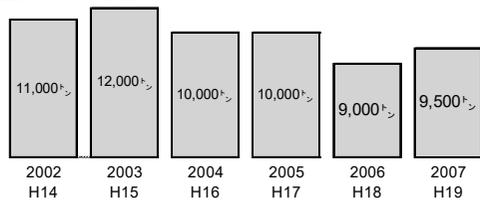
既存事業所

方法【2002～2007年度までの いずれか連続する3か年度の平均値で算定】

既にこれまで総量削減の実績がある場合には、例えば、2005～2007
 年度平均値ではなく、より過去の年度の平均値にすることが可能

●対象事業所は、自ら、設定したい「連続する3か年度」を選択し算定
 する（検証結果報告書の添付を要する。）。

【基準排出量算定の例】



対象事業所は、いずれか連続する3か年度を選択できる

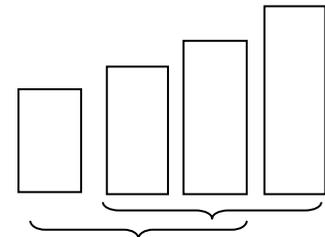
新規事業所

方法①【過去の排出実績に基づく方法】

地球温暖化の対策の推進の程度が、「基準排出量算定における実績排出量選択の
 ための運用管理基準の適合認定ガイドライン」に適合する場合に限る。※4

- 削減義務期間の開始の年度の4年度前から前年度までのうちの連続する3か年度
 の年間排出量の平均値を用いて算定する（検証結果報告書の添付を要する。）。
- 実績排出量に係る全ての適用対象年度又は期間において、第一区分（業
 務系施設）、第二区分（産業系施設）の別に運用管理基準の全ての運用管
 理項目における運用管理条件に適合していること
- 事業所は、自己チェックを行い、都に運用管理報告書を提出（検証不要）

※4 基準年度が現在から将来に渡るため、適切な対応
 を取らずに故意に基準排出量を増加させること
 が可能となる。
 そのため、「地球温暖化の対策の推進の程度が、
 知事が別に定める基準に適合する場合」に限り、
 過去の実績に基づく方法を認める



連続する3か年度を選択する。

方法②【排出標準原単位に基づく方法】

排出活動掛辞標(床面積の大きさ) × 排出標準原単位^{※5}

※5 排出標準原単位については、「3 (18) 基準排出量 ③標準原単位」を参照
 事業所における用途(建築基準法の用途区分等)との対応は、ガイドラインを参照

3 (17) 基準排出量 ②排出量が標準的でない年度

- 第1計画期間：原則の3か年度から排出量が標準的でない年度を1年度のみ除き、2か年度平均を選択可能
 - 第2計画期間：原則の3か年度から排出量が標準的でない年度を最大2年度まで除き、2か年度平均又は単年度を選択可能
- ※「標準的でない年度」の要件は第1計画期間と同じ。
 ※第1計画期間に基準排出量を2か年度平均で決定した事業所も、第2計画期間の基準排出量の再計算時には単年度選択可能

基準排出量の算定方法

【過去の排出実績に基づく方法】
 を選択 ※
 連続する3か年度を選択する。

※地球温暖化の対策の推進の程度が、「基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン」に適合する場合に限り選択可能

【標準的でないと知事が特に認める年度がある場合】

●基準排出量の算定に当たり、特定温室効果ガス年度排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合は、次のア及びイの2つの要件のいずれにも該当する年度をいう。

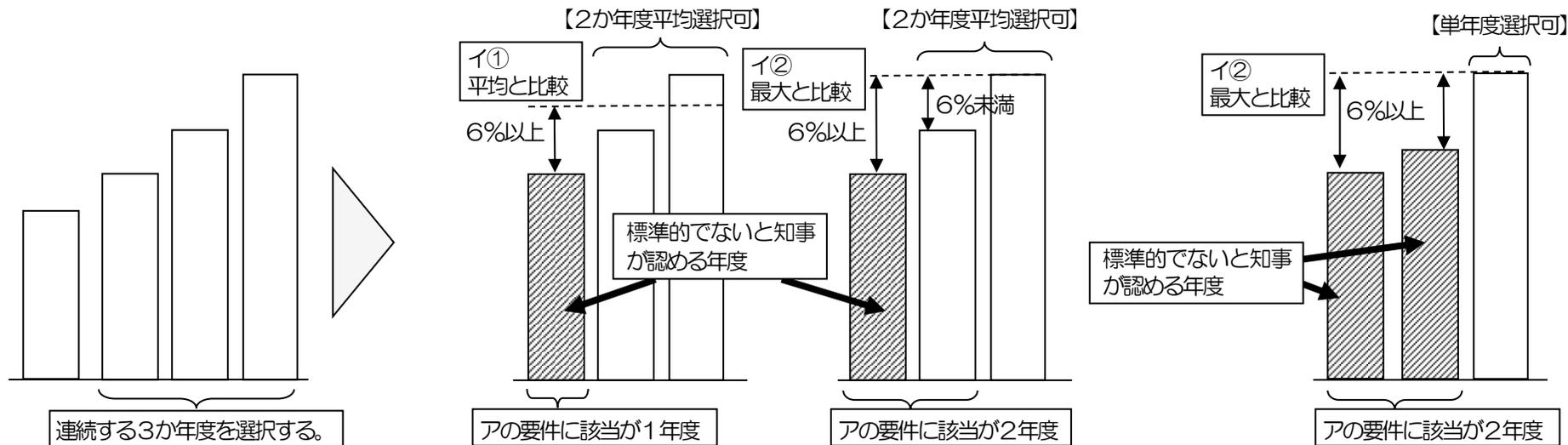
ア 次のいずれかの状況にあること。

- ① 改修工事の実施により、長期間使用されない部分が相当程度ある状況
- ② 事業所の活動休止時である、活動の程度が極端に低い状況（例：新築ビルやデータセンターの立上げ時等）
- ③ 事業所の活動開始の日を含む年度から4年度目までに実施した削減対策の効果が現れたために排出量が減少した状況（基準排出量の対象年度が当該4年度目までの場合に限る。）
- ④ 当該年度又は基準排出量の対象年度のうちの後年度に床面積又は設備が増加したことにより、結果的に後年度と比べて排出量が低い水準であった状況
- ⑤ その他これらに類すると知事が認める状況

イ アの①から⑤までの状況にあることを主な原因として、特定温室効果ガス年度排出量が次のいずれかの状態となっていること

- ① アの要件に該当する年度が1年度の場合：アの要件に該当しない2年度分の特定温室効果ガス年度排出量の平均値と比べて6%以上小さいこと
- ② アの要件に該当する年度が2年度以上ある場合：3年度のうち最も特定温室効果ガス年度排出量の大きい年度と比べて6%以上小さいこと

※イの要件で比較する特定温室効果ガス年度排出量は、事業所の削減義務発生年度が属する削減計画期間の算定方法で算定された排出量を用いる。
 ※2か年度を選択する場合は、連続していなくてもよい（連続する3か年度のうち、両端の2か年度を選択してもよい）



3 (18) 基準排出量 ③排出標準原単位

- 2010年度から2014年度までに新たに特定地球温暖化対策事業所となった事業所の基準排出量算定時及び2014年度までに基準排出量の変更の要件に該当した事業所の基準排出量変更時は、下表に示す第1計画期間の排出標準原単位を用いる。
- 2015年度から2019年度までに新たに特定地球温暖化対策事業所となった事業所の基準排出量算定時及び2015年度から2019年度までに基準排出量の変更の要件に該当した事業所の基準排出量変更時は、下表に示す第2計画期間の排出標準原単位を用いる。
- 第2計画期間の排出標準原単位のうち、用途区分が情報通信、商業、教育及び物流であってデータセンター、食品関係、理系大学等及び冷蔵倉庫等に該当する場合は、当該排出標準原単位を用いることができる。ただし、これらの値を用いた場合であって、その後に当該範囲の基準排出量の変更を行う場合は、用いた値を再度利用する。

用途区分	排出活動指標 [単位]	排出標準原単位		
		第1計画期間	第2計画期間	[単位]
事務所	床面積[m ²]	85	100	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
事務所(官公庁の庁舎)	床面積[m ²]	60	75	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
情報通信	床面積[m ²]	320	380 (7-外注 ^{※1} 610)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
放送局	床面積[m ²]	215	260	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
商業	床面積[m ²]	130	160 (食品関係 ^{※2} 225)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
宿泊	床面積[m ²]	150	180	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
教育	床面積[m ²]	50	60 (理系大学等 ^{※3} 95)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
医療	床面積[m ²]	150	185	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
文化	床面積[m ²]	75	90	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
物流	床面積[m ²]	50	55 (冷蔵倉庫等 ^{※4} 90)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
駐車場	床面積[m ²]	20	25	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
工場その他上記以外 ^{※5}	床面積[m ²]	排出実績値の95%		

※1 電気通信基盤充実促進措置法(平成3年法律第27号)に定められた電気通信設備(非常用電源設備(無停電電源装置、非常用発電機)、サーバー、ルーター、スイッチ)と同等な設備を有する施設であって、人が常駐しない範囲

※2 食品衛生法(昭和22年法律第233号)又は東京都食品製造業等取締条例(昭和28年条例第111号)に基づく営業許可範囲

※3 平成27年度日本学術振興会科学研究費助成事業の申請に係る所属部局番号一覧のうち理系と判断される所属部局(所属番号400から600番台の範囲を原則とし、これらに類すると東京都が認めた学部等を含む。)が使用する床の範囲

※4 電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置における第2号工と同様の範囲

※5 工場その他上記以外の排出標準原単位は、基準排出量決定時のみ用いる。

3 (19) 基準排出量 ④基準排出量の変更 (概要)

●基準排出量の変更 (基準排出量の見直し) 次のいずれかに該当する対象事業所は、都へ基準排出量の変更を申請しなければならない。

■熱供給事業所以外の事業所：①床面積の増減、②用途変更、③設備の増減 (事業活動量・種類の変更に伴うもの) が発生した場合、その結果、排出量の増減が基準排出量の6%以上と算定される場合

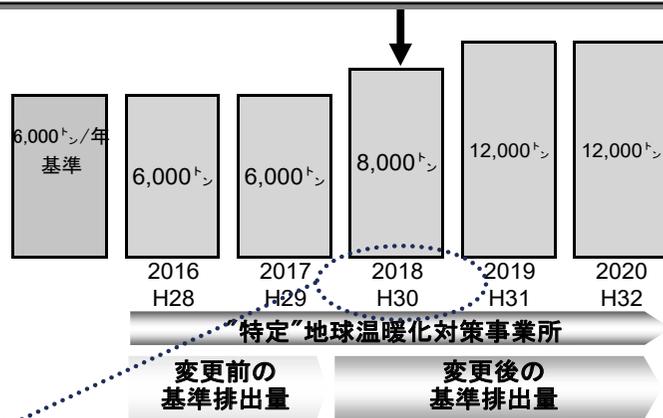
■熱供給事業所：第1計画期間 熱供給先の床面積の増減が基準年度における同床面積の6%以上となる場合

●「基準排出量の変更」の例 (熱供給事業所以外)

■基準排出量の変更要件

以下の①～③の変更に伴う排出量の増減が基準排出量の6%以上と算定される場合

- ①床面積の増床・減床
- ②用途変更 (排出活動指標に定める用途のうち異なる用途になる変更)
- ③設備の増減 (事業活動量・種類の変更に伴うもの)

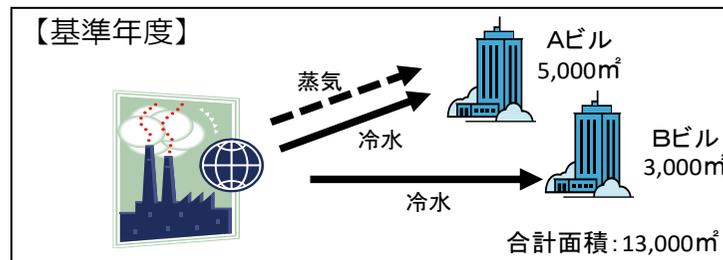


状況変更年度の基準排出量は、月割で計算

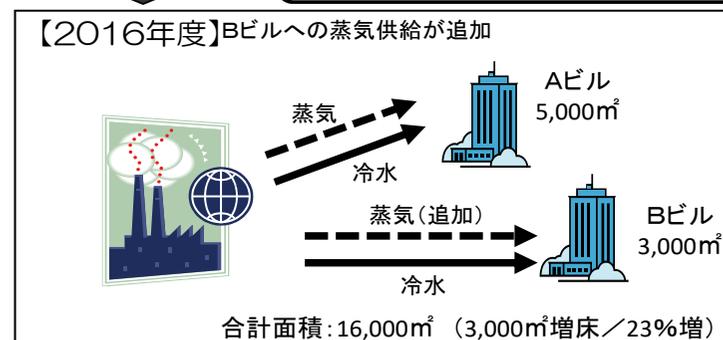
状況変更のあった日	状況変更のあった年度の基準排出量
4月×日	11ヶ月分を増減
...	...
2月×日	1ヶ月分を増減
3月×日	変更しない (翌年度から12ヶ月分を増減)

●「基準排出量の変更」の例 (熱供給事業所)

■基準排出量の変更要件 ※第2計画期間 熱の種類ごとの供給先の床面積を合計した値の増減が基準年度の床面積に対して6%以上となる場合



供給先の床面積が6%以上増加 (エネルギー供給量の増加)



■基準排出量の変更値の算定方法

- ・①対象事業所の過去の排出量実績を用いた算定、②排出標準原単位を用いた算定、③変更部分の (全部の) 実測値を用いた算定、④変更部分の一部の実測値を用いた算定
- ※③、④を用いる場合は、運用対策が「運用管理基準の適合認定ガイドライン」に定める基準に適合する場合に限る。
- ・第1計画期間から特定地球温暖化対策事業所となっている事業所については、前削減計画期間末 (2015年3月末日) からの状況の変更を把握し排出量の増減量及び変更量を算定することができる。

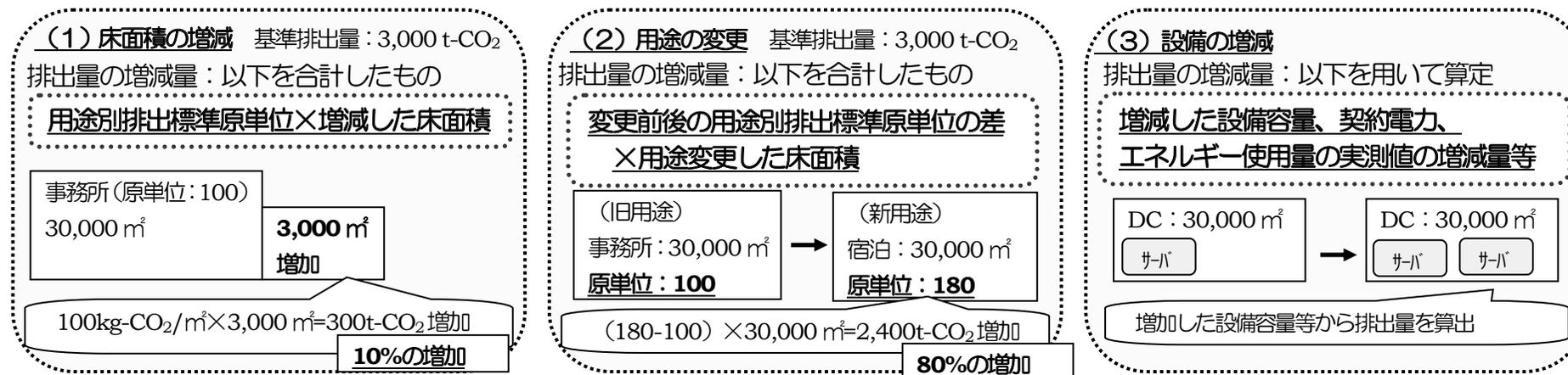
3 (20) 基準排出量 ⑤基準排出量の変更(具体的な計算方法) ※熱供給事業所以外の場合

- 事業者は、(1) 床面積の増減、(2) 用途の変更、(3) 設備の増減が生じた場合には、基準排出量変更の要件に該当するかを確認する。
- 基準排出量変更の要件に該当する場合、変更後の基準排出量を算定し、申請しなければならない。

1 基準排出量変更の要件の確認方法

本制度対象事業所の義務者は、(1) 事業所の床面積が増減した場合、(2) 用途を変更した場合、(3) 設備が増減した場合、基準排出量変更の要件に該当するかを確認する必要があります。(ここで算定した排出量の増減量は基準排出量の変更量と必ずしも等しくなるわけではありません。)

<要件の確認方法(例)>



2 変更後の基準排出量の算定方法(床面積が増減した場合の算定例)



※ ③ 全部又は一部の実測値を用いるの方法を選択できるのは、「基準排出量算定における実績排出量選択のための運用基準の適合認定ガイドライン」に定める基準に適合する場合に限られます。

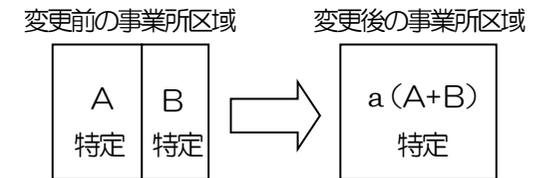
3 (21) 基準排出量 ⑥事業所区域の変更に伴う基準排出量の算定

● 事業所区域の変更に伴い特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける事業所の基準排出量は、当該事業所に含まれる変更前の事業所の指定及び範囲に応じて算定した値を合算して決定する。

(1) 変更前に特定地球温暖化対策事業所であった事業所区域の全部が含まれる場合

特定事業所であったA事業所とB事業所が事業所区域の変更に伴いa事業所となる場合、a事業所の基準排出量はA事業所とB事業所の基準排出量を合算して算定する。

$$a \text{ 事業所の基準排出量} = A \text{ 事業所の基準排出量} + B \text{ 事業所の基準排出量}$$

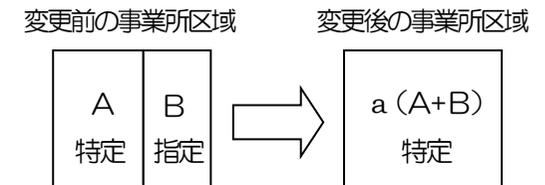


(2) 変更前に指定地球温暖化対策事業所であった事業所区域の全部又は一部が含まれる場合

特定事業所であったA事業所と指定事業所であったB事業所が事業所区域の変更に伴いa事業所となる場合、a事業所の基準排出量はA事業所の基準排出量にB事業所の排出量を合算して算定する。

$$a \text{ 事業所の基準排出量} = A \text{ 事業所の基準排出量} + B \text{ 事業所の排出量}^{*1}$$

※1 排出量は、「①当該事業所の過去の排出量を用いた算定」、「②排出標準原単位を用いた算定」又は「③全部の実測値を用いた算定」により算定する。→算定方法は3(20)参照



(3) 変更前に特定地球温暖化対策事業所であった事業所区域の一部が含まれる場合

ア 特定事業所であったA事業所が事業所区域の変更に伴いa事業所とb事業所となる場合、A事業所の基準排出量を基に算定する。

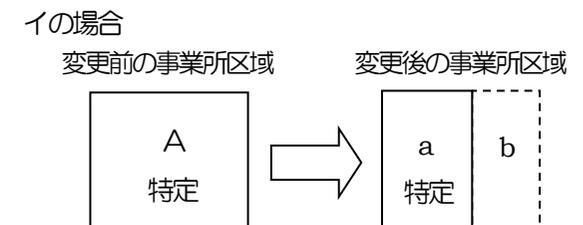
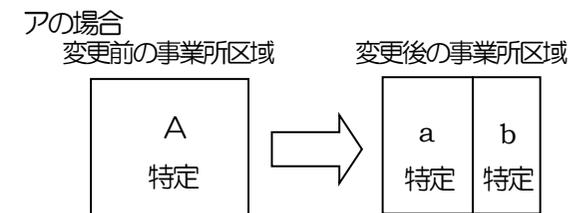
A事業所の基準排出量の決定方法	過去の排出実績		排出標準原単位
a, b 事業所の基準排出量の決定方法	基準年度の排出量の平均値にて算定 ^{※2}	各事業所の排出量 ^{※1} 比による案分にて算定 ^{※3}	排出標準原単位を用いて算定

※2 a事業所及びb事業所の範囲における基準年度の特定温室効果ガス年度排出量を算定できる場合

※3 a事業所及びb事業所の範囲における基準年度の特定温室効果ガス年度排出量を算定できない場合

イ 特定事業所であったA事業所が事業所区域の変更に伴いa事業所と指定を受けないb事業所となる場合、a事業所の基準排出量はA事業所の基準排出量からb事業所の排出量^{※1}を減じて算定する。

$$a \text{ 事業所の基準排出量} = A \text{ 事業所の基準排出量} - b \text{ 事業所の排出量}^{*1}$$

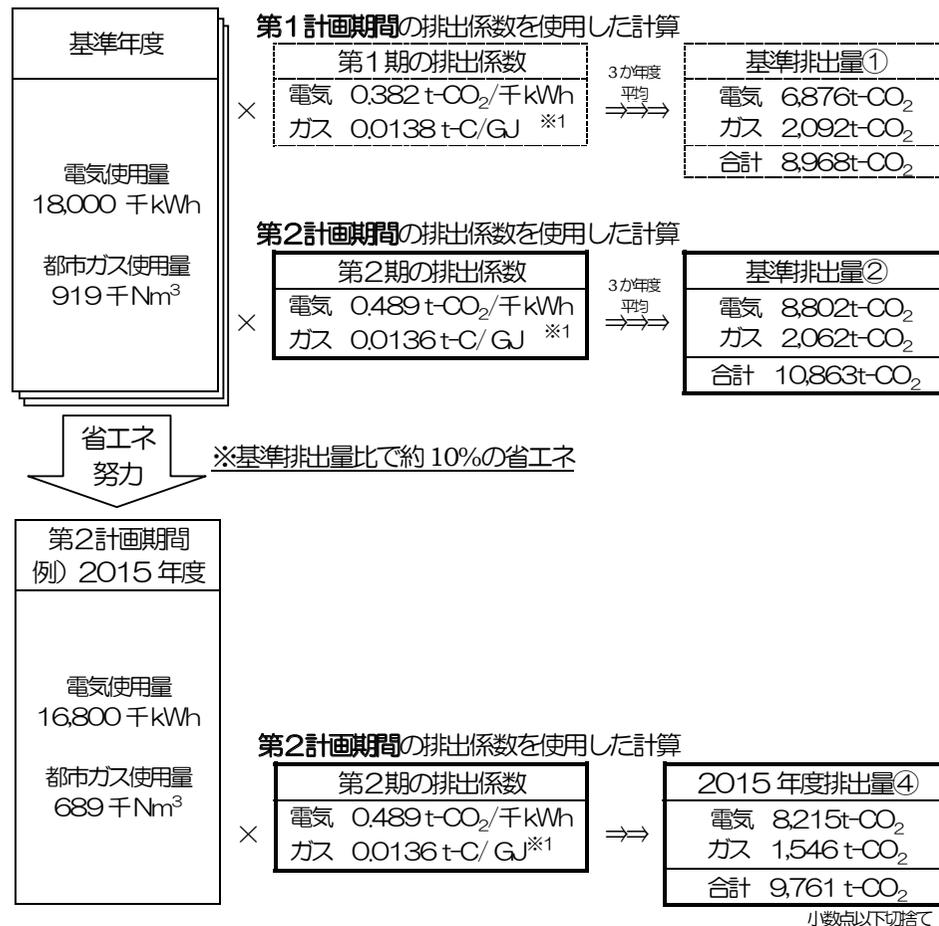


3 (22) 基準排出量 ⑦基準排出量の再計算* (再計算を行う理由)

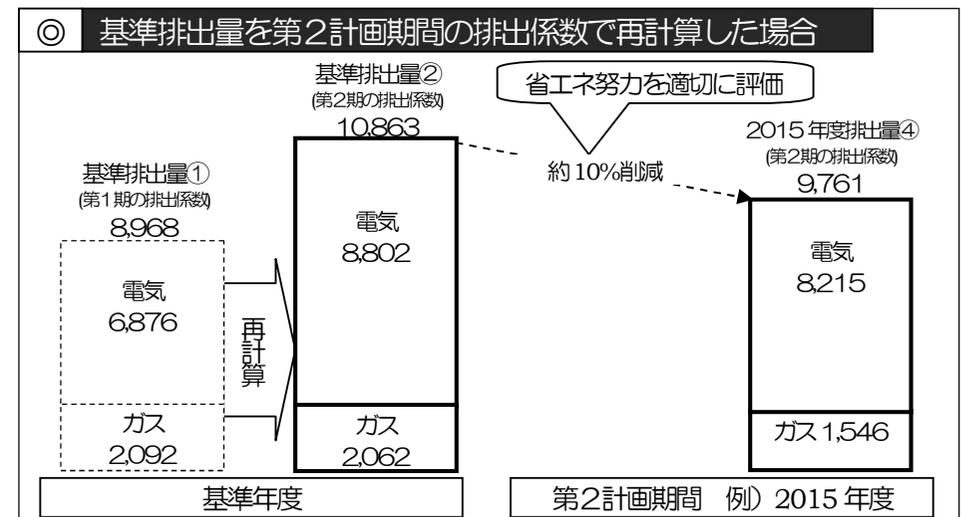
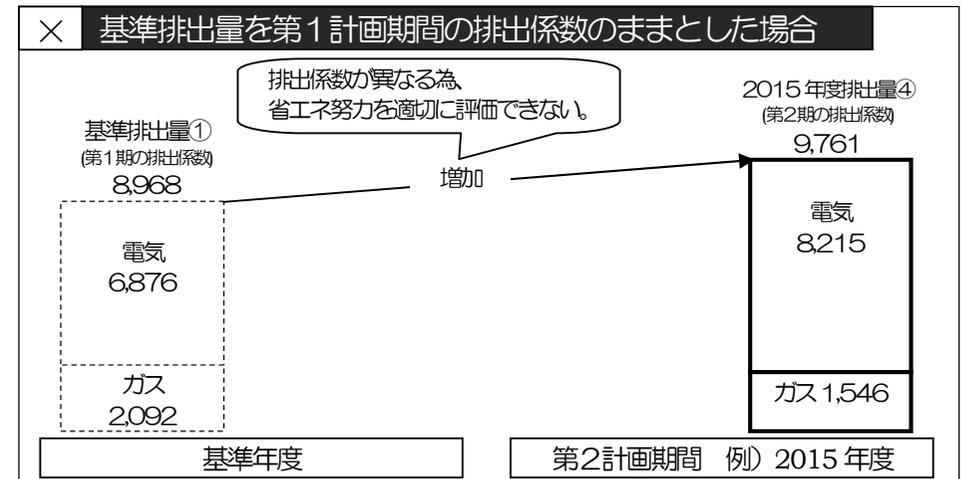
※既に対象の事業所からは、御是出いただいております。

- 第2計画期間の排出係数を使用することにより、電気のCO₂排出係数が大きく変化している近年の状況を反映
- 対象事業所の省エネ努力を適切に評価するために、第2計画期間の年度排出量の算定だけでなく、基準排出量も第2計画期間のCO₂排出係数で再計算し設定
- 基準排出量再計算の方法は、事業所の状況により異なる(詳細は3(23)参照)。

例) 基準年度から省エネ努力した事業所の場合



※1 都市ガスのCO₂排出量は、使用量(千Nm³)に単位発熱量、排出係数、44/12を乗じて算定(単位発熱量は、供給事業者や年度によって異なる。(詳細は算定ガイドライン参照))



3 (23) 基準排出量 ⑧基準排出量の再計算 (再計算の方法)

■基準排出量の再計算 第1計画期間の基準排出量を「過去の排出実績」か「排出標準原単位」のどちらの方法で決定したかにより、原則の方法A又はBとなり、さらに、例外の方法が有利となる事業所は、例外の方法C又はDを選択可能

	第1期の基準排出量を「過去の排出実績」で決定	第1期の基準排出量を「排出標準原単位」で決定
原則の方法	<p>原則の方法A 第1期の基準排出量のエネルギー使用量はそのままに、第2計画期間のCO₂排出係数を乗じて再計算</p> <p>例) 第1期の基準排出量のエネルギー使用量が、電気18,000千kWh、都市ガス919千Nm³の場合 ア 第1期の基準排出量</p> $\text{第1期の基準排出量}^{*1} = \left(\begin{array}{l} \text{基準年度の} \\ \text{基準年度の} \\ \text{エネルギー使用量} \\ \text{エネルギー使用量} \end{array} \right) \times \text{第1期の排出係数} = \left(\begin{array}{l} \text{基準年度のエネルギー使用量} \\ \text{電気18,000千kWh} \\ \text{都市ガス919千Nm}^3 \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{第1期の排出係数} \\ \text{電気0.382 t-CO}_2/\text{千kWh} \\ \text{都市ガス0.0138 t-C/GJ}^{**} \end{array} \right)$ <p style="text-align: center;">3か年度平均 ⇒ ⇒ ⇒ 8,968t-CO₂ (小数点以下切捨て)</p> <p>イ 第2期の基準排出量へ再計算</p> $\text{第2期の基準排出量} = \left(\begin{array}{l} \text{エネルギー使用量は} \\ \text{そのまま} \end{array} \right) \times \text{第2期の排出係数} = \left(\begin{array}{l} \text{エネルギー使用量は} \\ \text{そのまま} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{第2期の排出係数} \\ \text{電気0.489 t-CO}_2/\text{千kWh} \\ \text{都市ガス0.0136 t-C/GJ}^{**} \end{array} \right)$ <p style="text-align: center;">3か年度平均 ⇒ ⇒ ⇒ 10,863t-CO₂ (小数点以下切捨て)</p>	<p>原則の方法B 第1期の基準排出量に都が定める倍率^{*3}(1.21)を乗じて再計算</p> <p>例) 第1期の基準排出量^{*1}が10,000t-CO₂の事業所の場合</p> <p>第2期の基準排出量へ再計算</p> $\text{第2期の基準排出量} = \text{第1期の基準排出量}^{*1} \times \text{都が定める倍率}^{*3} \quad 1.21$ $= 10,000 \times 1.21$ $= 12,100 \text{ t-CO}_2 \text{ (小数点以下切捨て)}$
	例外の方法	<p>例外の方法C 例外の方法が有利に算定されるときは、当該事業所の2013年度の電気、熱及び燃料の使用比率に基づく倍率を乗じて再計算</p> <p>例) 第1期の基準排出量^{*1}が8,968t-CO₂の場合 2013年度排出量を、第1期の排出係数で計算すると7,986t-CO₂ 2013年度排出量を、第2期の排出係数で計算すると9,761t-CO₂の事業所の場合</p> $\text{第2期の基準排出量} = \text{第1期の基準排出量}^{*1} \times \frac{\text{第2期係数での2013年度値}}{\text{第1期係数での2013年度値}} = 8,968 \text{ tCO}_2 \times \frac{9,761 \text{ tCO}_2}{7,986 \text{ tCO}_2}$ $= 10,961 \text{ tCO}_2 \text{ (小数点以下切捨て)}$

■第1計画期間中に基準排出量の変更を行った場合の取扱い

第1期の当初の基準排出量を再計算し、基準排出量変更に伴う変化率^{*4}(=第1期の変更後の基準排出量^{*5}÷第1期の当初の基準排出量)を乗ずる。

例) 「例外の方法C」で10,961t-CO₂、第1期の変更後の基準排出量は12,000t-CO₂、第1期の当初の基準排出量は8,968t-CO₂の事業所の場合

$$\text{第2期の変更後の基準排出量} = \left(\begin{array}{l} \text{上表A~Dのいずれかで再計算した} \\ \text{第2期の基準排出量} \end{array} \right) \times \frac{\text{第1期の変更後の基準排出量}^{*5}}{\text{第1期の当初の基準排出量}} = 10,961 \text{ tCO}_2 \times \frac{12,000 \text{ tCO}_2}{8,968 \text{ tCO}_2} = 14,666 \text{ tCO}_2 \text{ (小数点以下切捨て)}$$

※1 「第1期の基準排出量」は、基準排出量の変更を行う前の当初の基準排出量の値

※2 都市ガスのCO₂排出量は、使用量(千Nm³)に単位発熱量、排出係数、44/12を乗じて算定

※3 都が定める倍率とは、全事業所のCO₂排出係数の見直しによる基準排出量の増減率の平均値

※4 変化率は、端数処理を行わずに算ずる。

※5 第1期中に、基準排出量の変更を複数回行った場合は、最後に行った基準排出量変更後の値(最後に行った基準変更に伴う1年部分の変更量を増減した値)

3 (24) 削減義務率 ①考え方

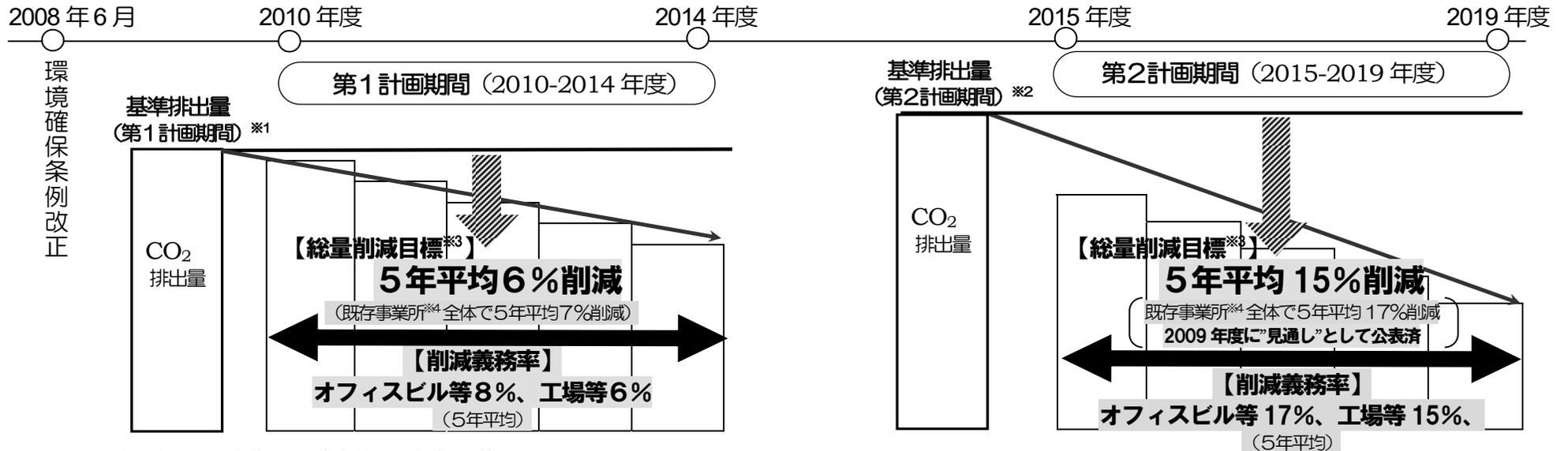
- 東京都の総量削減目標「2020年までに、2000年比25%削減」（「10年後の東京」及び「環境基本計画」）
- 「2020年までに、2000年比25%削減」に必要な業務産業部門の削減率は17%
 - 第1計画期間（2010-2014年度）は、「大幅削減に向けた転換始動期」と位置付け、8%又は6%の削減義務
 - 第2計画期間（2015-2019年度）は、「より大幅なCO₂削減を定着・展開する期間」と位置付け、17%又は15%の削減義務

東京都は、2006年12月、「10年後の東京」において、「2020年までに2000年比で25%削減」というCO₂削減目標を設定しました。この目標は、

- ① 危険な気候変動による影響を回避するためには、2050年には世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも半減する必要があること、
- ② 膨大なエネルギーを消費し、便利で豊かな生活を実現した先進国の大都市こそが、大幅なCO₂削減を可能とする低炭素型の持続可能な社会への移行を先導しなければならないこと、
- ③ 先進国の大都市が、こうした都市モデルを実現してこそ、急成長を続けるアジアなど途上国の都市に対しても、目指すべき都市の姿を実践的に示すことができること、

という認識に立ち、東京は世界の大都市に先駆けて、低炭素型の都市モデルを実現していくことを目指し、設定したものです。

2014年12月に策定した「東京都長期ビジョン」では、スマートエネルギー都市の創造に向け、エネルギー消費量を「2020年までに20%、2030年までに30%削減（2000年比）」という新たな省エネルギー目標を設定しました。



※1 原則、2002-2007年度のうち連続する3か年度平均値
 (第1期の電気の排出係数は2005-2007年度の都内に電気を供給する東京電力及び新電力の平均値0.382t-CO₂/千kWh(計画期間中は固定))

※3 各計画期間の総量削減目標は、計画期間中に、新たに指定地球温暖化対策事業所となる事業所の排出量等を含めた値である。

※4 既存事業所とは、総量削減目標の適用日(平成22年4月1日)における指定地球温暖化対策事業所をいう。

※2 第1計画期間同様の算定方法。ただし、第2計画期間の排出係数で再計算
 (第2計画期間の電気の排出係数は2011、2012年度の都内に電気を供給する東京電力及び新電力の平均値0.489t-CO₂/千kWh(計画期間中は固定))

3 (25) 削減義務率 ②削減義務率と区分の決定方法

- 第1計画期間（2010～2014年度）の削減義務率：8%又は6%（基準排出量比）
- 第2計画期間（2015～2019年度）の削減義務率：17%又は15%（基準排出量比）

●削減義務率

区分	削減義務率 (基準排出量比)	第1計画期間	第2計画期間
		I-1	8%
I-2	6%	15%	
II	6%	15%	

※1 オフィスビル等（第一区分事業所）

(ア)事務所（試験、研究、設計又は開発のためのものを含む）又は営業所、(イ)官公庁の庁舎、(ロ)百貨店、飲食店その他の店舗、(リ)旅館、ホテルその他の宿泊施設、(レ)学校その他の教育施設、(ハ)病院その他の医療施設、(ニ)社会福祉施設、(ヘ)情報通信施設、(ホ)美術館、博物館又は図書館、(コ)展示場、(カ)集会場又は会議場、(ク)結核式場又は宴会場、(ケ)映画館、劇場又は観覧場、(セ)遊技場、(ゼ)体育館、競技場、水泳プールその他の運動施設、(ク)公衆浴場又は温泉保養施設、(フ)遊園地、動物園、植物園又は水族館、(ヘ)競技場、競輪場、小型自動車競走場又はモーターボート競技場、(ニ)倉庫（冷凍倉庫又は冷蔵倉庫を含む）、(ト)トラックターミナル、(チ)刑務所又は拘留所、(ク)斎場、(ク)駐車場

※2 事業所の全エネルギー使用量に占める他人から供給された熱に係るエネルギーの割合が20%以上のもの

※3 区分I-1、区分I-2以外の事業所（工場、上下水道、廃棄物処理施設等）

●削減義務率の適用区分の決定及び変更の時期

①基準排出量を決定するとき、②トップレベル事業所の認定申請を行うため基準排出量の決定の前に予め区分を決定する必要があるとき、③基準排出量を変更するとき

●複合用途の事業所における区分の判断基準

・基準期間において区分Iの用途における特定温室効果ガス排出量の合計が、事業所全体の排出量に占める比率が50%を超えている場合、区分Iとする。

※ただし、用途ごとの床面積の比率を、特定温室効果ガス排出量の比率とみなすことができる。

・上記の「基準期間」については、下表に掲げる期間とする。

決定又は変更の時期	基準排出量の算定方法	基準期間
基準排出量を決定するとき	特定温室効果ガス年度排出量の平均の量 排出活動指標値に排出標準原単位を乗じて得た量	平均の量の算定の対象となった全ての年度 削減義務期間の開始の年度の3年度前から前年度まで
基準排出量の決定の前のとき	—	削減義務期間の開始の年度の3年度前から2年度前まで
基準排出量を変更するとき	—	基準排出量を変更する要因となった状況の変更があった日以後の1年間（区分を早急に決定する必要がある場合においては、6月まで短縮することができる。）

※事業所区域変更に伴う基準排出量の決定は別途

●地域冷暖房等の他人から供給された熱の使用割合の基準

- ・基準排出量を決定するときは、上表の期間と同じ。
- ・基準排出量を変更するときは、変更があった年度の削減義務率は当該年度、変更があった翌年度以降の削減義務率は翌年度を基準期間とする。
- ・基準排出量は変更されないが、他人から供給される熱の大幅な利用形態の変更（地冷への加入/脱退とそれに伴う自己熱源の廃止/増設等）があったときも、基準排出量を変更するときと同様の基準期間を基に、削減義務率を再決定する。

3 (26) 削減義務率 ③新たに削減義務対象となる事業所の取扱い

- 「より大幅な削減を定着・展開する第2計画期間」の特別の配慮として、第2計画期間に新たに削減義務対象となる事業所の削減義務率は、8%又は6%
- 第1計画期間に限り、その途中から削減義務対象となった事業所は、削減義務対象になってから5年間は、第1計画期間の削減義務率を適用（第2計画期間の残りの期間（削減義務対象になってから6年度目以降）は、第2計画期間の削減義務率を適用）

■ 第2計画期間に新たに特定地球温暖化対策事業所（削減義務対象）となる事業所の取扱い

- ✓ 第1計画期間と同等の削減義務率を適用
 - ・ 区分Ⅰ-1：基準排出量比8%削減
 - ・ 区分Ⅰ-2、区分Ⅱ：基準排出量比6%削減

■ **第1計画期間に限る措置** 第1計画期間の途中から特定地球温暖化対策事業所（削減義務対象）になった事業所の取扱い

- ✓ 第1計画期間に限り、その途中から削減義務対象となった事業所については、「特定地球温暖化対策事業所になってから5年間は、第1計画期間の削減義務率を適用」することとする。
- ✓ 第2計画期間の残りの期間（特定地球温暖化対策事業所になってから6年度目以降）は、第2計画期間の削減義務率を適用

<イメージ>

期間	第1計画期間					第2計画期間				
	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
既存事業所	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	17又は15%	17又は15%	17又は15%	17又は15%	17又は15%
第1計画期間途中から削減義務対象の事業所	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	17又は15%	17又は15%	17又は15%	17又は15%
	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	17又は15%	17又は15%	17又は15%
	指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	17又は15%	17又は15%
		指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	17又は15%
第2計画期間に新たに削減義務対象の事業所			指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%
				指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%
					指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%
						指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%
						指定	指定	指定	8又は6%	

※表中「指定」とあるのは、削減義務はまだかかっていないものの、指定地球温暖化対策事業所になっていることを示す。

3 (27) 削減義務率 ④電気事業法第27条に関連する緩和措置 (概要)

● 「より大幅な削減を定着・展開する第2計画期間」の特別の配慮として、17%又は15%の削減義務率が適用される事業所のうち、電気事業法第27条の使用制限の緩和措置※(削減率0%又は5%)の要件を満たす需要設備(一部除く)に係る特定温室効果ガス排出量が当該事業所の「排出量の1/2以上」である事業所は、第2計画期間に限り削減義務率を緩和

※平成23年経済産業省告示第126号

■都制度で削減義務率の緩和措置の対象となる需要設備

電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所			削減率	都制度の削減義務率から減ずる程度
告示番号	項目又は詳細説明(抜粋)			
第1号	ア	医療施設 医薬品製造販売業(製造業) 医薬品卸売販売業 医療機器製造販売業(製造業) 社会福祉施設等	削減率0%	4%
	イ	病院と医学、歯学等の学部や研究所等が主要な施設として一体として立地するもの		
第2号	ア	情報処理システムに係る需要設備	変動率10%未満 削減率0%	4%
		クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備	変動率10%以上15%未満 削減率5%	2%
第1号	工	水道、下水道、揚水機場(都施設を除く。)	削減率5%	2%
	キ	産業廃棄物処理施設		
第2号	工	一定の冷蔵室を有する食料・飲料卸売業、定温倉庫、貯蔵槽倉庫、冷蔵倉庫	削減率5%	2%
	オ	中央・地方卸売市場(都施設を除く。)		
	カ	航空保安施設		
	キ	空港ターミナルビル		
	ク	港湾運送等に係る需要設備		

■都制度で削減義務率の緩和措置の対象とならない需要設備

- ✓ 電気事業法第27条の使用制限の緩和措置として削減率10%の要件を満たす需要設備
- ✓ 電気事業法第27条の使用制限の緩和措置として削減率5%の要件を満たす需要設備のうち、都施設、緩和対象時間帯が限定される需要設備及び発電のためのエネルギー供給等が制限緩和理由である需要設備

● 主な手続き

- ✓ 2011年の国への電気事業法第27条使用制限緩和の申請の有無にかかわらず、第2計画期間の状況で、都制度の削減義務率の緩和対象となるかを確認(検証不要)
- ✓ 第2計画期間のある年度の状況が「電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置」の要件を満たし、削減義務率の緩和措置を受ける場合は、翌年度の計画書提出の際に「電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置に係る確認書」及び根拠書類※1を提出
- ✓ 都は要件確認後に、当該事業者へ削減義務率緩和の程度をお知らせ※2
- ✓ 削減義務率の緩和は、提出前年度(要件を満たした年度)のみに適用
- ✓ 引き続き削減義務率の緩和措置を受ける場合は、毎年度同様の手続が必要

※1 需要設備を確認する資料、需要設備の要件確認や排出量の1/2以上を確認するための根拠資料を添付する。ただし、2回目以降の提出において、前回提出時から需要設備の状況に変化がない場合は根拠資料の添付は不要。
※2 削減義務率緩和の程度が変更となった場合に限る。

<2015年度に要件を満たした場合の例>

- 翌2016年度の計画書提出の際に必要な書類を提出
- 都から要件が確認されれば、2015年度の削減義務率が緩和
- 2016年度以降も要件を満たせば、同様の手続を2017年度以降に実施

<イメージ>

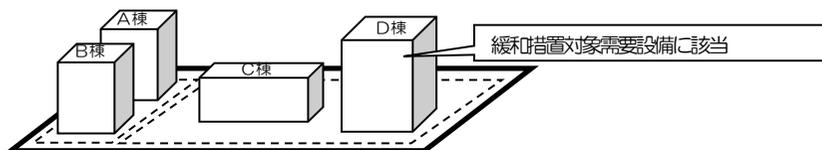
年度	第2計画期間				
	2015	2016	2017	2018	2019
事項	「電気事業法第27条の緩和対象需要設備が排出量の1/2以上」に該当	→ ◎計画書に添付し提出	以降、毎年度同様		

3 (28) 削減義務率 ⑤電気事業法第27条に関連する緩和措置 (確認方法等)

- 電気事業法第27条の使用制限の緩和措置 (削減率0%又は5%) の要件を満たす需要設備 (一部除く。) と「排出量の1/2以上」であるかは以下の手順によって判断し、要件を満たす場合に事業所全体の削減義務率を緩和

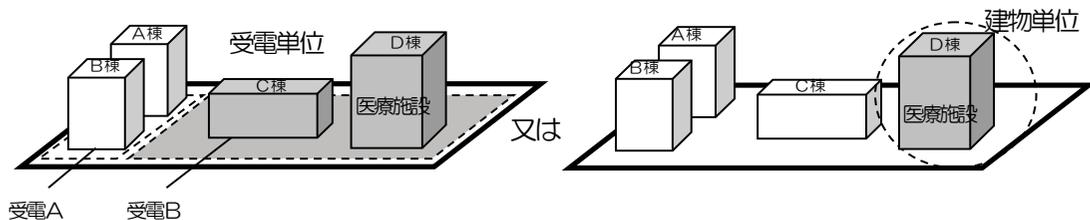
■ 「需要設備」及び「排出量1/2以上」の確認方法

手順① 電気事業法第27条の使用制限の緩和措置対象に該当する需要設備の有無を確認

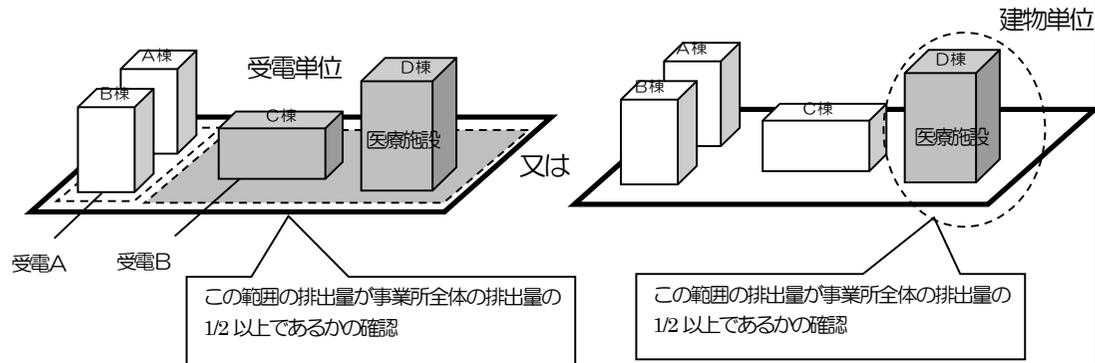


※実線枠が事業所範囲、点線枠が受電範囲をそれぞれ表す。

手順② 当該需要設備 (主たる設備) が、受電単位又は建物単位で電気事業法第27条の使用制限の緩和措置要件を満たすか確認



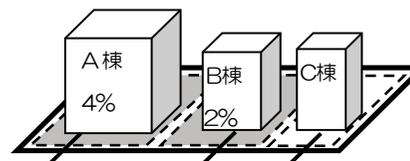
手順③ 当該需要設備の要件を満たすことが確認された範囲の排出量が「事業所全体の1/2以上」であるか確認 (排出量を把握できない場合は、床面積の大きさによって確認)



※ 第2号ア 情報処理システムに係る需要設備、クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備情報は受電単位のみ

■ 都制度の削減義務率から減ずる程度

●要件を満たす需要設備の範囲が1つで
事業所全体の排出量の1/2以上の場合

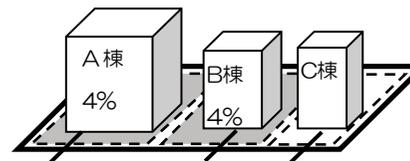


A棟の排出量が単独で事業所全体の1/2以上であれば、A棟の「減ずる程度4%」を、事業所全体に適用する。

受電A 受電B 受電C

※A棟が4%、B棟が2%の都制度の削減義務率から減ずる程度の需要設備であった場合の図

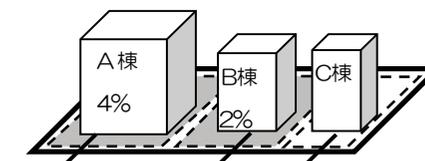
●要件を満たす需要設備の範囲が2つ以上で
事業所全体の排出量の1/2以上の場合



(1) 「減ずる程度4%」が同じであるA棟とB棟を合わせて事業所全体の1/2以上となる場合は、A棟B棟の「減ずる程度4%」を、事業所全体に適用する。

受電A 受電B 受電C

※A棟が4%、B棟が4%の都制度の削減義務率から減ずる程度の需要設備であった場合の図



(2) 「減ずる程度」が異なるA棟とB棟を合わせて事業所全体の1/2以上となる場合は、「減ずる程度2%」を、事業所全体に適用する。

受電A 受電B 受電C

※A棟が4%、B棟が2%の都制度の削減義務率から減ずる程度の需要設備であった場合の図

なお、上記3つの図は、受電単位の例であるが、建物単位でも同様である。

3 (29) 削減義務率 ⑥事業所区域の変更 (削減義務率と適用区分)

- 削減義務率の適用区分は、新指定事業所の用途等を基に新たに決定する。
- 新指定事業所の事業所区域に、特定地球温暖化対策事業所であった旧指定事業所の全部又は一部が含まれる場合は、旧指定事業所が最も早く特定地球温暖化対策事業所になってから5年間は第1計画期間に適用される削減義務率を適用する。第2計画期間の残りの期間は第2計画期間の削減義務率を適用する。
- 新指定事業所が事業所区域変更した後に、新たに特定地球温暖化対策事業所になる場合は、第1計画期間と同等の削減義務率を適用する。
- 新指定事業所の事業所区域に、優良特定地球温暖化対策事業所(トップレベル事業所)であった旧指定事業所の全部又は一部が含まれる場合においても、優良特定地球温暖化対策事業所(トップレベル事業所)の認定及び削減義務率の減少は継続しない。

■ (例) 2017年度に申請を行った場合

		第1計画期間					第2計画期間				
		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 ▽申請	2018年度	2019年度
① A事業所 → a事業所、b事業所											
旧指定事業所	A事業所	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	17又は15%	17又は15%	⇒義務履行後、指定の取消し		
新指定事業所	a事業所							新規指定→	17又は15%	17又は15%	17又は15%
	b事業所							新規指定→	17又は15%	17又は15%	17又は15%
② A事業所 → a事業所、b事業所											
旧指定事業所	A事業所		指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	⇒義務履行後、指定の取消し		
新指定事業所	a事業所							新規指定→	8又は6%	8又は6%	17又は15%
	b事業所							新規指定→	8又は6%	8又は6%	17又は15%
③ A事業所、B事業所 → a事業所											
旧指定事業所	A事業所	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	17又は15%	17又は15%	⇒義務履行後、指定の取消し		
	B事業所		指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	⇒義務履行後、指定の取消し		
新指定事業所	a事業所							新規指定→	17又は15%	17又は15%	17又は15%
④ A事業所、B事業所 → a事業所											
旧指定事業所	A事業所							指定	⇒指定の取消し		
	B事業所						指定	指定	⇒指定の取消し		
新指定事業所	a事業所							新規指定→	指定	8又は6%	8又は6%

3 (30) 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所） ①概要

- 「地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所（優良特定地球温暖化対策事業所）」として、「知事が定める基準」に適合すると知事が認めるとき、当該対象事業所の削減義務率を地球温暖化の対策の推進の程度に応じて軽減
- 優良特定地球温暖化事業所には、その程度に応じて次の2種類がある。
 - ・地球温暖化対策推進の程度が極めて優れた事業所 ⇒トップレベル事業所に認定（削減義務率を1/2に減）
 - ・地球温暖化対策推進の程度が特に優れた事業所 ⇒準トップレベル事業所に認定（削減義務率を3/4に減）
- 対象事業所は、自らの事業所が「知事が定める基準」に適合すると判断したとき、基準への適合状況等の確認を行う「登録検証機関」の「検証結果」を添えて、当該基準に該当する旨を知事に9月末までに申請
- 「優良特定地球温暖化対策事業所」の認定後、基準への適合状況が維持されているかについての確認を定期的の実施

知事が定める基準

- ・トップレベル認定基準（区分Ⅰに該当する事業所向け）
- ・トップレベル認定基準（区分Ⅱに該当する事業所向け）

■評価項目：多様な用途、業種の複数の事業所に対する試験実施結果を踏まえ、事業所の実態や特性等の違いを考慮し、下表のとおり作成

■評価分類：評価項目は、重要度や難易度等を考慮して以下に分類

- ◎必須項目：全ての認定申請事業所において評価の対象。
トップレベル事業所等が必ず取り組むべきもの
- 一般項目：全ての認定申請事業所において評価の対象。
トップレベル事業所等が優先的に取り組むべきもの

+ 加点項目：認定申請事業所において取組を行っているとき、評価の対象とするもの

(◎、○、+の記号は、優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドラインで定める、それぞれの評価項目を示す。)

評価区分	区分Ⅰ (事務所等)			区分Ⅰ (DHC)			区分Ⅱ (工場他)			区分Ⅱ (上水道施設)			区分Ⅱ (下水道施設)			区分Ⅱ (廃棄物処理施設)		
	必須	一般	加点	必須	一般	加点	必須	一般	加点	必須	一般	加点	必須	一般	加点	必須	一般	加点
I 一般管理事項	17	4	2	17	3	2	17	4	2	17	4	2	17	4	2	17	4	2
II 建物及び設備性能に関する事項	25	39	51	20	30	39	14	51	133	13	28	101	17	41	102	15	32	106
III 事務所及び設備の運用に関する事項	14	53	8	11	44	8	32	49	50	22	40	32	22	39	35	23	33	32
小計	56	96	61	48	77	49	63	104	185	52	72	135	56	84	139	55	69	140
計	213			174			352			259			279			264		
必須+一般	152			125			167			124			140			124		

■採点基準

「必須項目」と「一般項目」を合わせて100点満点となるよう設定。

さらに「加点項目(上限20点)」を設定し、水準に適合する場合は加算する。

- ・「必須項目」「一般項目」「加点項目」の合計が80点以上※1 ⇒「トップ事業所」の認定水準
- ・「必須項目」「一般項目」「加点項目」の合計が70点以上※2 ⇒「準トップ事業所」の認定水準

※1 必須項目における評価点が0点の項目が1つも無いことが条件

※2 必須項目における評価点が0点の項目が2以内であること（事業所内の最も古い建物の竣工年度が2013年度以降の場合）及び必須項目における評価点が0点の項目が4以内であること（事業所内の最も古い建物の竣工年度が2012年度以前の場合）が条件

■「必須項目」設定の考え方

- ・トップレベル事業所等には、継続的に削減対策を行うための推進体制等の整備、設備の管理業務等が十分に行われていること
- ・トップレベル事業所等には、現時点で実用段階にある高効率機器が導入されていること

■各評価項目の得点

- ・各評価項目の得点＝評価点×重み係数
- ・評価点は、取組状況に応じて0点から1点に設定している。

■「重み係数」設定の考え方

- ・設備のエネルギー消費量の大小に応じて設定
- ・対策の省エネルギー効果の程度に応じて設定
- ・「III 設備及び事業所の運用に関する事項」を重視した設定

■トップレベル事業所の検証を実施する登録検証機関（検証主任者の要件）

下の枠内に示す資格を有し、かつ、それぞれの登録区分に属する事業所に対する省エネルギー・CO₂削減に関する診断、コンサルティング又はコミショニング業務に3年以上従事

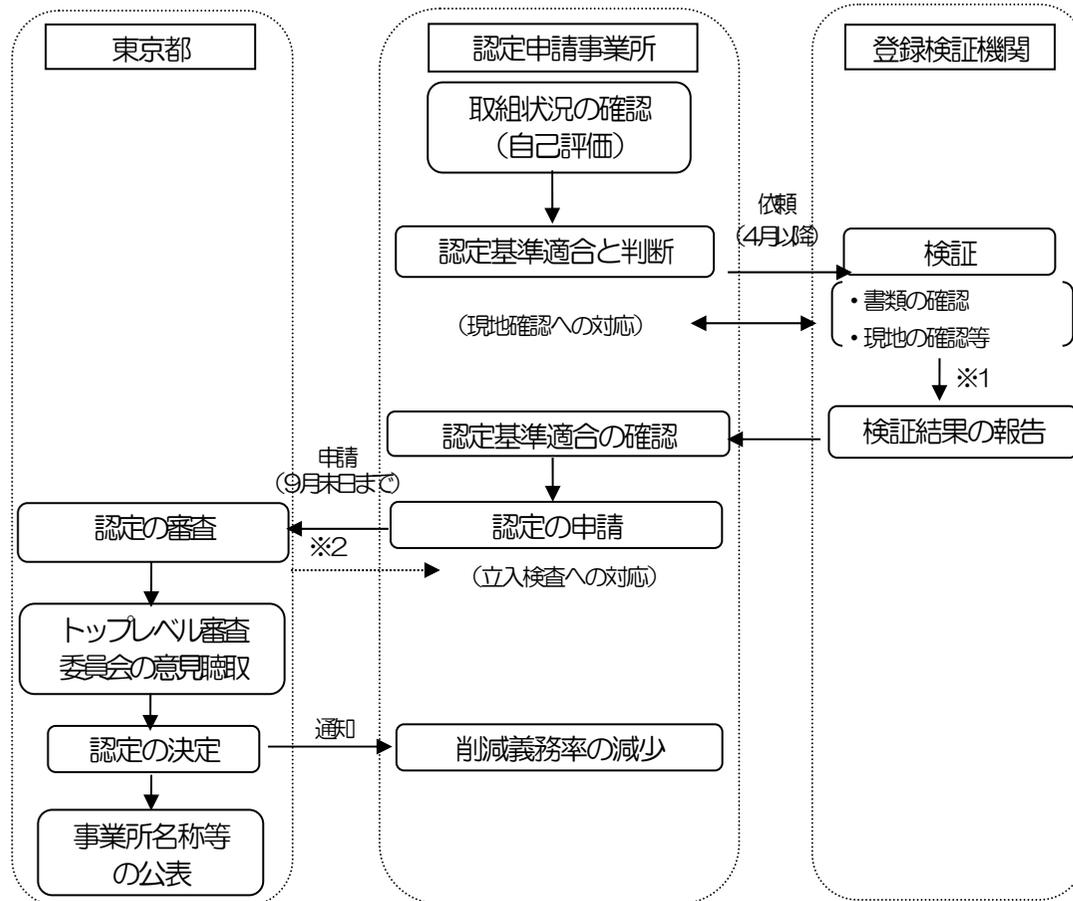
エネルギー管理士、設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士（電気電子、機械、衛生工学、総合技術監理（電気電子、機械、衛生工学））

3 (31) 優良特定地球温暖化対策事業所 (トップレベル事業所) ②認定申請

<認定申請の流れ>

- 対象事業所において、削減対策の取組状況が認定基準に適合すると判断した場合、自己評価の上、検証機関の検証結果を添付して都に申請
- 都は、申請内容をチェックし、専門家によるトップレベル審査委員会の意見を踏まえ、認定の決定を行う。
- 認定を受けた事業者は、2年度目(認定された年度の翌年度)以降は、毎年6月末までに、取組状況の報告を都に提出(検証は不要)

<認定申請のフロー>



※1 評価書等の内容を検証後に修正する場合は、再検証を行う。
 ※2 立入検査(条例第五十二条の二に基づくもの)は、必要に応じて実施する。

<認定申請に係る評価期間について>

- 検証の結果、評価書の総合得点が認定水準を満足しているときは、9月末日までに削減義務率減少申請書に、評価書等を添えて申請を行う。
- I 一般管理事項及び、III 事業所及び設備の運用に関する事項は、申請の前年度の年間実績で評価する。II 設備及び事業所の性能に関する事項は、申請の前年度末の時点の状況で評価する。

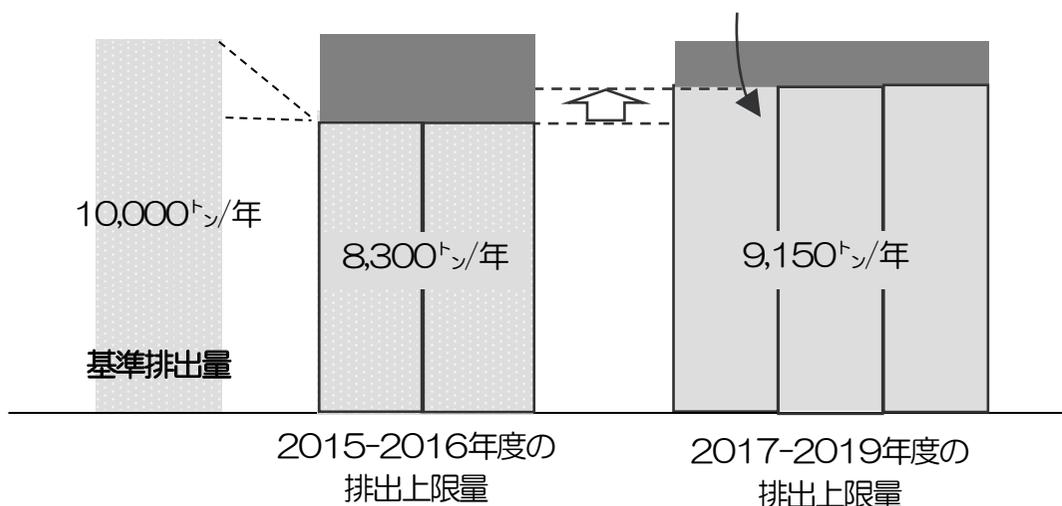


3 (32) 優良特定地球温暖化対策事業所 (トップレベル事業所) ③削減義務率

- 優良特定地球温暖化対策事業所と認定された場合、認定された年度以降の削減義務率が減少される。
(原則、当該計画期間中有効 ※。ただし、取組の程度が低下したときは、認定の取消又は変更 (降格) が実施される。)

(例) 2017年度から義務率1/2のトップレベル事業所と認定された場合

2017年度以降の削減義務率が1/2 ※



〔総量削減義務履行の状態〕

- 「基準排出量」: 10,000トン/年、● 通常の削減義務率: ▲17%削減の場合

- ①2015-16年度 (2年間): 16,600トン (8,300トン/年 (10,000トン/年×▲17%) × 2年間)
 - ②2017-19年度 (3年間): 27,450トン (9,150トン/年 (10,000トン/年×▲8.5%) × 3年間)
- ⇒ 5年間の排出量の合計を、44,050トン以下に (排出上限量が、41,500トンから44,050トンに)

※認定された年度が属する計画期間終了年度まで有効

■2年度目以降の認定の継続、降格、取消し

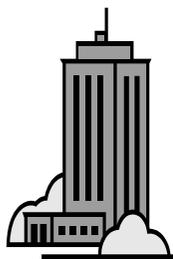
2年度目 (認定された年度の翌年度) 以降毎年度、事業者は、基準への適合状況について報告しなければならない (登録検証機関による検証は不要)。そのときの総合得点等によって、下表のとおり取り扱われる。

総合得点 取組 の程度	水準が上がる場合 ①「70点以上80点未満」 から「80点以上」に	水準が変わらない場合 ①「70点以上80点未満」のまま ②「80点以上」のまま	水準が下がる場合 ①「80点以上」から 「80点未満」に ②「70点以上80点未満」 から「70点未満」に
上がる場合	次のいずれかを選択 ・「準トップ」のまま 認定を継続する	・認定の継続	・認定の継続
変わらない 場合	・「準トップ」から「ト ップ」への変更申請 を行う (登録検証 機関による検証が 必要)	☆取組程度は低下してい ないが、エネルギー消 費先比率の変化など により総合得点の水準が 下がる場合は、降格・ 取消しを行わない。	・「トップ」から「準 トップ」への降格又 は認定の取消し
下がる場合	☆取組程度が低下し、かつ、総合得点の水準 が下がったときは、降格・取消しがある。		

- ◆ 取組の程度 (主としてⅠ、Ⅲの評価点) について、2年度目 (認定された年度の翌年度) 以降の報告と認定された年度の4月1日時点における値とを比べて、「上がる」「下がる」を判断する。

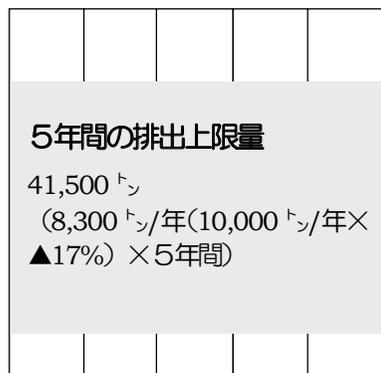
3 (33) 総量削減義務の履行手段 ①概要

■第2計画期間の削減義務率が「▲17%削減」の事業所の場合(例)



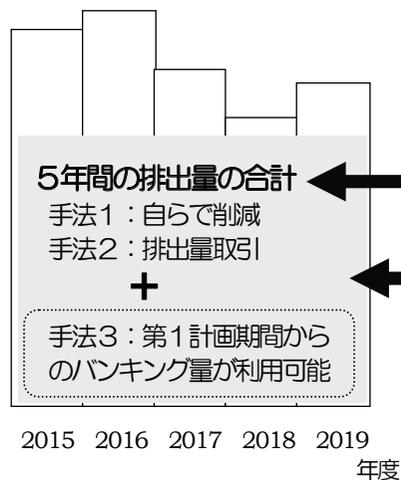
(例)

- 基準排出量：10,000ト/年
(第2期の排出係数で再計算後の値)
(2002-2007年度のうち、いずれか連続する3か年度
平均値で設定)
- 第2計画期間の削減義務率：17%



(削減計画期間：5年間)

≧
削減義務履行



1. 自らで削減

○高効率なエネルギー消費設備・機器への更新や運用対策の推進など(「燃料・熱・電気の使用量」を削減する対策)

○「低炭素電力・熱の選択の仕組み」

事業所の「低炭素電力・熱の供給事業者」選択行動を促すため、都が認定するCO₂排出係数の小さい供給事業者から電気・熱を選んだ場合に、CO₂削減相当として認める仕組みを新たに導入

2. 排出量取引

①超過削減量

他の削減義務対象事業所が、削減義務量を超えて削減した量
(基準排出量の1/2を超えない範囲のものに限る。)

②都内中小クレジット(都内削減量)

都内中小規模事業所の省エネ対策による削減量

③再生エネクレジット(環境価値換算量・その他削減量)

再生可能エネルギーの環境価値
(太陽光(熱)、風力、地熱、水力(1000kW以下)については、1.5倍換算)

④都外クレジット(都外削減量)

都外大規模事業所の省エネ対策による削減量
(削減義務に利用できるのは、削減義務量の1/3まで)

⑤埼玉連携クレジット(その他削減量)

埼玉県目標設定型排出量取引制度により創出された埼玉県の超過削減量及び
県内中小クレジット

3. 第1計画期間からのバンキング量

第1計画期間の超過削減量やクレジットを、第2計画期間の削減義務に利用することができる。(第3計画期間へのバンキングはできない)

3 (34) 総量削減義務の履行手段 ②設備更新等のタイミングに柔軟に対応できる義務履行手段

- 削減義務の履行は、「自らの事業所での削減」を基本とするため、対象事業所においては、自らの事業所における早期の省エネ対策等の実施が望ましい。しかし、排出量取引の実施を制約するものではない。
- 対象事業所は、削減計画期間ごとの削減義務の達成方法を、「自らの事業所での削減」で行うか、「排出量取引で削減量を調達」するか、また、両者の活用によって行うかなど、自らで選択可能
- 削減義務の達成手段は、企業が有する設備更新計画や総合的な対策コスト等を踏まえて、柔軟に判断・選択することが可能

■各事業所の設備更新等のタイミングに柔軟に対応できる義務履行手段

年度	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019
	第1計画期間					第2計画期間				

①第1計画期間で大幅な設備更新を行う場合

- 設備更新等の実施で、義務履行
(削減義務以上の削減実績をあげた場合)

削減実績の繰り越し

※削減実績を次期計画期間へ繰り越し
(バンキング)することが可能

②第2計画期間で大幅な設備更新を行う場合

- 第1計画期間は、
排出量取引で削減量の不足分を調達
し、義務履行

- 設備更新等の実施で、義務履行
(削減義務以上の削減実績をあげた場合)

削減実績の繰り越し

- 設備更新等のタイミングは、経営判断として事業者で決定
- 設備更新計画や総合的な対策コストを踏まえ削減義務の履行を、「自らの事業所での削減」で行うか、「排出量取引で削減量を調達」するか、両者の活用により行うか、自らで選択可能

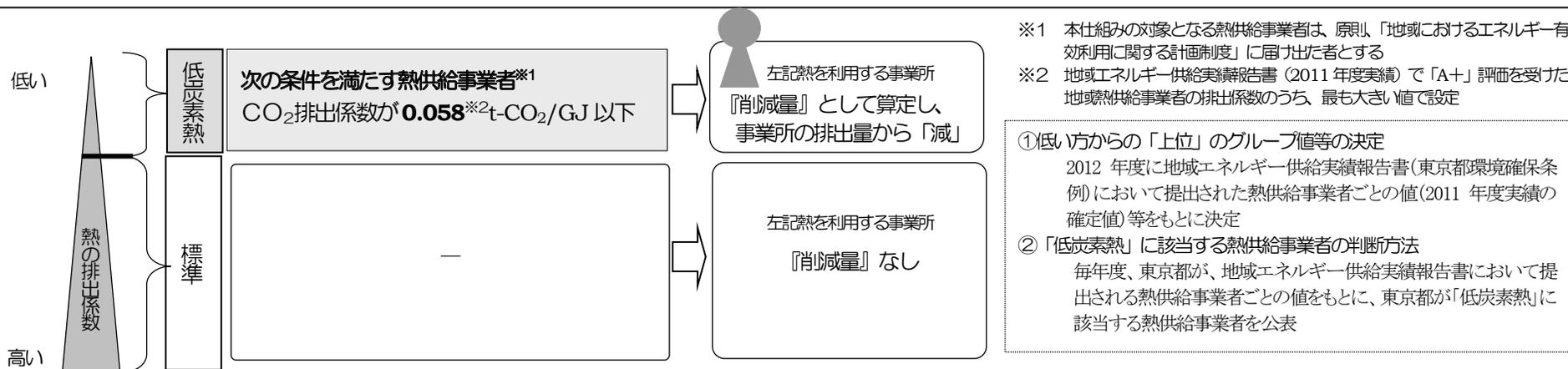
※削減義務の履行は「自らの事業所での削減」を基本とすることを努めていただきますが、「排出量取引」の実施を制約するものではありません。

企業の設備更新計画等を踏まえ、削減義務の履行手段は、柔軟に選択いただいで結構です。

3 (36) 総量削減義務の履行手段 ④低炭素熱の選択の仕組み

- 事業所の省エネ努力によるCO₂削減効果を評価するため、事業所のCO₂排出量の算定に当たっては、都が規定したエネルギー種別ごとのCO₂排出係数を、計画期間中、固定して計算することとしている。
 (例) どの熱供給事業者から熱の供給を受けていても、都が設定した熱のCO₂排出係数を使用。係数を毎年変動させることは行わない。
- 第2計画期間では、事業所の「低炭素熱の供給事業者」選択行動を促すため、電気「低炭素電力の選択の仕組み」と同様に、都が認定するCO₂排出係数の小さい供給事業者から熱を調達した場合に、CO₂削減相当として認める仕組みを新たに導入

● 「低炭素熱の選択の仕組み」(イメージ)



● 「削減量」及び「算定年度排出量」の算定

- ✓ 事業所における削減義務達成を計画化しやすくするため、排出係数が確定している2年度前の地域熱供給事業者の排出係数等により削減量を算定
- ✓ 「低炭素熱」に該当する熱供給事業者は、毎年度、都が公表(地域エネルギー供給実績報告書における公表値等をもとに)
- ✓ 熱供給事業者の排出係数は、「低炭素電力等の選択の仕組み」及び「高効率コージェネ受入評価」を加味せず算定
- ✓ 算定された削減量は、計画書に添付する特定温室効果ガス排出量算定報告書に記載し、検証機関による検証を受けた後に、11月末までに東京都に提出する。

<イメージ>

	第1計画期間		第2計画期間				
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
熱供給事業者	熱供給 2013年度熱供給事業者の排出係数等	◎「低炭素熱エントリーシート」等を都に提出 (地域エネルギー供給実績報告書に添付) ■2013年度の状況が要件に適合する熱供給事業者を都が公表					
指定地球温暖化対策事業所		低炭素熱の選択	2015年度受入熱量				
				★検証→	◎計画書提出		
						以降、毎年度同様	

削減量

「2年度前の熱供給事業者の排出係数等」及び「算定年度受入熱量」をもとに、都規定の方法によって「削減量」を算定(一定の利用上限を設定)

$$\text{削減量} = \text{算定年度受入熱量} \times \left[\text{第2期の排出係数 (0.060 t-CO}_2\text{/GJ)} - \text{熱供給事業者の排出係数 (2年度前)} \right] \times 0.5$$

算定年度排出量^{※4} 「算定年度排出量」= 「燃料等のCO₂排出量」- 削減量

※3 低炭素熱と低炭素熱の要件に該当しない熱の受入が存在する場合：低炭素熱の要件に該当する熱供給事業者等からの受入熱量分の削減量を算定

※4 基準排出量の算定においては、低炭素熱による削減量を減しない

3 (37) 総量削減義務の履行手段 ⑤高効率コジェネの取扱い

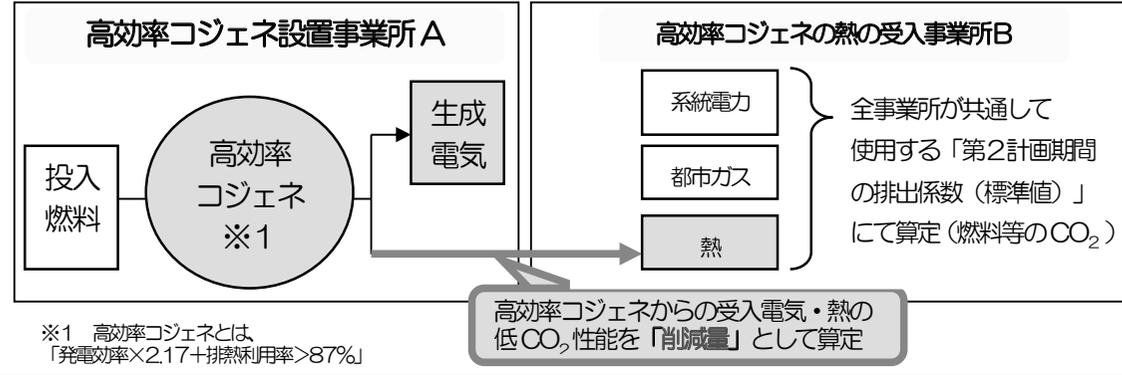
- 高効率コジェネ利用による省エネ・省CO₂評価：第2計画期間における新たな電気のCO₂排出係数により、高効率コジェネの省エネ・省CO₂効果が評価されるため、第1計画期間で実施している、排出量の補正は実施しない。
- 「高効率コジェネ受入評価の仕組み」：他の事業所の高効率コジェネから受け入れる電気・熱の排出係数の低さを、一定の範囲で受入事業所の排出量算定に反映させることができる仕組みを新たに導入

		第1計画期間	第2計画期間
コジェネの設置事業所	高効率コジェネ利用による省エネ・省CO ₂ 評価	<ul style="list-style-type: none"> ●高効率コジェネの要件*1（都規定）に適合すれば、「削減量」を算定（算定年度排出量から「削減量」を減ずる。） <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">Step① 高効率コジェネの要件*1への適合の確認</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">Step② ガイドラインに従い、「削減量」算定</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">Step③*2 算定年度排出量＝燃料等のCO₂－「削減量」</div> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※2 基準年度排出量からも減ずる。</p>	<p>第2計画期間の新たな電気のCO₂排出係数により、高効率コジェネの省エネ・省CO₂効果が評価されるため、第1計画期間で実施している、排出量の補正は実施しない*3。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">Step —</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">Step —</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">Step —</div> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※3 算定年度排出量及び基準年度排出量ともに排出量の補正は実施しない。</p>
	コジェネ電気・熱の外部供給分のマイナスカウント	<ul style="list-style-type: none"> ●全てのコジェネに対して、外部供給分のCO₂排出量をマイナスカウント <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">Step —</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">Step① ガイドラインに従い、「外部供給分」算定</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">Step②*2 算定年度排出量＝燃料等のCO₂－「外部供給分」</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●第1計画期間と同じ <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">Step —</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">Step① ガイドラインに従い、「外部供給分」算定</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">Step②*2 算定年度排出量＝燃料等のCO₂－「外部供給分」</div> </div>
受入事業所	高効率コジェネから受け入れている電気・熱の低CO ₂ 性能を評価	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">Step —</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">Step —</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">Step —</div> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">●受入元の別によらず、都規定の排出係数を用いて算定</p>	<p style="text-align: center;">「高効率コジェネ受入評価の仕組み」</p> <p>他の事業所の高効率コジェネから受け入れる電気・熱の排出係数の低さを、一定の範囲で受入事業所の排出量算定に反映させることができる仕組みを新たに導入</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">Step①要件確認 高効率コジェネの要件*1への適合 & 当該コジェネ係数が第2計画期間の排出係数(都規定)未滿など</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">Step② ガイドラインに従い、「削減量」算定</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">Step③ 算定年度排出量＝燃料等のCO₂－「削減量」</div> </div>

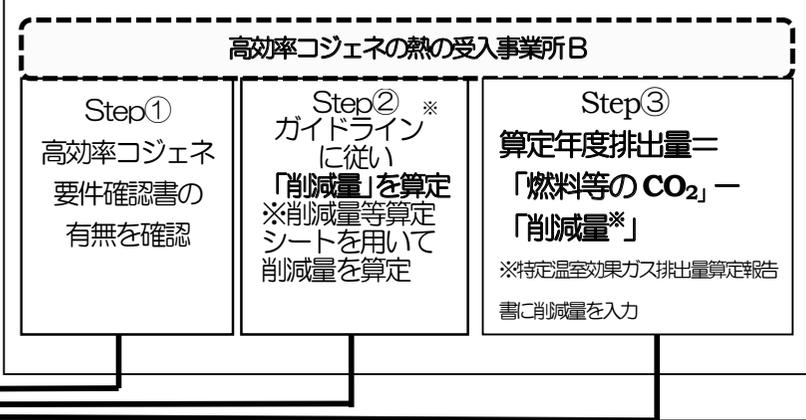
※1 高効率コジェネの要件は、「発電効率×2.17+排熱利用>87%」であること。

3 (38) 総量削減義務の履行手段 ⑥高効率コジェネ受入評価の仕組み

●「高効率コジェネ受入評価の仕組み」のイメージ (高効率コジェネの熱を受け入れている例)



●手順



●「高効率コジェネ受入評価の仕組み」に必要な供給事業者の要件

- ✓ 高効率コジェネの電気又は熱の供給事業者が、次の要件を全て満たした場合に限り、受入側は「高効率コジェネ受入評価の仕組み」にて算定することができる。
- ✓ ただし、「低炭素電力等の選択の仕組み」の要件に該当する供給事業者として都が公表する供給事業者である場合は「高効率コジェネ受入評価の仕組み」では算定できない。(併用不可)

「高効率コジェネ受入評価の仕組み」の要件	
電気	①高効率なコジェネ※1であること。 ②当該コジェネの電気の排出係数が、第2計画期間の電気の排出係数(0.489 t-CO ₂ /kWh)未滿であること。 ③自営線で指定地球温暖化対策事業所に電力供給していること。 ④全供給電力量の1/2以上が自社コジェネによるものであること。 ⑤高炭素電力でないこと。
熱	①高効率なコジェネ※1であること。 ②当該コジェネの熱の排出係数が、第2計画期間の熱の排出係数(0.060 t-CO ₂ /GJ)未滿であること。 ③全供給熱量の1/2以上が自社コジェネによるもの※2であること。 ④熱供給が本来業務である場合は、熱のエネルギー効率が「地域冷暖房区域の指定取消しの基準」以上であること。

※1 高効率コジェネとは、「発電効率×2.17+排熱利用率>87%」
 ※2 コジェネ熱をそのまま供給する場合に限る(冷水等に交換等して供給する場合を除く。)

●「削減量」及び「算定年度排出量」の算定

- ✓ 事業所における削減義務達成を計画しやすくするため、排出係数が確定している2年度前の当該コジェネの状況を基に、高効率コジェネの要件確認及び削減量を算定
- ✓ 算定された削減量は、計画書に添付する特定温室効果ガス排出量算定報告書に記載し、検証機関による検証を受けた後に、11月末までに東京都に提出する。

期間	第1計画期間		第2計画期間				
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
高効率コジェネ設置事業所 A※3	電気又は熱の供給	→★検証→	◎「高効率コジェネ要件確認書」等提出(計画書に添付)	◎写しを提供			
コジェネ電気又は熱の受入事業所 B	2013年度 電気又は熱の排出係数等	高効率コジェネの電気又は熱の受入れ	2015年度 受入電力量又は熱量	→★検証→	◎計画書提出	以降、毎年度同様	

※3 高効率コジェネ設置事業所が指定地球温暖化対策事業所の場合

「2年度前の電気又は熱の排出係数等」及び「算定年度の受入電力量又は熱量」をもとに、都規定の方法によって「削減量」を算定	
削減量※5	$\text{削減量} = \text{算定年度 電気又は熱の CGS 受入量} \times \left[\text{第2期の排出係数}^{※4} - \text{電気又は熱の CGS 排出係数}^{※4} \right]^2 \times \frac{0.5}{\text{第2期の排出係数}^{※4}}$
算定年度排出量※6	「算定年度排出量」 = 「燃料等のCO ₂ 」 - 削減量

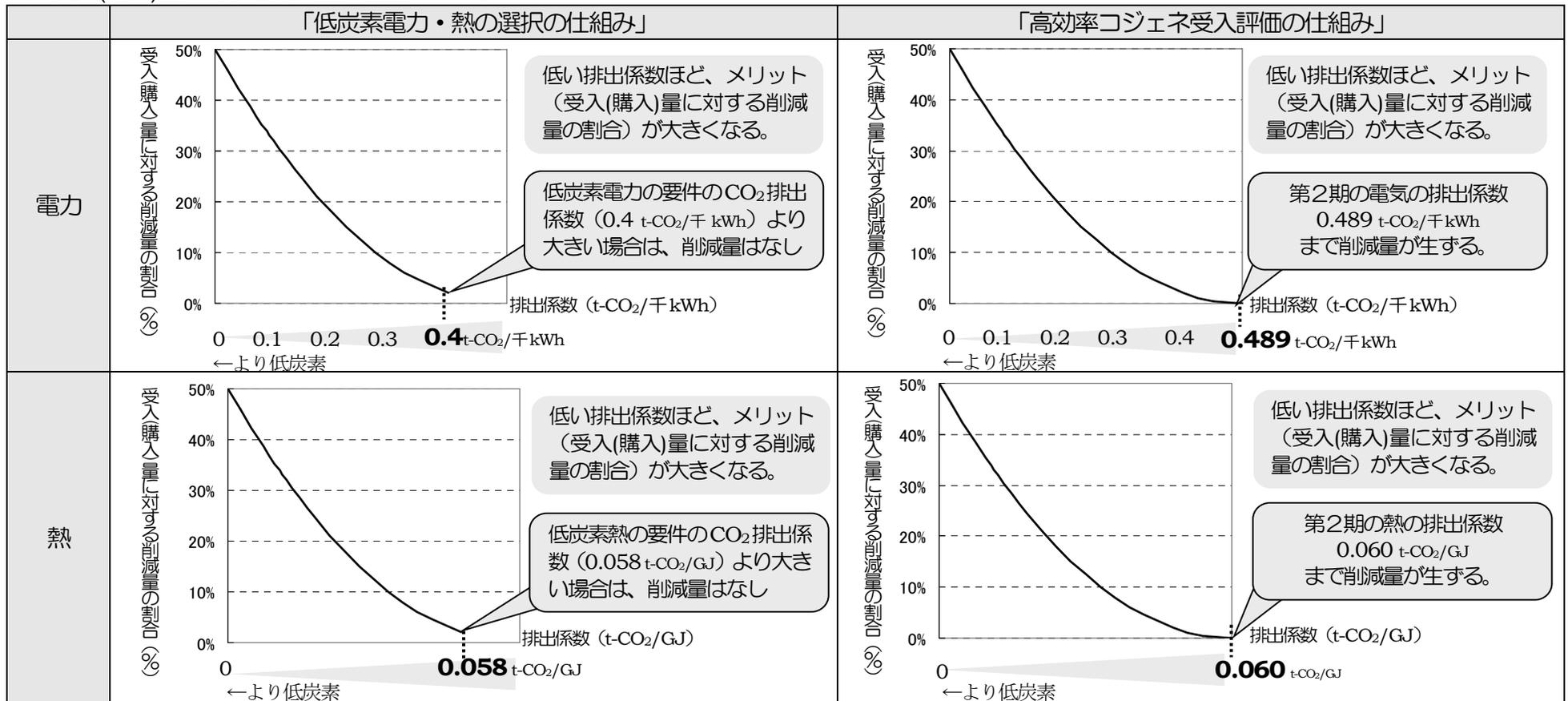
※4 電気の削減量算定の場合は電気の係数で、熱の場合は熱の係数で算定する。
 ※5 「高効率コジェネ受入評価の仕組み」では、受入事業所の基準年よりあとに、供給者がコジェネを新たに設置し供給した場合は、削減量 = 受入量 × (第2期の電気又は熱の排出係数 - 電気又は熱の供給者の排出係数)にて算定することができる。(ただし、区分1-2の事業所が、熱の受入で削減量を算定する場合は、基準排出量の20%を削減量から減らす。)
 ※6 基準排出量の算定においては、高効率コジェネレーションシステムからの電気及び熱の受入れに関する削減量を減じない。

3 (39) 総量削減義務の履行手段 ⑦低炭素電力・熱の選択、高効率コジェネからの受入に対する削減量

● 削減量の算定式・・・2年度前の供給事業者の排出係数と算定年度の受入（購入）量をもとに削減量を算定

$$\text{削減量} = \left[\begin{array}{c} \text{算定年度} \\ \text{受入(購入)量} \\ \vdots \\ \text{事業所ごとの値} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{第2期の排出係数} \\ \text{(電気0.489t-CO}_2\text{/千kWh} \\ \text{又は熱0.060t-CO}_2\text{/GJ)} \\ \text{—} \\ \text{電気又は熱の} \\ \text{供給者の排出係数} \\ \text{(2年度前)} \\ \vdots \\ \text{第2期の排出係数} \\ \text{(電気0.489t-CO}_2\text{/千kWh} \\ \text{又は熱0.060t-CO}_2\text{/GJ)} \\ \text{供給者ごとの値} \end{array} \right]^2 \times 0.5$$

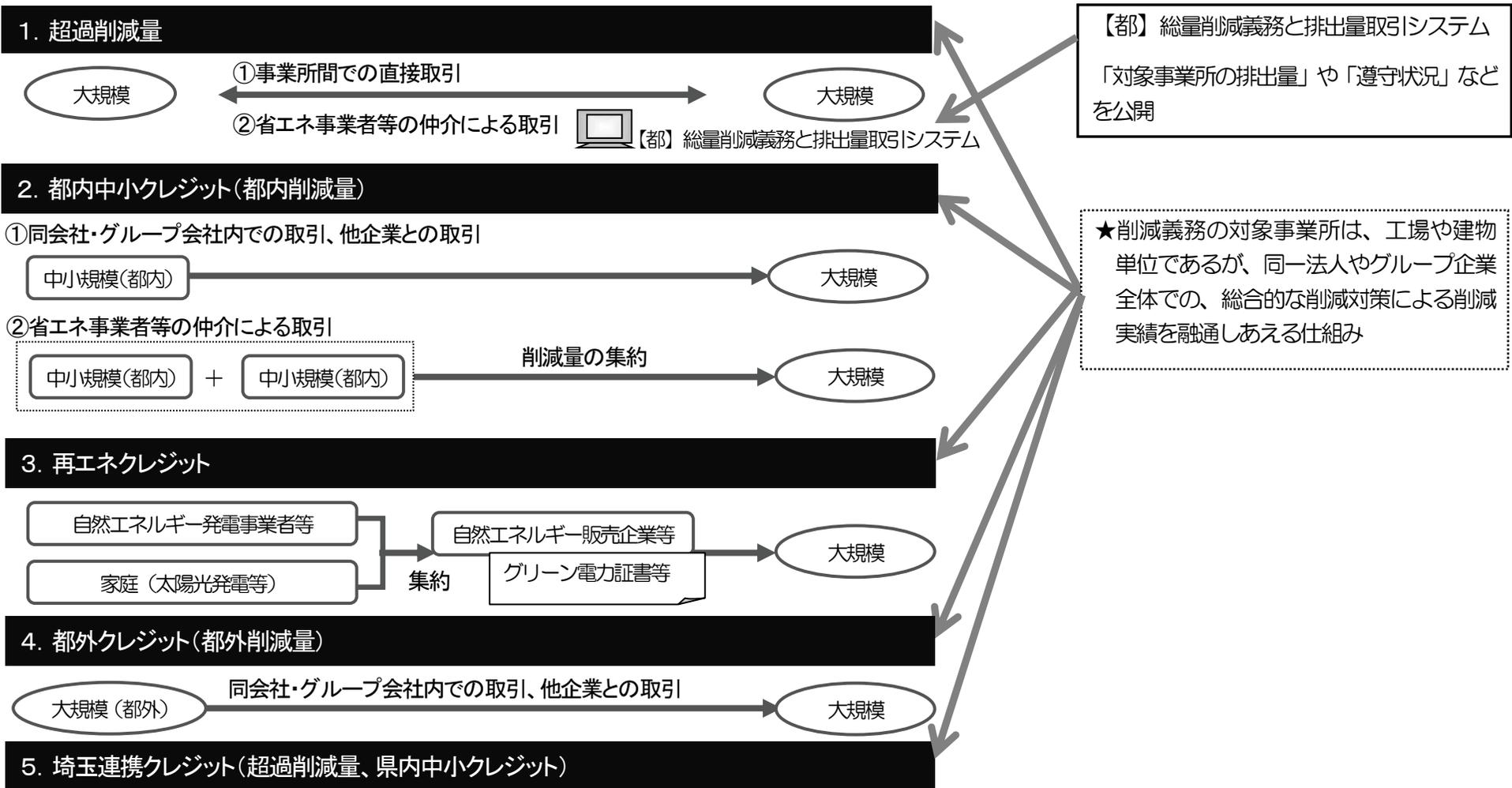
● 受入(購入)量に対する削減量の割合イメージ



※ 「高効率コジェネ受入評価の仕組み」では、受入事業所の基準年よりあとに、供給者がコジェネを新たに設置し供給した場合は、 $\text{削減量} = \text{受入量} \times (\text{第2期の電気又は熱の排出係数} - \text{電気又は熱の供給者の排出係数})$ にて算定することができる。（ただし、区分I-2の事業所が、熱の受入で削減量を算定する場合には、基準排出量の2%分を削減量から減ずる。）

3 (40) 排出量取引 ①全体

- 排出量取引は、都の削減量口座簿が稼動する2011年4月から開始
- 排出量取引の詳細については、排出量取引運用ガイドラインを参照のこと
 - ①削減量口座簿の仕組み（口座開設の手続）、②クレジット発行、移転の手続、③円滑な制度運用に向けた都の取組 などが記載されている。



上記 1. 超過削減量、2. 都内中小クレジット(都内削減量)と同様

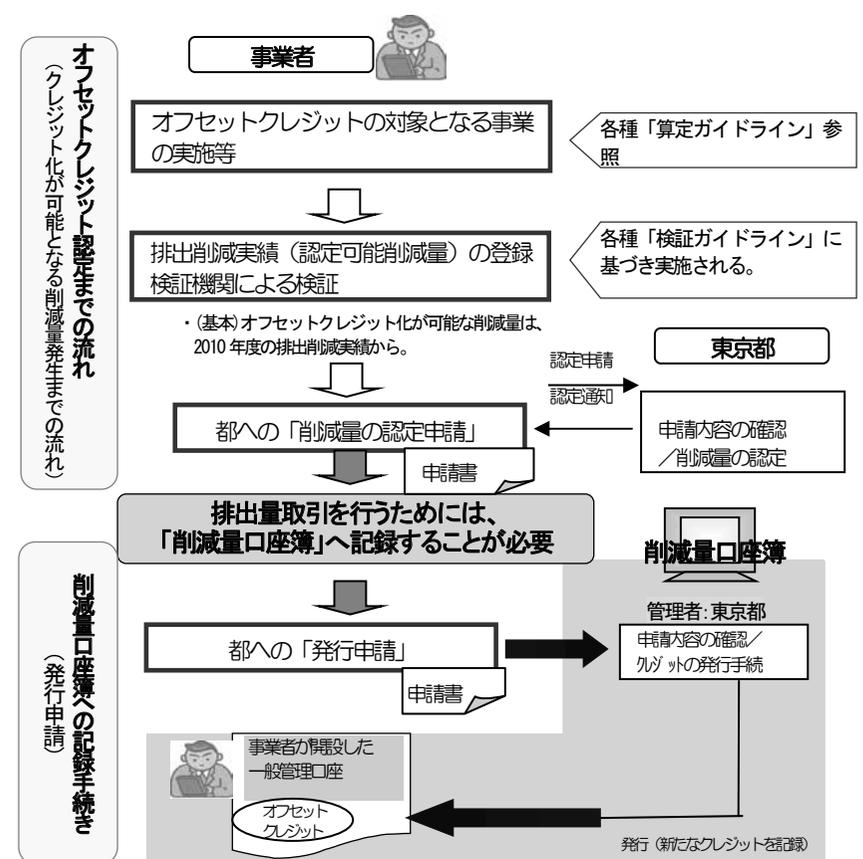
3 (41) 排出量取引 ②排出量取引で利用可能なクレジット

- 排出量取引で他へ移転（売却、無償譲渡）し、他から取得（購入、無償譲受）することができるクレジットの種類は、「超過削減量」「都内中小クレジット」「再エネクレジット」「都外クレジット」「埼玉連携クレジット」の5つ。そのうち「都内中小クレジット」「再エネクレジット」「都外クレジット」「埼玉連携クレジット」を総称して「オフセットクレジット」という。
- 超過削減量は、第二計画期間以降、削減義務期間の終了後、計画期間に発行可能な量が確定した段階で、全量が発行される（申請不要）。計画期間の途中、任意のタイミングで発行するためには、「クレジット発行申請」が必要。
- オフセットクレジット（埼玉連携クレジットを除く。）を発行するためには、都への「削減量の認定申請」と「クレジット発行申請」が必要。

■排出量取引で利用可能なクレジット

種類	取引が可能な削減量の発生	
超過削減量	対象事業所が義務量を超えて削減した量	
オフセットクレジット	都内クレジット	都内中小規模事業所において認定基準に基づく対策による削減量
	再エネクレジット	
	環境価値換算量	都が認定する設備により創出された削減量
	その他削減量	
	グリーンエネルギー証書	グリーンエネルギー証書又はRPS法における新エネルギー相当量などの既存制度による環境価値
	RPS法新エネルギー等電気相当量	
	都外クレジット	埼玉県を除く都外の事業所において、対象事業所と同様の義務率がかかっているものとして、当該事業所が義務量を超えて削減した量
埼玉連携クレジット		
超過削減量	埼玉県目標設定型排出量取引制度で認定される超過削減量、中小クレジット	
県内中小クレジット		

■オフセットクレジット発行までの流れ(基本)



<活用有効期間（バンキング等）>

第n計画期間の超過削減量及びオフセットクレジットは、翌計画期間である第n+1計画期間の削減義務に利用可能（第n+2計画期間へのバンキングはできない）。

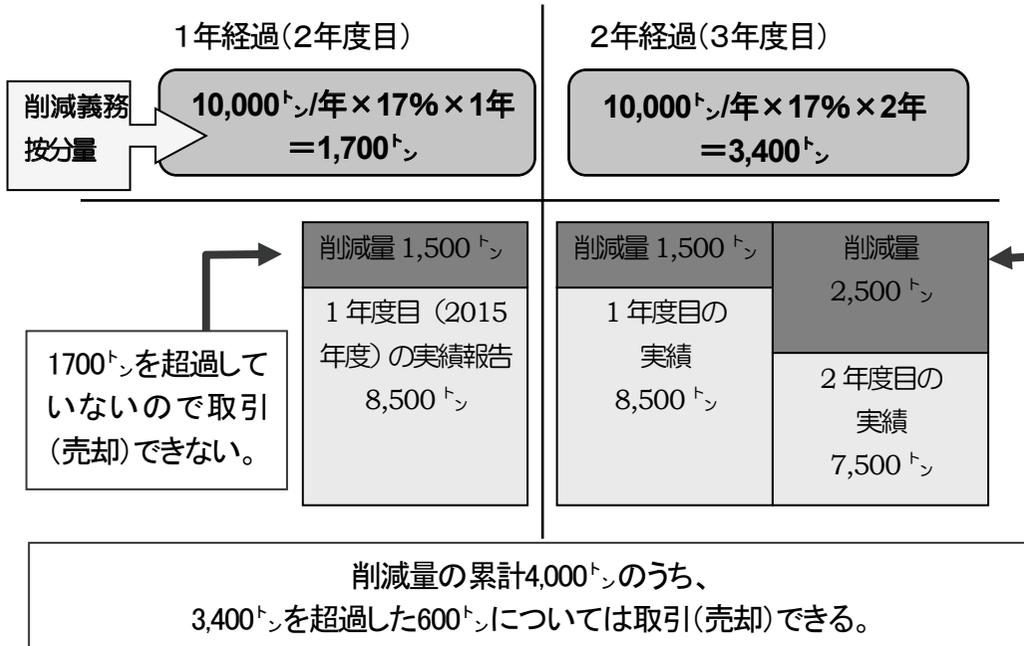
3 (42) 排出量取引 ③超過削減量

- 削減義務期間の終了前においても、各年度において、削減義務量の一定割合を超える削減実績をあげた事業者は、その削減実績の売却が可能となる。
- 「削減義務量の一定割合」は、年度ごとに、「基準排出量×削減義務率×削減義務期間の経過年数」で算定される。
- これにより、削減義務期間2年度目からの取引も可能となる。

(ア) 削減義務量を、削減計画期間の各年度に按分し、その超過量については、計画期間2年度目からの移転も可能

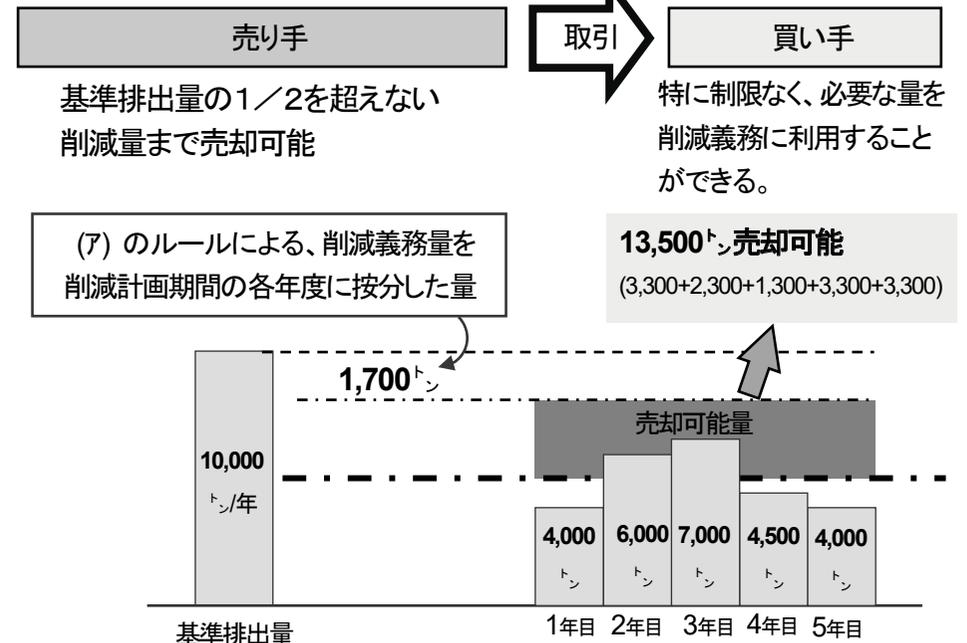
削減計画期間の終了前でも、各年度、削減義務量の一定割合を超える削減実績をあげた事業者は、その削減実績の売却が可能な仕組みに

(例) 基準排出量10,000トン/年、削減義務率▲17%の場合



(イ) 売り手側は、基準排出量の1/2を超えない範囲の削減量について売却可能

対策によらず排出量が大幅に減少した事業所が過大な削減量売却益を得ない仕組みに



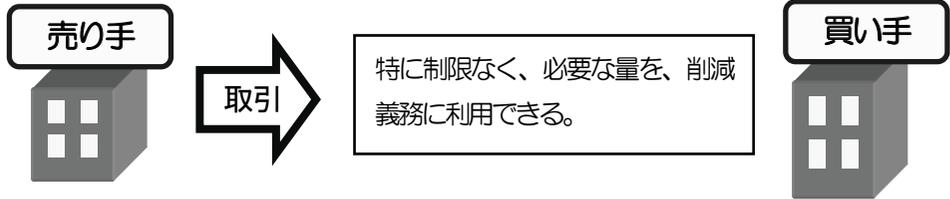
※その他ガス削減量がある場合の超過削減量の算定方法
排出量取引への利用はできないが、対象事業所自身の削減義務に優先的に充てることにより、CO₂削減量のうち、超過削減量として発行できる量を増加させることが可能

3 (43) 排出量取引 ④都内中小クレジット (全体像)

- 削減量の算定・検証手順の簡素化により、中小規模事業所の排出量取引への参加を促進する仕組み
- 都が規定する認定基準一覧に基づき、高効率な設備機器への更新などを実施することで、都内中小規模事業所における自らの削減対策を促進

【要件】

- 地球温暖化対策報告書 (中小規模事業所が作成する報告書) を提出している事業所
 - 事業所範囲は、原則として建物単位とし、テナント単位、区分所有者単位等建物の一部分とすることも可能 (ただし、重複申請はできない)。
- ※中小規模事業所の設備更新制限を有する者又は当該制限を有する者から同意を得た者が申請できる。



＜基準排出量の算定方法＞

- 削減対策の実施年度の直近3か年度 (削減対策項目の実施年度を含まない直近3か年度) の中から、自ら選択した単年度を基準年度として、当該年度の特定温室効果ガス排出量の実績値を基準排出量とする。(算定基準は大規模事業所向けの特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインによる。)

＜削減量クレジットの発行可能期間＞

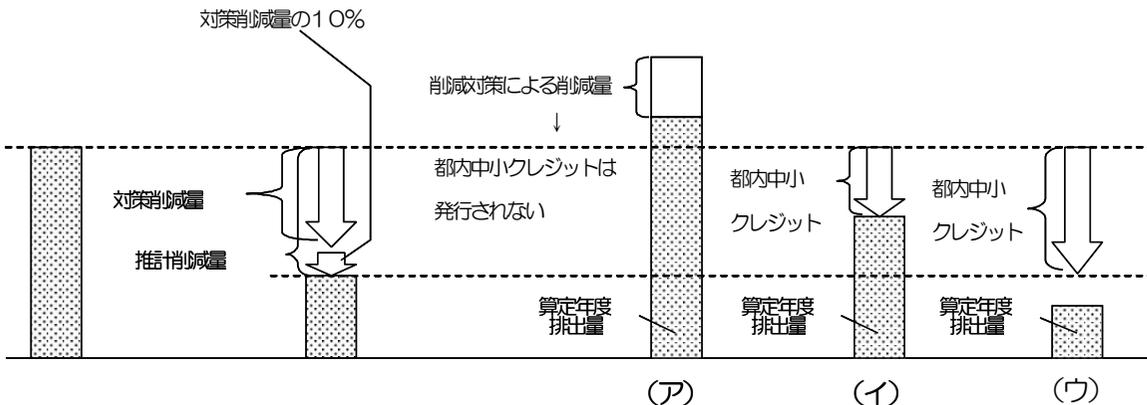
- 削減対策 (2005年度以降に工事が完了*したものに限り) の実施年度又はその翌年度から5年間
- ただし、本制度において削減量を算定できる期間は2010年度以降となるため、2009年度以前に工事が完了した削減対策の発行可能期間は、5年間より短くなることもある。
- ※削減対策の実施年度とは、工事終了後に当該工事により改修された範囲の使用を開始した日の属する年度のことである。

■認定基準一覧 (削減対策項目)

区分	削減対策項目	区分	削減対策項目
1.熱源・熱搬送設備	高効率熱源機器の導入(1.1)	3.照明・電気設備	高効率照明器具の導入(3.1)
	高効率冷却塔の導入(1.2)		高輝度型誘導灯の導入(3.2)
	高効率空調用ポンプの導入(1.3)		高効率変圧器の導入(3.3)
	空調用ポンプの変流量制御の導入(1.4)		照明の省エネ制御の導入(3.4)
2.空調・換気設備	高効率パッケージ形空調機の導入(2.1)	4.その他	高効率給湯システムの導入(4.1)
	高効率空調機の導入(2.2)		エレベーターの省エネ制御の導入(4.2)
	全熱交換器等の導入(2.3)		高効率コンプレッサの導入(4.3)
	高効率空調・換気用ファンの導入(2.4)		その他の高効率ポンプ・フロア・ファン等の導入(4.4)
	空調の省エネ制御の導入(2.5)		高効率冷凍冷蔵設備の導入(4.5)
	換気の省エネ制御の導入(2.6)		高効率工業炉の導入(4.6)
	高性能ガラス等の導入(4.7)		

詳細は、都内中小クレジット算定ガイドラインをご参照ください。

■都内中小クレジットの算定方法 (認定基準に規定する削減対策の実施による総量削減が原則)



■都内中小クレジットの算定方法

算定年度ごとに算定する、次に掲げる量のうち、いずれか小さい方の量とする。

- ア 基準排出量から算定年度排出量を減じて得た量(算定年度削減量)
- イ 削減対策項目ごとの削減量(対策削減量)を合計した量の10%増した量(推計削減量)

■削減量の算定方法

- (ア) 削減対策後に算定年度排出量が、基準排出量より増加している場合は、算定年度削減量がないので、**都内中小クレジットは発行されない(図中の(ア))**。
- (イ) 算定年度削減量が推計削減量より小さい場合は、**算定年度削減量が都内中小クレジットの量となる(図中の(イ))**。
- (ウ) 算定年度削減量が推計削減量より大きい場合は、**推計削減量が都内中小クレジットの量となる(図中の(ウ))**。

3 (44) 排出量取引 ⑤都内中小クレジット (手続の流れ)

- 中小規模事業所の設備更新権限を有する者、又は当該権限者から同意を得た者が、都内中小クレジットに関する申請を行うことができる。
- 申請する事業所の範囲は、原則建物単位。テナント単位等、建物の一部分の設定も可能
- 削減量の認定は、毎年度申請することも、まとめて申請することも可能 (申請に当たっては、登録検証機関による検証が必要)

1 申請できる者

- (1) 中小規模事業所の設備更新権限を有する者
- (2) 当該権限を有する者から、申請者となり都内中小クレジットの発行を受けることについて同意を得た者

2 事業所の範囲の考え方

(1) 原則、建物単位

建物全体の削減量を算定

共用部	テナント	テナント
	テナント	テナント
	テナント	テナント

(例：テナントビル)

- (2) エネルギー使用量が計量できれば、テナント単位等でも申請可 (要同意書)

テナント分の削減量を算定

共用部	テナント	テナント
	テナント	テナント
	テナント	テナント

(例：テナントビル)

3 都内中小クレジットの発行までの手続

- 事業所範囲の決定
- 削減量 (見込) 量の算定

- ・ 検証不要
- ・ 削減対策に係る工事の契約の日から、当該工事のしゅん工の予定日の前日から起算して 30 日前までの間に申請※
(詳細は算定ガイドラインを参照)

「都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量 (見込) 届出書」の提出

- 認定基準に規定する削減対策の実施
- 認定可能削減量の算定 (算定書の作成)

「都内中小クレジット削減量認定申請書」の提出

(一般管理口座の開設手続、など)

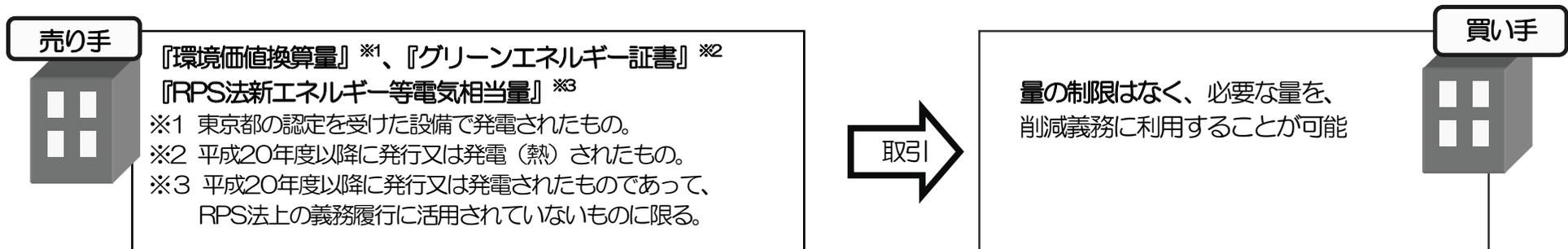
- ・ 検証が必要
- ・ 算定書の作成、検証、申請は複数年度分まとめて行うことも可能
(詳細は算定ガイドラインを参照)

「振替可能削減量等発行等申請書」の提出

- ・ 削減量口座簿へ発行の登録
(詳細は排出量取引運用ガイドラインを参照)

3 (45) 排出量取引 ⑥再エネクレジット (全体像)

- 2020年までのCO₂削減目標の達成、また、その後の更に大幅削減を可能にするためには、省エネ対策に加え、再生可能エネルギーの利用拡大を進めることが不可欠
- 再生可能エネルギーの利用拡大に向けては、国等においても固定価格買取制度など様々な施策が進められているが、都の総量削減義務制度においても、特に重点的に供給拡大を図る必要のある再生可能エネルギーを優先的に位置づける。



*本制度において再エネクレジットを認めるもの

I 太陽光（熱）、風力、地熱、水力（1,000kW以下）

1.5倍換算*

II バイオマス（①バイオマス比率が95%以上のものに限る。②黒液を除く。）

1.0倍換算

左記の再生可能エネルギーによる電気の利用の場合、クレジット（削減量）の量については、以下により換算

（例）太陽光による発電量 1000kWh の場合
（第2計画期間）

●一般的な場合

1000kWh×
電力のCO₂排出係数(0.489kgCO₂/kWh)
=489kgCO₂

●都制度において付与する再エネクレジット価値

1000kWh×
電力のCO₂排出係数(0.489kgCO₂/kWh)×1.5
= 733kgCO₂

* 対象事業所内において発電設備等を導入し、自ら使用している場合の換算方法については、算定ガイドラインを参照

※第3計画期間以降の発電量については、1.0倍換算となる。

* 「太陽熱」の再エネクレジットについては、当面、グリーン熱証書のみ算定できる。

3 (46) 排出量取引 ⑦再エネクレジット (グリーンエネルギー証書)

- グリーンエネルギー証書の最終所有者である削減義務者は、当該グリーンエネルギー証書の再エネクレジットへの変換 (発行申請) が可能
- グリーンエネルギー証書を再エネクレジット化するためには、本制度へ利用するという目的が明確になっている必要がある。

1 グリーンエネルギー証書の再エネクレジット化を申請できる者

- 特定地球温暖化対象事業所の削減義務者
- グリーンエネルギー証書の最終所有者*

※原則として、グリーンエネルギー認証機関に届け出た最終所有者を指す。

2 利用できるグリーンエネルギー証書の使用目的

- 使用目的が「東京都環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度への利用」のように、本制度へ利用することが明確になっているもの*

※2008年度及び2009年度に発行したグリーンエネルギー証書については、使用目的がこれに合致しない場合でも、対象事業所 (施設・建物等) への利用としてCSRレポート等に報告を行ったものであれば利用可能

3 利用できるグリーンエネルギー証書の発電・発行期間

- 発電期間の末日が直前の計画期間から当該計画期間までの間である電力に由来するグリーンエネルギー証書
ただし、第二計画期間末 (2020年3月末) までに発行されたグリーンエネルギー証書については、直前の計画期間から当該計画期間までの間が発行日となっているグリーン電力証書 (2008年度以降に発電されたもの)

<グリーン電力証書の発電・発行時期と義務履行に利用できる削減計画期間の関係 (例) >

※2020年4月~2021年9月末

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	義務履行に利用できる期間
パターン	削減義務開始前		第1計画期間				第2計画期間				整理期間※	第3計画期間						
①		発電	発行	クレジット化														第1、第2計画期間
②	第1計画期間の発電に由来 ⇒第1、第2計画期間の義務充当に利用可能						発電	発行	第2計画期間の発行に由来 ⇒第2、第3計画期間の義務充当に利用可能									第1、第2、第3計画期間
③												発電	発行	クレジット化				第2、第3計画期間
④							発電期間の末日が第3計画期間 ⇒第3、第4計画期間の義務充当に利用可能					発電	発行	クレジット化				第3、第4計画期間

3 (47) 排出量取引 ⑧再エネクレジット (環境価値換算量)

再エネクレジット (環境価値換算量) の発行を受けるには、次の申請を行う必要がある (電力量の認証後、クレジットの発行手続きが別途必要)。

- 設備認定の申請・・・再生可能エネルギーを利用する設備が基準を満たしていることの認定 (登録検証機関による検証が必要) の申請
- 電力量認証の申請・・・都の認定を受けた設備において発電した電力量の認証 (登録検証機関による検証が必要) の申請

1 再エネクレジット化の対象となる設備認定の申請ができる者

<原則>

- 認定の対象となる設備*の所有者
※設備の場所は、都内・都外を問わない。
 他制度において環境価値が認証されている設備は、原則対象外
 例) 固定価格買取制度において認定された設備等

<設備の所有者以外でも申請が可能な場合* >

- 再生可能エネルギーの環境価値に関する権利が自らに移転している者
- 自らが申請を行うことに関して設備の所有者から同意を得ている者

2 電力量認証の申請ができる者

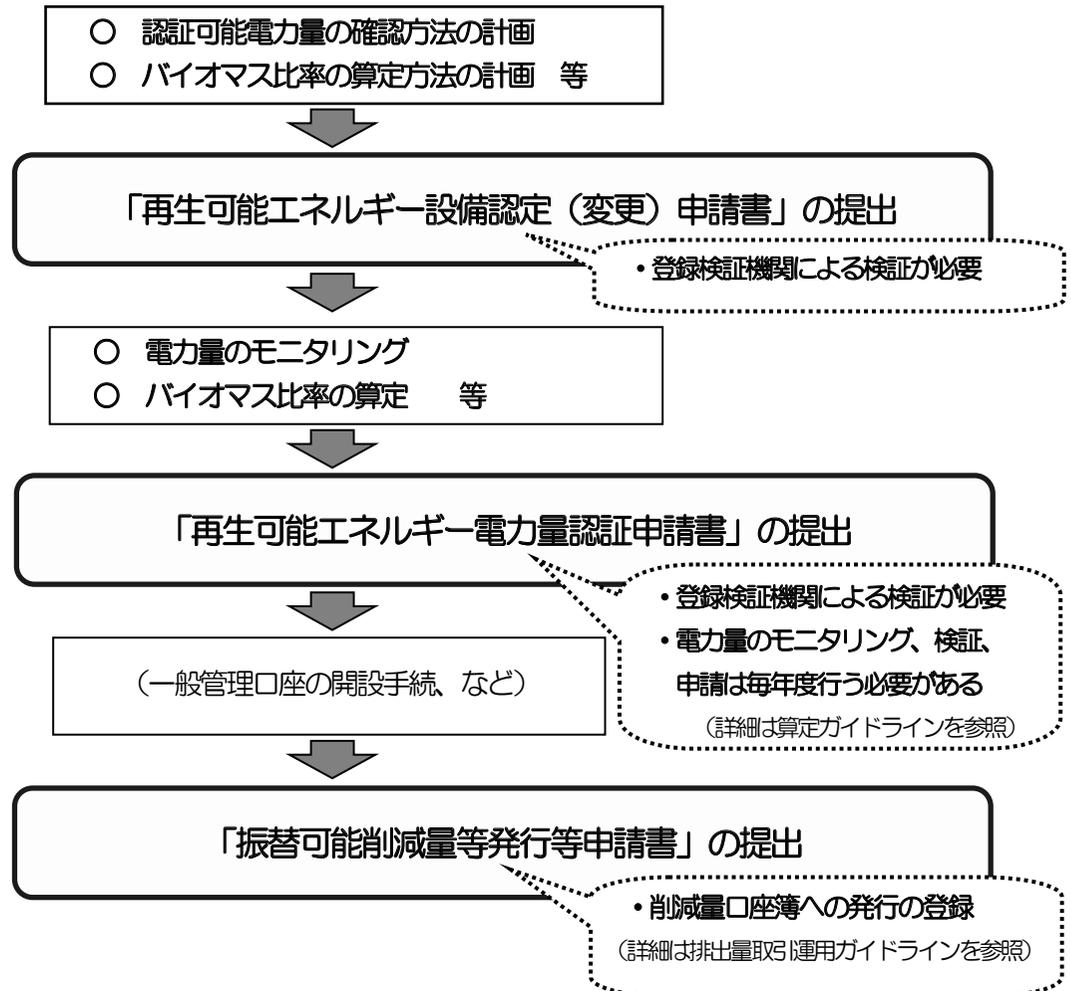
<原則>

- 設備認定の申請者

<設備認定の申請者でも申請が可能な場合>

- 1 設備認定の場合に同じ*
※権利の移転が確認できる書類が必要

3 再エネクレジット発行までの手続



3(48) 排出量取引 ⑨再エネクレジット(自家消費の場合)

対象事業所が再生可能エネルギーにより発電した電力量を自家消費した場合、事業者は次の2通りのうちいずれかを選択できる。

- 自家消費した電力量について特定温室効果ガス排出量の算定から除外する。再エネクレジットの発行^{*1}は受けない。
 - 自家消費した電力量についても特定温室効果ガス排出量を算定する。自家消費した電力量について再エネクレジットの発行^{*1}を受ける^{*2}。
- ※1 再エネクレジットの発行に限らず、グリーンエネルギー証書等の仕組みにより環境価値を他へ移転した場合も同様
 ※2 第3計画期間以降の発電量を再エネクレジットとして発行する場合、換算率は1.0倍となる。

■再生可能エネルギーにより発電した電力量を自家消費した場合の考え方

対象事業所における再生可能エネルギーにより発電した電力量の自家消費については、特定温室効果ガス排出量の算定から除外した場合、この自家消費分について同時に再エネクレジットを発行することは、再生可能エネルギーが有する環境価値の重複利用となるため、認められない。

⇒自家消費した電力量についても特定温室効果ガス排出量を算定し、自家消費分を再エネクレジットとして発行(又はグリーンエネルギー証書等の仕組みにより環境価値を他へ移転)する場合、他人から供給された電力量に自家消費分を加えた値に、排出係数を乗じて特定温室効果ガス排出量を算定する。

<太陽光発電に由来する電力量を自家消費した場合>^{*3}

- 2015年度の太陽光発電実績：1,000千kWh(489t-CO₂)
- 2015年度の他人から供給された電力量：10,000千kWh(4,890t-CO₂)



パターン1

- ・ 自家消費した電力量は特定温室効果ガス排出量の算定から除外
- ・ 自家消費した電力量を0.5倍した量を再エネクレジットとして発行

○特定温室効果ガス排出量
4,890t-CO₂

○再エネクレジット発行量
244t-CO₂ (489t×0.5)

パターン2

- ・ 自家消費した電力量は特定温室効果ガス排出量の算定から除外
- ・ 自家消費した電力量を0.5倍した量に排出係数を乗じた量を、特定温室効果ガスの削減量として排出量から控除

○特定温室効果ガス排出量
4,646t-CO₂ (4,890t-489t×0.5)

○再エネクレジット発行量
0t-CO₂

パターン3

- ・ 自家消費した電力量についても特定温室効果ガス排出量を算定
- ・ 自家消費した電力量を1.5倍した量について再エネクレジットを発行

○特定温室効果ガス排出量
5,379t-CO₂ (4,890t+489t)

○再エネクレジット発行量
733t-CO₂ (489t-CO₂×1.5)

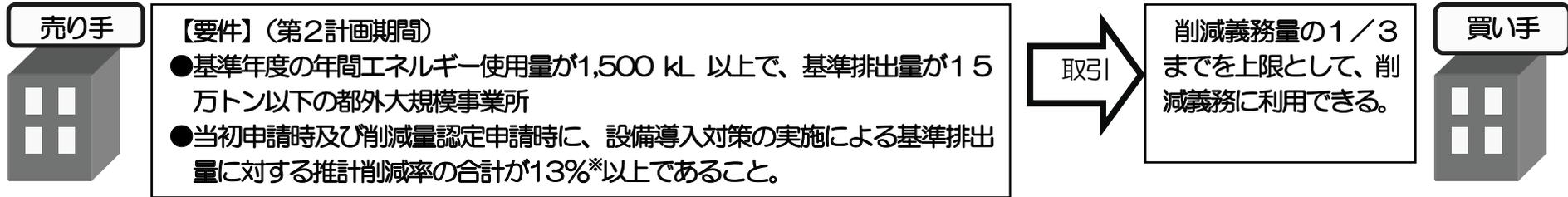
パターン1~3、いずれにおいても、『特定温室効果ガス排出量』-『再エネクレジット発行量』=4,646t-CO₂となる。

※3 第3計画期間における取扱いについては、検討中。

3 (49) 排出量取引 ⑩都外クレジット

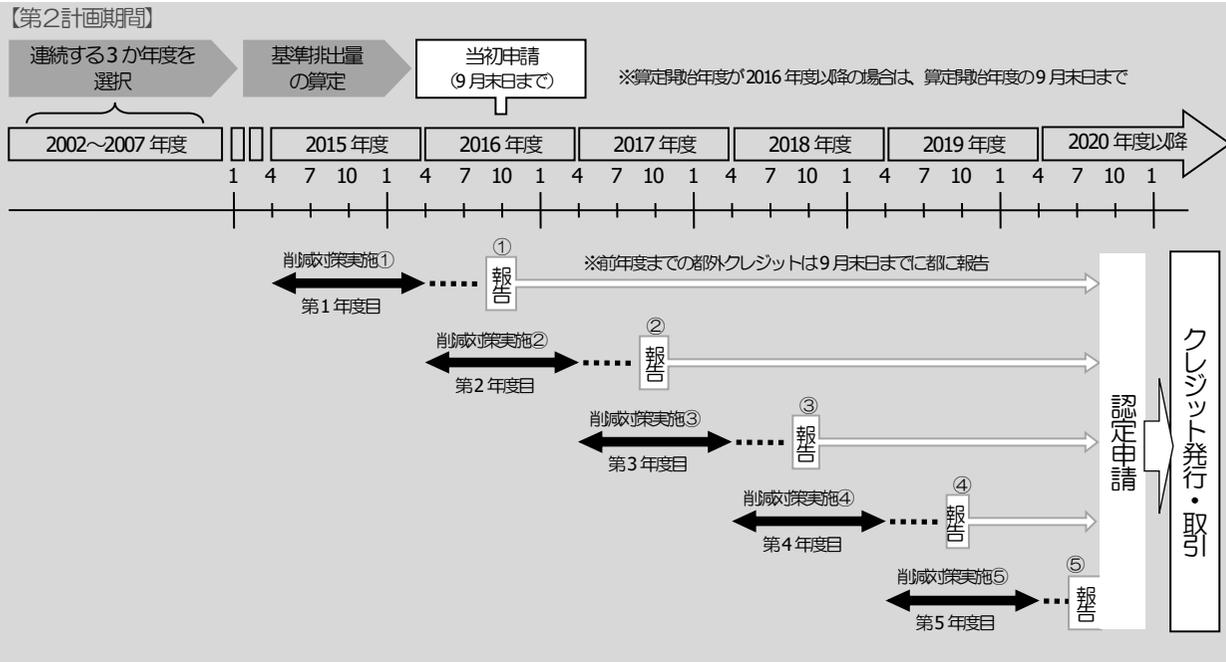
- 計画的な省エネ投資を全国的に進める企業の対策の効率性を考慮し、都制度の対象事業所と同等規模の都外事業所における、省エネルギー対策による削減量の利用を、都内での削減努力を損なわない範囲で利用を可能とするもの
- 都制度の最大の目的は、都内でのCO₂総量削減を実現することであり、都外の中小規模事業所は、対象外とする。

● 都外クレジット（都外削減量）



<削減量の算定方法>

○ 都外クレジットを発行する場合、都内大規模事業所と同様の削減義務がかかっているものとして、削減量(各年度ごとに、基準排出量の25%^{*}を上限とする。)のうち、削減目標率(17%^{*})を超えた量を、都外クレジットの量とする。



<クレジットの発行手続>

- 2016年9月末日までに当初申請を行い、都の認定を受けることが必要^{*}
- 毎年度、都外クレジット算定報告書を都に提出(検証機関の検証が必要)
- 削減量口座簿への発行は、2020年度以降(削減量認定申請及び振替可能削減量等発行等申請書の提出を要する)。

※ただし、新規事業所についてはこの限りではない。

3 (50) 排出量取引 ⑪埼玉連携クレジット

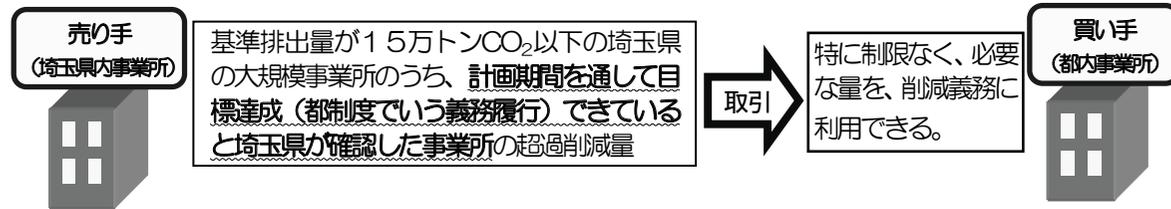
埼玉県目標設定型排出量取引制度（以下「埼玉県制度」という。）における次のクレジットについて、都制度の義務履行に利用できる。

- 埼玉県制度の超過削減量は、基準排出量15万トン以下の事業所で、計画期間を通して目標達成できていると埼玉県が確認した事業所のもの
 - 埼玉県制度の県内中小クレジットは、埼玉県から県内クレジットとして発行を受けたもの
- 同様に、都の超過削減量、中小クレジットも埼玉県制度の目標達成に利用できる。

※なお、都制度と埼玉県制度で同じ削減量を重複して利用はできない。

【利用できるクレジットの種類】

(1) 超過削減量



(2) 県内中小クレジット



【利用できないクレジットに関する留意事項】

(1) 再エネクレジット

- 設備認定の申請は東京都と埼玉県のどちらか一つにのみ可能
- ※最初に認定申請した自治体での設備認定の廃止後であれば、もう片方の自治体に新たに申請可能

(2) 県外削減量（都制度における都外クレジット）

- 当初申請は東京都または埼玉県のどちらか一つにのみ可能

（参考）都外クレジットと相互利用可能な埼玉県の超過削減量の比較

要件	都外クレジット（埼玉県以外）	埼玉県事業所の超過削減量のうち、相互利用可能なもの
売り手	対象事業所 基準年度の年間エネルギー使用量が1,500kL以上で、基準排出量が15万t-CO ₂ 以下の大規模事業所	同左
推計削減率の要件	（当初申請時及び削減量認定申請時）設備導入対策の実施による推計削減率が合計13%以上であること。	不要 （埼玉県の制度対象事業所であるため、同等の対策が実施されているとみなす。）
クレジットとなる量	17%を超えた削減量（25%上限）	排出削減目標量を超えた削減量（上限なし） （なお、1/2 超の削減量については超過削減量として発行されないのでクレジット対象外）
事前申請	2016年9月末までに当初申請が必要	不要 （埼玉県制度対象事業所としての各種手続きに従うこと。）
検証・報告	毎年度、検証を受け算定報告書を都へ提出	検証は2020年度計画書提出までに受ける。計画書は毎年度埼玉県へ提出（いずれも埼玉県制度対象事業所としての各種手続きに従うこと。）
取引可能な時期	2020年度以降	同左 ^{※1,2} （ただし、事業所自体の目標達成が埼玉県により確認された後）
運用管理基準の要件	基準年度における地球温暖化対策の推進の程度が運用管理基準に適合していること。	不要 （埼玉県の過去の制度により、運用管理基準に適合する程度の対策が取られているとみなす。）
買い手	削減義務量の1/3まで利用可	上限なしで利用可

※1 整理期間を待たずに第2計画期間の途中で発行された超過削減量についても、事業所自体の目標達成が確認できた後であれば相互利用が可能

※2 事業活動の廃止等により削減計画期間の終了年度が変更された事業所においては、目標達成が確認できた時点で、その超過削減量は2020年度を待たずに相互利用が可能

（参考）「キャップ&トレード制度の首都圏への普及に向けた東京都と埼玉県の連携に関する協定」（2010.9.17 締結）より抜粋

- 1 東京都と埼玉県はそれぞれの制度に関し、相互に情報を提供し、両都県における相互のクレジット取引を可能にするなど、制度設計及び運営において連携・協力する。
- 2 東京都と埼玉県は制度連携により得られた成果を首都圏の他の自治体に積極的に発信し、キャップ&トレード制度の首都圏への波及に向けた取組の拡大を図る。
- 3 東京都と埼玉県は、国における実効性あるキャップ&トレード制度の早期実現を目指した取組を進める。

3 (51) 排出量取引 ⑫バンキングされた超過削減量等の取扱い

- バンキングされた超過削減量等の取扱いについても、排出係数の見直しの影響を反映するため、2017年度にバンキングの一斉増量を実施
- 第1計画期間と比較して第2計画期間のCO₂排出係数が大きくなる場合は、その影響を反映するために、超過削減量等のバンキング量に都が規定する倍率を乗じて算定した量を第2計画期間に利用できる量とする。

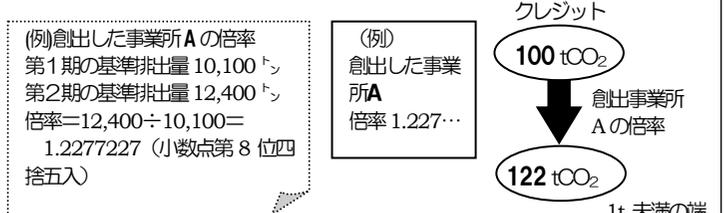
$$\text{【第1期のバンキング量】} \times \text{【倍率】} = \text{【第2期に利用できる量】}$$

■バンキング量に乗ずる倍率（都規定）

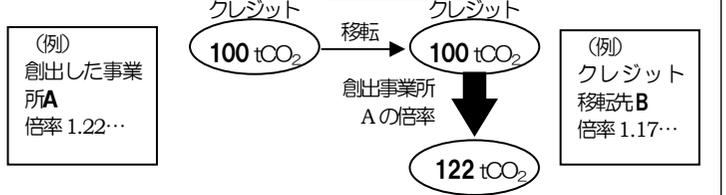
	バンキング量に乗ずる倍率（都規定）
超過削減量	<ul style="list-style-type: none"> 超過削減量及び都外クレジットを創出した事業所の第1期と第2期の基準排出量比で倍率を設定 $\text{倍率} = \frac{\text{第2期の基準排出量}}{\text{第1期の基準排出量}}$
都外クレジット	<ul style="list-style-type: none"> *各基準排出量からは制度変更に伴う量（高効率コジェネ削減量・小原単位建物の排出量の除外・基準年度二年を一年に変更の導入による変更量）は除く *一斉増量の前に移転したバンキング量についても、創出した事業所の倍率を乗ずる。 *第1計画期間中に指定取消となった事業所の発行した超過削減量の倍率は1.21とする。
再エネクレジット	<ul style="list-style-type: none"> 第1期と第2期の排出係数比で倍率を設定 $\text{倍率} = \frac{\text{第2期の排出係数}}{\text{第1期の排出係数}}$
その他ガス削減量	<ul style="list-style-type: none"> *その他ガス削減量のうち、第2期に係数が動かないものは、増量しない。（例）N₂O、SF₆
都内中小クレジット	<ul style="list-style-type: none"> 中小規模事業所での手続きの簡素化のため一律の倍率（中小規模事業所では電気の使用比率が高い状況を踏まえ、電気の排出係数の比）を設定 $\text{倍率} = \frac{\text{第2期の電気の排出係数 (0.489)}}{\text{第1期の電気の排出係数 (0.382)}}$
埼玉連携クレジット	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県規定の倍率を適用

<超過削減量、都外クレジットの増量イメージ>

① (2017年度の一斉増量時に) 創出した事業所にクレジットがある場合



② (2017年度の一斉増量時に) クレジットが移転していた場合
→移転したクレジット量についても、創出した事業所の倍率を乗ずる。



■手続

計画期間	第1計画期間		第2計画期間				
	2010～2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
第1計画期間に係る事項	第1計画期間 ◎指定管理口座の開設		整理期間 ★◎計画書提出	義務履行状況を排出量取引システムで確認 義務以上削減の場合は、都へ超過削減量の発行申請 発行された超過削減量は、自動的にバンキング	■バンキングの増量 ※一斉に実施		
第2計画期間に係る事項	第2計画期間の排出係数の公表	基準排出量の再計算・決定 超過削減量の倍率確定	←-----→				

バンキングされた超過削減量は、創出した事業所ごとの超過削減量の倍率を乗じて増量

※増量後のクレジットのシリアル番号は新たに付与されるため増量前と異なる

3 (52) J-クレジットなど他制度との関係について

- 国内クレジット、試行排出量取引スキーム、JVETS、J-VER、J-クレジットなど国が実施している制度は、罰則を伴う削減義務がない制度なので、それらの制度の中で削減量の価値を移転していても、本制度で算定する排出量、削減量の量には影響しない。
- 将来、削減義務のある制度が国として導入されたときは、制度全体の調整の中で、改めて取り扱いを整理する。

■国内で実施されている排出量取引制度 ※削減義務を伴う制度はない。

☆国内クレジット制度とJ-VER制度は発展統合されて2013年度からJ-クレジット制度となりました。

国内クレジット

- ・2008年開始
- ・大企業等の技術・資金等を提供して中小企業等が行った二酸化炭素の排出抑制のための取組みによる排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成のために活用する仕組み

試行排出量取引スキーム

- ・2008年開始
- ・自主的に参加申請した企業を対象とし、自主行動計画に掲げた削減目標を設定（総量、原単位の選択が可能）

JVETS

- ・2005年開始
- ・自主的に参加申請した企業を対象
- ・総量削減目標の設定

J-VER

- ・2008年開始
- ・国内排出削減・吸収プロジェクトにより実現された削減・吸収量をオフセット・クレジットとして認証する制度

■注意事項■

- ・都内大規模事業所は、自らの事業所に関する国内クレジット等を他へ移転していたとしても、自らの排出量をその分増加するよう算定する必要はない。
- ・国内クレジット等で認められた削減量を、そのまま本制度で利用できるわけではない。本制度の算定・検証ルールによる認定が別途必要 ※削減量の算定・検証ルールが大きく異なるため
- ・再生可能エネルギーの環境価値については、都制度と国内クレジット、J-VER、RPS法新エネルギー電気相当量等のいずれとも重複利用はできない。
- ・グリーンエネルギー証書によるグリーンエネルギー活用を温対法やCDP等にも利用する場合は、算定対象となる施設・年度が一致している必要がある。

3 (53) 取引価格の高騰防止策

取引価格の高騰防止に向けた措置

●取引対象となるクレジットの供給量を増大させる措置を講ずることによって、取引価格の高騰を招かないようにすることが基本

(供給を増大させる措置の例)

都内中小クレジット
の供給拡大

CO₂削減対策の促進による超
過削減量の創出

太陽エネルギーバンクの
活用

中小規模事業所省エネ促進・クレジ
ット創出プロジェクトにより創出さ
れたクレジットの活用

首都圏キャップ&トレード・イニシア
ティブ~東京都と埼玉県の排出量取引
におけるクレジット等の相互利用

●それでもなお、市場におけるクレジットの供給量が極端に不足し、取引価格が異常に高騰すること等が予見された場合は、オフセットクレジットの発行対象を拡大する。

- ・発行対象の拡大を決定するに当たっては、専門家の意見聴取などにより、そのプロセスを具体化し、公表していく。
- ・無条件に発行対象を拡大することではなく、都内中小クレジットとの組み合わせ、利用上限量などの条件を付す。
- ・新たに拡大して認めるオフセットクレジット（拡大クレジット）の価格がそれまでの市場価格よりも極端に低い場合には、価格差に応じた重み付けを行い、それまでに既にオフセットクレジット等を購入していた者が不利にならないようにする。

⇒クレジット等取得に必要なコストは、既存のクレジット等を用いても、拡大クレジット等を用いても、ほぼ変わらないよう配慮

不正取引への対応

●一定の行為が不正取引であると疑われる場合、都は、

- ① 取引参加者等より事情の聴取等を行う。
- ② 必要に応じて不正取引を行った取引参加者への指導や、その他の取引参加者・指定地球温暖化対策事業者への注意喚起を行う。
- ③ 悪質な場合は、不正取引を行った取引参加者に対し、条例に基づく罰則等の適用を行う場合がある。

<条例により罰則等の対象となる行為>

- ・ 虚偽申請行為又はその申請の内容に係る知事の調査を拒む行為
- ・ その他不正な行為により振替可能削減量の増加の記録を受ける行為

<法令等における不正取引規制>

- ・ 特定商取引に関する法律に基づく、訪問販売及び電話勧誘販売を行う業者への迷惑勧誘及び再勧誘の禁止
- ・ 詐欺・脅迫等の一般的に犯罪とみなされる行為

3 (54) 取引価格、都が販売するオフセットクレジット等

■取引価格

- 排出量取引は、取引する当事者同士の交渉・合意により、取引するクレジットの規模や取引価格が決定される。
- したがって、取引価格は、都が関与するものではなく、取引価格に対する上限価格、下限価格等の制約は特に定めない。
- 都が参考として公表する価格情報 ①クレジットの移転申請書に記載される申告価格（統計処理した情報。個々の申告価格は公表しない。）
②取引価格の査定結果（取引参加者へのヒアリングに基づく標準的な取引における推定価格）
③都が供給したオフセットクレジットの落札価格

■都が販売するオフセットクレジットについて

<都が販売する目的>

- 制度開始後の初期段階での排出量取引の円滑な実施、クレジットの需要逼迫時における緩和措置の1つ

<販売するオフセットクレジット>

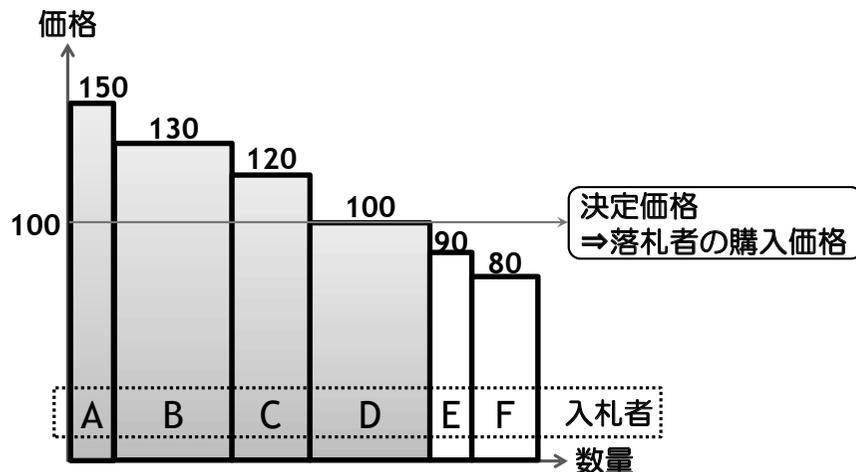
- 太陽エネルギーバンク（住宅用太陽エネルギー利用機器の導入支援策に伴い、東京都環境公社へ譲渡される環境価値）を元とするグリーンエネルギー証書（再エネクレジットへ転換）
- 中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクトに伴い、都へ譲渡される都内中小クレジット

<販売方法等>

- 都及び東京都環境公社によるオフセットクレジットの販売は、原則として入札方式（均一価格方式）又は固定価格方式で行う。
- 固定価格方式の場合の販売価格は、その時点におけるオフセットクレジットの市場価格等を参考に都が定める。

■均一価格方式について

- 入札価格の高い順に、購入希望数量を累計。累計量が販売量を満たす時点の価格を決済価格とする。
- A～Dは、一律の決済価格（図では100）でそれぞれの希望数量を購入する。
- 入札価格が低かったE、Fは購入できない。



■販売スケジュール等

- 販売を実施する年度における販売スケジュール（時期、回数）、予定販売量については、
⇒年度の初めに公表（2019年度は販売予定無）
 - 購入を希望する場合の具体的手続き等の詳細
⇒販売の都度、購入申請受付の開始1か月前までに公表
- ※販売対象を特定地球温暖化対策事業者のみに限定することや、オフセットクレジットの買占めを防止する趣旨から、1事業者による購入上限量を設定することとする。

3 (55) 削減量口座簿の仕組み ①削減量口座簿の概要、指定管理口座、知事の管理口座

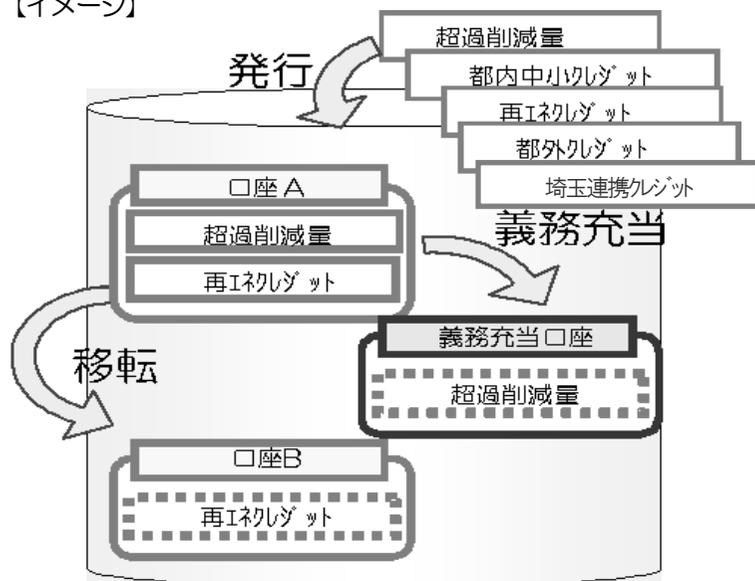
《削減量口座簿とは》

- ・ クレジット等の発行や、クレジットの取引の記録等を管理するための仕組み（電子システム）
- ・ 削減量口座簿の整備、事業者からの申請等に基づく口座簿への入力は、都が行う。
- ・ 削減量口座簿上には、「指定管理口座」、「一般管理口座」、「知事の管理口座」という3種類の口座があり、それぞれの口座が異なる役割を担っている。

クレジット等の発行、事業者が所有するクレジット等の管理、取引相手へのクレジットの受け渡し、保有しているクレジットの削減義務履行への活用及びクレジット等の無効化等は、すべてこの削減量口座簿上で行われる。

指定地球温暖化対策事業者及び取引参加者は、都が整備した削減量口座簿上に、自らが所有するクレジット等を記録して管理するための口座の開設を受けることが必要。

【イメージ】



《指定管理口座の特徴》 義務履行に向けた状況を記録する口座 (指定地球温暖化対策事業所ごとに一つ、開設される)

- 口座名義人
 - ・ 指定地球温暖化対策事業者
- 口座開設のタイミング
 - 平成28年10月1日以降、指定地球温暖化対策事業所の指定の際に知事が開設する。

《口座管理者について》

- ・ 指定管理口座については、複数の削減義務者が存在する場合などに、口座管理者を置くことができる。
- ・ 削減義務者の同意があれば、削減義務者以外の者であっても、誰でも口座管理者になることができる。
- ・ 口座管理者は、削減義務者（口座名義人）を代理して、①超過削減量の発行、②一般管理口座への移転、③義務充当、④指定管理口座の登録情報の変更手続などに関する都への申請手続を行うことができる。

《知事の管理口座》 義務履行に向けた状況、クレジットの無効化等を記録する口座

3 (56) 削減量口座簿の仕組み ②一般管理口座

- 一般管理口座は、取引対象となるクレジットの資産について、取引参加者ごとの所有状況を記録する口座（希望者が開設する）

《一般管理口座の特徴》

● 口座開設者

- ・ 指定地球温暖化対策事業者（法人、個人を問わない）
- ・ 法人（外国法人で国内に事務所、営業所等を有しない者を除く。）
- ・ 次のいずれかに該当する個人
 口座管理者
 オフセットクレジットの発行を受けることができる者
 一般管理口座の口座名義人（個人）の相続人

● 口座開設手数料・更新手数料

- ・ 指定地球温暖化対策事業者、口座管理者は無料
- ・ 上記以外の者の開設手数料は、1口座につき、13,400円（更新手数料は2021年3月決定予定）
 （免除対象：国、地方公共団体、生活保護受給者、特別区民税・市町村税又は所得税非課税者）

● 口座開設上限数

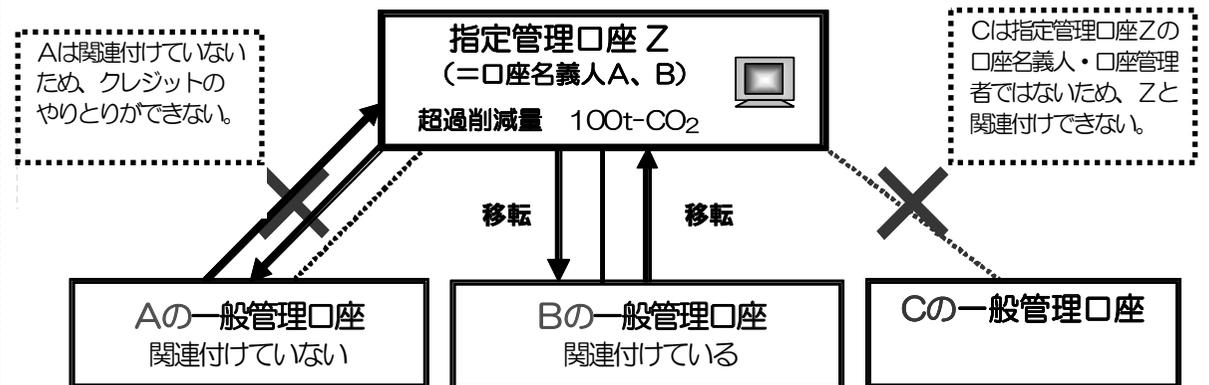
- ＜原則＞ 指定地球温暖化対策事業者又は口座管理者は、その者に係る事業所の数まで。
 それ以外の取引参加者は一つまで。
- ＜例外＞ 分別管理する必要があるときなど、その必要性に応じて認める。

● 口座開設の申請期限

特になし

《指定管理口座と一般管理口座の関連付けについて》

- ✓ 指定管理口座と一般管理口座との間でクレジットの移転をするためには、指定管理口座と、その口座名義人又は口座管理者が開設を受けた一般管理口座を関連付ける必要がある。
- ✓ 指定管理口座と一般管理口座との間でクレジットの移転を希望する者は、一般管理口座の開設時又は開設を受けた後に、指定管理口座との関連付けを都に申請する必要がある。



《一般管理口座の更新と廃止》

指定地球温暖化対策事業者及び口座管理者を除く取引参加者が開設している一般管理口座は、第2計画期間の整理期間の終了日まで利用可能。更新期間内（第2計画期間においては、2021年4月から9月末日まで）に更新手続を行うことにより、次の整理期間の末日までは使用可能となる。

更新手続を行わなかった場合においては、その一般管理口座に残存するクレジットは抹消された上で、一般管理口座は廃止される。

3 (57) 削減量口座簿の仕組み ③取引の例

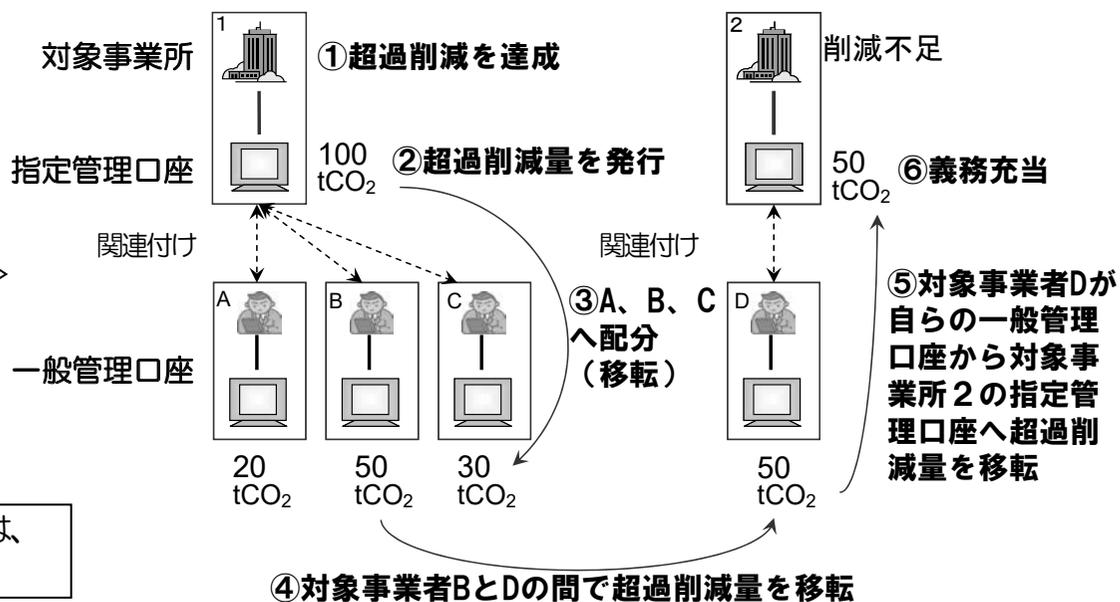
移転のパターン	移転の意味
一般管理口座 ⇒ 一般管理口座	一般的な排出量取引。クレジットの所有者の記録が変更される。
指定管理口座 ⇒ 一般管理口座	指定管理口座に記録された超過削減量について、義務者の間で所有者を決めるために移転する。
一般管理口座 ⇒ 指定管理口座	事業所の義務を履行するために、まずその事業所の指定管理口座へ移転する。移転されたクレジットは、移転後遅滞なく、自動的に義務充当口座へ移転されるため、義務充当のための手続は不要。
指定管理口座 ⇒ 指定管理口座	この移転はできない。必ず一般管理口座を経由しなければならない。

《超過削減量の取引の例》

(例) 義務者 (所有者) が3名
いる場合の超過削減量の取扱い

- ・指定管理口座上では、所有割合は明確化されない(財産権性なし)
- ・一般管理口座に移転し、記録されたとき、当該義務者の所有物となる(財産権性の発生)

削減義務及び超過削減量の配分の割合については、
都は関与せず、当事者間で決定



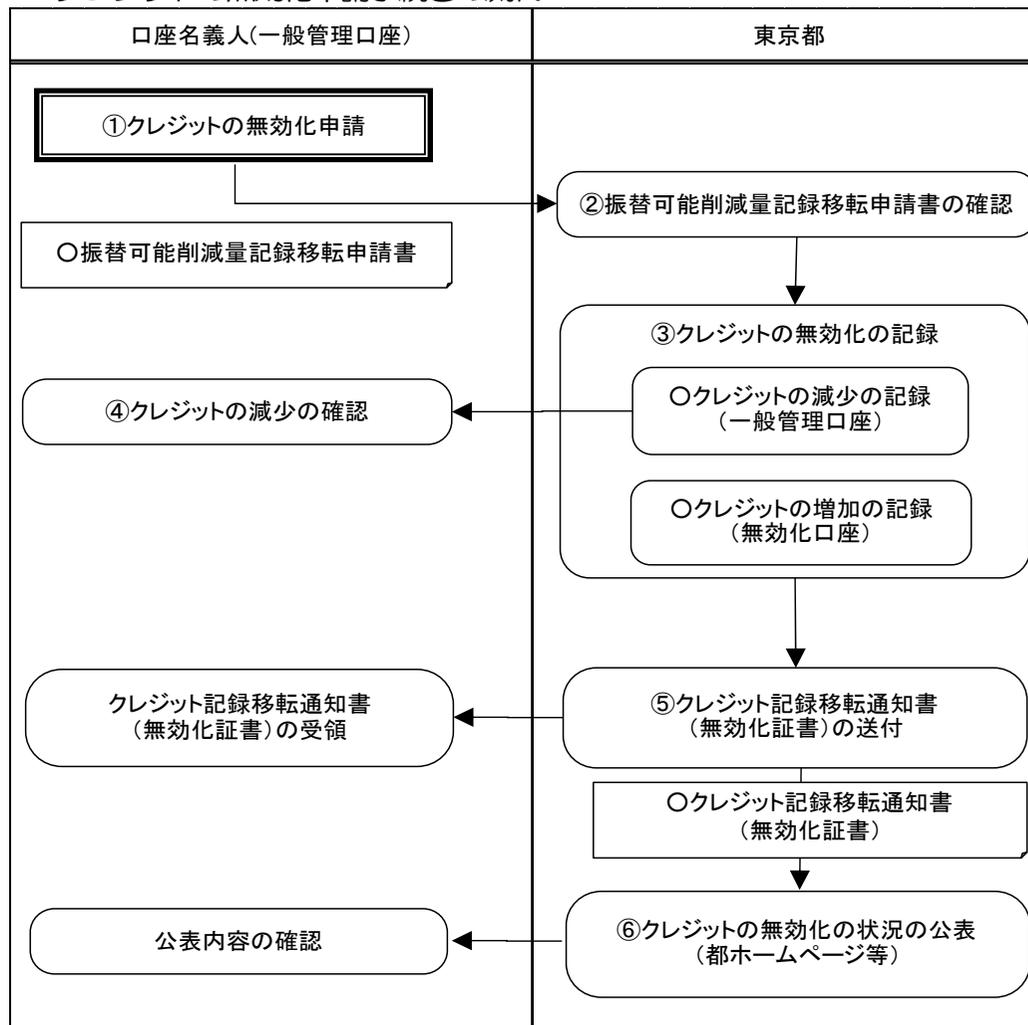
3 (58) クレジットの無効化

- 平成30年度より、申請により、クレジットの無効化（都制度の義務充当に利用できない状態にすること）が可能となった。
- クレジットの無効化により、本制度において創出されたクレジットの環境価値を、カーボンオフセット等、本制度の義務履行以外にも活用することができる。

■クレジットの無効化申請に係る諸規定

無効化申請できる者	無効化の対象となるクレジットが記録されている一般管理口座の名義人
申請期限	無効化対象のクレジットを義務履行できる削減計画期間の整理期間末まで
無効化できるクレジット	超過削減量、都内中小クレジット
無効化可能量	特に制限なし
無効化指定方法	シリアル番号指定方式（無効化を希望するクレジットのシリアル番号を指定する。）
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・振替可能削減量記録移転申請書 ・印鑑証明書（変更があった場合のみ） ・クレジットの無効化に係る情報の公表について
手数料	無料
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・無効化の申請は、無効化の目的ごとに行うこと。 ・一度無効化を行ったクレジットは、取り消して再度義務履行に利用することはできないため、自らの事業所の義務履行の状況及びクレジットの有効期限を踏まえて、無効化を行う数量等については慎重に検討すること。 ・無効化されたクレジットは自らの責任において利用することとし、仮に当該クレジットの利用に伴って不利益を被る事態が生じた場合においても、都は一切その責を負わない。

■クレジットの無効化申請手続きの流れ



3 (59) 口座の記録事項と公表される情報

《指定管理口座の主な記録事項》

事業所名	基準 排出量	削減 義務量	実績 排出量	移転可能な 超過削減量
------	-----------	-----------	-----------	----------------

《一般管理口座の主な記録事項》

事業所名	所有している超過削減量、 オフセットクレジット
------	----------------------------

- ・ クレジット等には、1t-CO₂ごとに、シリアル番号が付けられる。
 - ・ シリアル番号は、地域コード3桁と、1から始まる連番によって構成される。(例：130-1234 (“130”が地域コード))
 - ・ シリアル番号を基に、いつ、どのクレジット等が、誰から誰に移転されたか(誰に発行されたか)等の移転履歴も記録される。
 - ・ シリアル番号のほか、クレジット等の種類、有効期限等の属性も記録される。
- ☆口座管理者及び口座名義人は、自らの口座に記録された情報について、インターネットを通じて、参照できる。

《個別証明事項》

- 口座名義人(口座管理者)からの申請に基づき、口座名義人(口座管理者)に対して証明書を発行する事項

その口座におけるクレジット等の保有量、移転履歴(移転日、移転量等)

※ これらの情報については、一般には公開しないが、排出量取引の当事者同士の間では必要となることがあるため、口座名義人(口座管理者)本人に対してのみ発行する。口座名義人(口座管理者)は、必要に応じて、取引相手等に対して証明書を提示することができる。

- 手数料

1通につき400円

(免除対象；国、地方公共団体、生活保護受給者、特別区民税・市町村税非課税者、所得税非課税者)

《一般公表事項》

次の事項については、口座名義人に限らず、誰でもインターネットを通じて閲覧することができる。

- ・ 個別の管理口座ごとの情報：【随時更新→】口座名義人の名称、【年1回更新→】基準排出量、削減義務量(率)、排出実績
- ・ 制度全体の情報(都が情報をとりまとめて公表)：【月1回更新→】クレジット等の発行量、発行先(発行先事業者が公表を希望しない場合は、非公表)、全体の取引量・取引件数など、【年1回更新→】全対象事業所の基準排出量、削減義務量、排出実績
- ・ クレジットの無効化に係る情報(都が情報をとりまとめて公表)：【原則月1回更新→】無効化されたクレジット等の種類ごとの量、シリアル番号、有効期限、無効化申請者の口座番号、口座名義人の名称(口座番号、口座名義人については、申請者が公表を希望しない場合は、非公表)

3(60) 削減量クレジットの会計処理

■会計処理の取扱い

●第199回企業会計基準委員会(平成22年4月9日)における審議

企業会計基準委員会(ASBJ)は、都の総量削減義務と排出量取引制度に関する会計処理について、次の基本的考え方等を示した。

<基本的な考え方>

クレジットの取得、売却時については、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」で定められている試行排出量取引スキームの会計処理に準じて処理することで問題ないと考えられる。一方、条例に基づく制度であり罰則も伴うことから、場合によっては引当金の計上又は偶発債務の注記の検討が必要となると考えられる。

<具体的な会計処理>

- 1. 削減計画期間中にクレジットを無償取得したとき(都注: 超過削減量を発行したとき)**
会計処理は行わない(仕訳なし)
- 2. 無償で取得したクレジットの売却時**
売却の対価は仮受金その他の未決算勘定として計上し、5年間通算の目標達成が確実と見込まれた時点で利益に振り替える(又は、目標未達となり費用が発生する場合には、費用の減額に充てる)。
- 3. クレジットの購入時**
(削減義務に使用する目的の場合)「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の取得として処理する。
(第三者に販売する目的の場合)「棚卸資産」の取得として処理する。
- 4. 引当金の計上**
削減目標の未達が見込まれる場合には、一般的な会計基準に従って引当金を計上する。
- 5. 最終的に削減不足量が確定し、クレジットを充当した場合の処理**
有償で取得し資産計上されたクレジットを、一般管理口座から指定管理口座へ移転した時点で費用(「販売費及び一般管理費」など)とする。
- 6. 偶発債務の注記**
重要性がある場合には注記が必要と考えられる。

●都としても、「会計処理に関する基本的考え方」を公表(平成22年9月)

排出量取引を行う事業者の実務上の参考とするため、本制度で発生する個別の取引ごとの会計処理の例等を記載したもの。企業会計基準委員会(ASBJ)の見解を基礎とした会計処理の一例を提示するものであって、東京都が新たに会計基準を定めるものではない。

3(61) 削減量クレジットの税務処理

■総量削減義務と排出量取引制度の税務処理についての東京都からの照会に対する東京国税局の回答

1 超過削減量(クレジット)の取得等に係る取引の税務上の取扱い

(平成24年6月、東京国税局回答 <https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/shohi/120611/index.htm>)

	削減義務者自らが東京都から発行を受ける場合	他の者から購入する場合
i 超過削減量(クレジット)を取得した時	【法人税】 処理なし(オフバランス) 【消費税】 資産の譲渡等に該当しない(処理なし)。	【法人税】 取得に要した費用を無形固定資産等として計上する。 【消費税】 課税仕入れとなる。(注)個別対応方式を採用している場合、①自社使用のために取得する場合は、削減義務対象事業所の業務・取引内容により用途区分を判定、②第三者への転売目的で取得する場合は、「課税資産の譲渡等」にのみ要するものに該当する。
ii 自社使用(償却目的による義務充当口座への超過削減量(クレジット)の移転時)		【法人税】 「販売費及び一般管理費」等として損金の額に算入する。この場合の損金の額は、移転(償却)時の帳簿価額となる。 【消費税】 資産の譲渡等に該当しない(処理なし)。
iii 第三者へ売却した時	【法人税】 無形固定資産等の売却として処理する。この場合の譲渡原価は、0(ゼロ)となる。 【消費税】 課税売上げとなる。	【法人税】 無形固定資産等の売却として処理する。この場合の譲渡原価は、売却時の帳簿価額となる。 【消費税】 課税売上げとなる。

2 都内中小クレジット、都外クレジット、再エネクレジット(環境価値換算量)の取得等に係る取引の税務上の取扱い

- ・ 上記、超過削減量(クレジット)の取扱いと同様とする。(平成24年10月、東京国税局口頭回答)

3 東京都と公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)が連携して実施した住宅用太陽エネルギー利用機器促進事業によるグリーン電力証書を変換した再エネクレジットの取得等に係る取引の税務上の取扱い(平成24年6月、東京国税局回答)

	グリーン電力証書を活用して再エネクレジットの発行を受ける場合
i グリーン電力証書を取得した時(金銭等の支出をした時)	【法人税】 グリーン電力証書を取得する際に支出する金銭等の額を仮払金として計上する。 【消費税】 処理なし。
ii 東京都から再エネクレジットを取得した時	【法人税】 上記iにおける仮払金の額を無形固定資産等として計上する。 【消費税】 課税仕入れとなる。(注)個別対応方式を採用している場合、①自社使用のために取得する場合は、削減義務対象事業所の業務・取引内容により用途区分を判定、②第三者への転売目的で取得する場合は、「課税資産の譲渡等」にのみ要するものに該当する。
iii 自社使用(償却目的による義務充当口座への再エネクレジットの移転時)	【法人税】 「販売費及び一般管理費」等として損金の額に算入する。この場合の損金の額は、移転(償却)時の帳簿価額となる。 【消費税】 資産の譲渡等に該当しない(処理なし)。
iv 第三者へ売却した時	【法人税】 無形固定資産等の売却として処理する。この場合の譲渡原価は、売却時の帳簿価額となる。 【消費税】 課税売上げとなる。

(注) 本件の排出量取引における取引価格は、第三者間の取引、削減義務者自らが超過削減量(クレジット)を創出するための費用その他経済事情を参照した適正なものによっていることを前提とします。個々の納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。

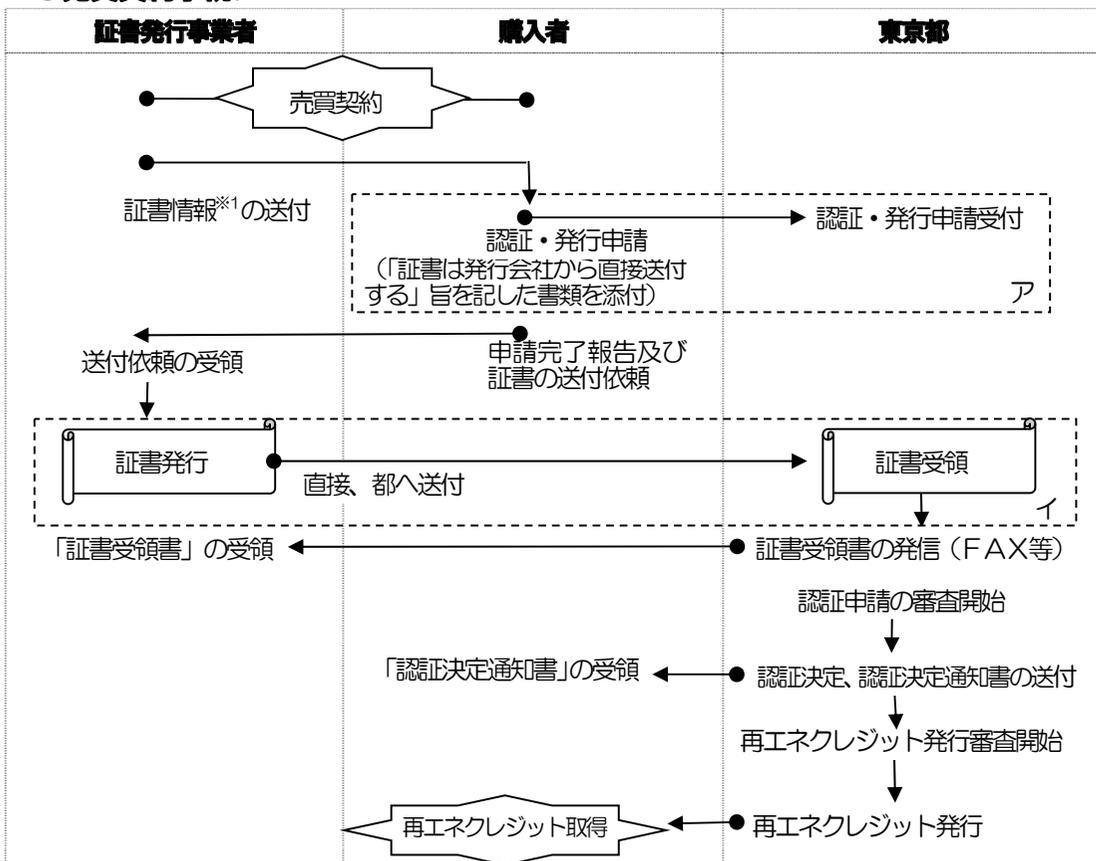
3 (61) 削減量クレジットの税務処理 (続き1)

■総量削減義務と排出量取引制度の税務処理についての東京都からの照会に対する東京国税局の回答

4 公社以外が販売するグリーン電力証書を変換した再エネクレジットの取得等に係る取引の税務上の取扱い

- ・都が示した契約書の例及び売買契約手順フローによる取引を行う場合は、3 公社が販売するグリーン電力証書を変換した再エネクレジットの取扱いと同様とする。(平成25年3月、東京国税局口頭回答)

○売買契約手順フロー



※1 証書情報とは、再生可能エネルギーの種類、シリアル番号、認証発電量等の認証申請に必要な情報を指す。

【手順フローのポイント】

- ア 購入者は証書売買契約後、証書が発行されるよりも前に都へ「その他削減量に係る電力等の認証申請書」及び「振替可能削減量等発行等申請書」を提出する。この際には、「証書は、発行会社から都へ送付する」旨を記した添付書類をつける。
- イ 発行された証書は、発行事業者から直接都へ送付されるため、証書自体が購入者の手元に渡ることはない。

○契約書の例 (抜粋)

(目的)
第1条 本契約は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。)に規定される総量削減義務と排出量取引制度に基づき、買主がグリーン電力証書の環境価値を変換した再エネクレジットを取得し、削減義務を履行するため、売主から買主へのグリーン電力証書の譲渡について規定することを目的とするものである。

(グリーン電力証書の譲渡)
第2条 売主は買主に対し、次の条件に基づきグリーン電力証書を譲渡するものとする。
 (1) グリーン電力証書として売主が買主に譲渡する電力量(以下「譲渡電力量」という。)は、000kWhとする。譲渡電力量の再エネクレジットの量への換算方法は、別紙によるものとする。
 (2) 譲渡するグリーン電力証書は削減義務の履行に利用可能なものとし、売主は、平成〇年〇月〇日までに△△△名義で発行し、東京都に送付するものとする。
 (3) 売主は、前号のグリーン電力証書を東京都に送付するにあたり、当該グリーン電力証書の記載内容に係るグリーンエネルギー認証センターが発行した設備認定証明書の写し及び電力量認証証明書の写しを、東京都に送付するものとする。
 2 買主は、前項により発行されたグリーン電力証書の名義若しくは使用目的を変更し、又はこれを第三者に譲渡することはできないものとする。

(再エネクレジットの取得)
第3条 買主は、本契約に基づき発行されるグリーン電力証書について、平成〇年〇月〇日までに、条例及び再エネクレジット算定ガイドラインに基づき電力量の認証の申請及び振替可能削減量の発行の申請を東京都に対して行うものとし、当該申請の後速やかに、その旨を売主に通知するものとする。

(別紙)
 <譲渡電力量の換算方法について>
 売主が買主へ引き渡すグリーン電力証書に表記された電力量の再エネクレジットの量への換算は、次の計算式によるものとする。

(計算式)
 太陽光、風力、地熱又は小水力による発電の場合
 再エネクレジット (tCO₂) = 譲渡電力量(kWh) × 電力のCO₂排出係数 (tCO₂/千kWh) * ÷ 1,000 × 1.5
 (小数点以下切り捨て)

バイオマスによる発電の場合
 再エネクレジット (tCO₂) = 譲渡電力量(kWh) × 電力のCO₂排出係数 (tCO₂/千kWh) * ÷ 1,000 × 1.0
 (小数点以下切り捨て)

*CO₂排出係数は、各削減計画期間ごとに東京都が定める数値

【契約書に必ず記載すべき内容】

- ✓買主が、都条例に基づきグリーン電力証書の環境価値を再エネクレジット化して取得し、義務に利用することが記されていること。
- ✓証書が発行事業者から都へ送付される旨が記されていること。
- ✓譲渡電力量のtCO₂への換算方法である計算式が記されていること。

3(61) 削減量クレジットの税務処理(続き2)

■総量削減義務と排出量取引制度の税務処理についての東京都からの照会に対する東京国税局の回答

5 超過削減量(クレジット)の無効化に係る税務上の取扱い

(平成30年11月 東京国税局回答 <http://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/hojin/181107/index.htm>)

【法人税】 無効化した日(一般管理口座から無効化口座に移転した日)の属する事業年度に、当該クレジットの移転時の帳簿価額を損金の額に算入

(注) 削減義務者が東京都からクレジットの発行を受けた場合(オフバランスの場合)には、上記の処理を行わなくても差し支えないものとされている。

【消費税】 課税対象外

- 都内中小クレジットを無効化する場合の税務の取扱いについては、超過削減量(クレジット)の取扱いと同様とする。
(平成30年11月、東京国税局口頭回答)

6 東京都への超過削減量(クレジット)の無償提供に係る税務上の取扱い

(平成30年11月 東京国税局回答 <http://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/hojin/181107-2/index.htm>)

【法人税】 無償提供をした日(当該事業者の一般管理口座から東京都の一般管理口座に移転した日)の属する事業年度に、当該クレジットの無償提供時の価額に相当する金額を東京都に対する寄附金の額として損金に算入

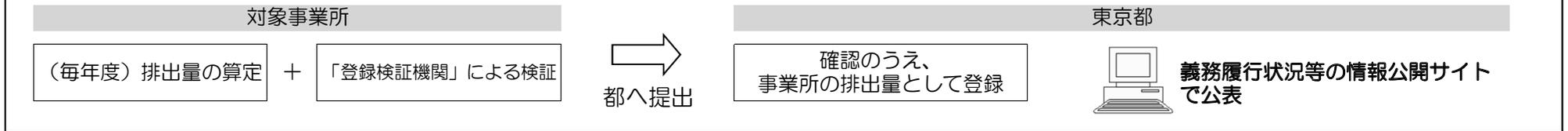
(注) 削減義務者が東京都からクレジットの発行を受けた場合(オフバランスの場合)には、上記の処理を行わなくても差し支えないものとされている。

【消費税】 課税対象外

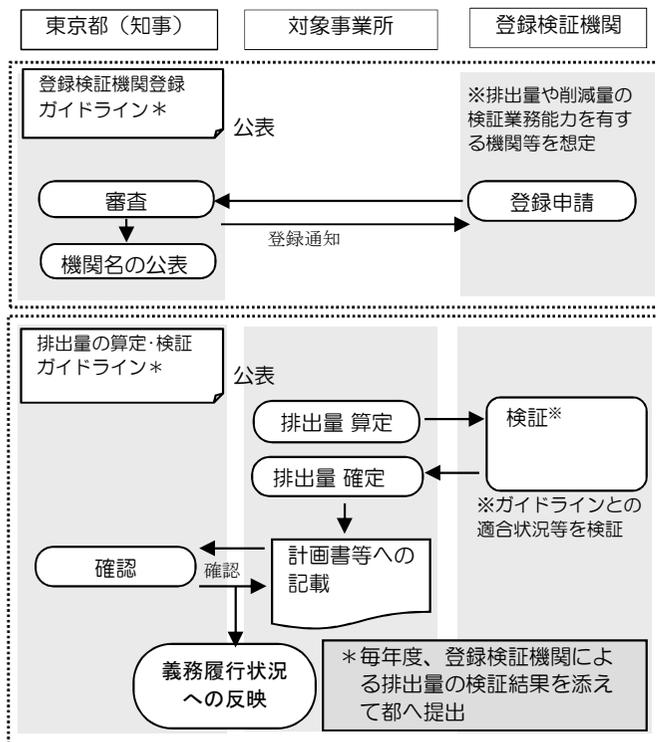
- 都内中小クレジットを東京都へ無償提供する場合の税務の取扱いについては、超過削減量(クレジット)の取扱いと同様とする。
(平成30年11月、東京国税局口頭回答)

3 (62) 各年度の排出量の算定と検証

●「削減義務の履行」「排出量（削減量）取引」を、公正なものとするため、排出量（削減量）の確定行為は重要

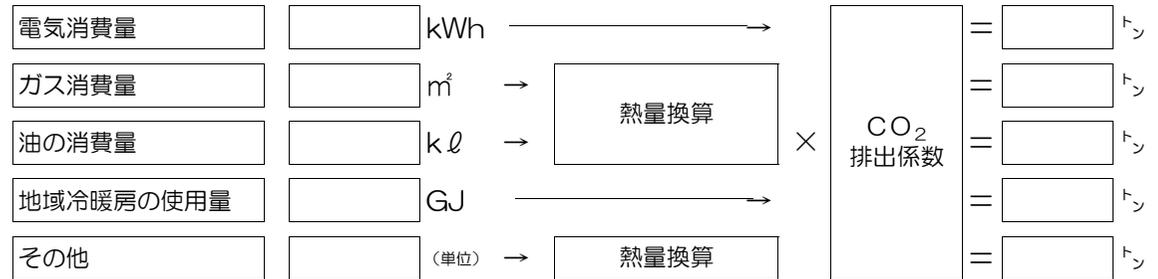


■温室効果ガス排出量（年間）の報告フロー



算定の例

◆事業所の年間エネルギー消費量の算定 → 年間CO₂排出量へ換算



※必ず「登録検証機関」の「検証」を得ることが必要であるもの
 総量削減義務の対象となる温室効果ガス
 （「特定温室効果ガス」：燃料・熱・電気の使用に伴って排出されるCO₂）

特定温室効果ガス排出量算定・検証ガイドラインを参照

●検証を実施する登録検証機関（検証主任者の要件）以下の要件+都の講習会修了

本制度における検証業務、省エネ診断業務、ISO14001審査業務、ISO50001審査業務、CDM有効化審査業務/検証業務、試行排出量取引/国内クレジット/JVETS/JVER/Jクレジット/ASSET検証業務、埼玉県制度における検証業務を、過去3年以内に合計10件以上

登録検証機関のリストは、都環境局HPにて公表

3 (63) 駐車場、倉庫、小学校などの小原単位建物の取扱い

- 複数の建物を有する事業所において、その事業所の主たる事業以外の事業のみに使用されており、かつ、CO₂ 排出原単位が一定値以下である比較的小規模な建物（小原単位建物）がある場合は、当該建物の CO₂ 排出量を基準排出量及び年度排出量の算定から除外できる（原油換算エネルギー使用量には含める。）。
- 除外する CO₂ 排出量は、「エネルギー使用量の実測」又は「小原単位建物における原単位に当該床面積を乗じて推計」での算定

● 小原単位建物の要件

複数の建物を有する事業所であって、次の①から③までの全ての要件を満たすこと。（複数建物で要件を満たす場合は、合計で基準排出量 10%以下まで除外可）

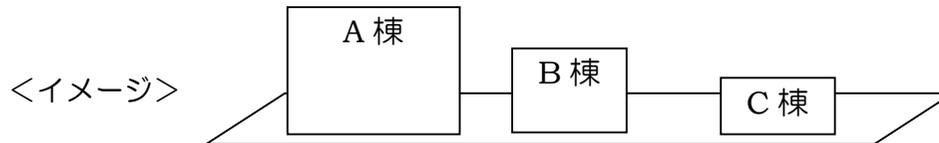
要件① CO₂ 排出原単位が 25kg-CO₂/㎡以下である建物

- ・ エネルギー使用量が実測されていること。
- ・ ただし、駐車場、倉庫、小学校など*は、25kg-CO₂/㎡以下であることが一般的であるので、計測必要なし。
- ・ 当該建物において、工事等による CO₂ 減など特異的な状況の場合は除く。

要件② 当該建物が、事業所の主たる事業以外の事業に使用されている建物であること。

- ・ 主たる事業とは、当該事業所における事業の中で CO₂ 排出量が最も大きな事業
- ・ 事業所の主たる事業に関わる者が使用する駐車場、主たる事業の生製品の倉庫などは、本要件に該当しない。

要件③ 当該建物の CO₂ 排出量が基準排出量の 10%以下であること。



	A 棟	B 棟	C 棟
要件①原単位	83kg-CO ₂ /㎡	34kg-CO ₂ /㎡	20kg-CO ₂ /㎡
要件②事業	主たる事業	主たる事業	・主たる事業以外 ・主たる事業との関連性なし
要件③基準排出量に対する割合	60%	40%	10%
全ての要件	不適合	不適合	適合

● 除外する CO₂ 排出量の算定方法

小原単位建物として除外する CO₂ 排出量は、次の①又は②の方法で算定。要件確認時に算定し、小原単位建物の床面積の増減がない限り、計画期間中は同じ量を除外する。

- ア. 駐車場、倉庫、小学校など*の場合は、25kg-CO₂/㎡に、当該床面積を乗じて算定
- イ. ア以外の場合は、当該建物のエネルギー使用量の実測値から CO₂ 排出量を算定（上限 25kg-CO₂/㎡）

● 除外対象及び除外方法

原油換算エネルギー使用量	除外不可 ×	原油換算エネルギー使用量からは除外できないので、指定(特定)地球温暖化対策事業所（年間の原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上）としての義務はこれまで同様
基準排出量	除外	除外する場合は、年度排出量だけでなく、基準排出量からも除外しなければならない。
年度排出量	可○	

※除外された範囲についても、可能な範囲での削減対策の推進を行うこと。

● 手続

要件の確認は、第2計画期間の基準排出量を決定（改定を含む。）する際に、1回のみ行う（検証対象外）。

	第1計画期間		第2計画期間	
	… 2014		2015	~2019
2014 年度までに特定地球温暖化対策事業所となった事業所	【要件確認】 基準排出量の再計算の際(計画書提出時)に根拠書類添付のうえ、都に申請		以降、毎年度、年度排出量から除外 ※小原単位建物の床面積の増減がない限り、計画期間中は同じ量を除外する。(除外量は検証対象外)	

2015 年度以降に特定地球温暖化対策事業所となる場合は、基準排出量決定の際に申請

※ 駐車場、倉庫、小学校など・・・駐車場、倉庫（換気・照明のエネルギー使用が主であって、保管物の温度管理を常時行っていないものに限る。）、幼稚園、小学校及び中学校又は高等学校

3 (64) 特定計量器の取扱い

● 「第1計画期間の取扱い」

- ✓ 燃料等使用量が、購買伝票等により把握不可能である場合は、取引又は証明に使用可能な計量器での実測把握も可能
- ✓ 2014年度末までは、取引又は証明に使用可能な計量器ではない計量器による実測把握も可能

● 「第2計画期間以降の取扱い」

- ✓ 2015年度(第2計画期間)以降は、取引又は証明に使用可能な計量器での実測に限る。
- ✓ やむを得ず、取引又は証明に使用可能な計量器でない計量器で実測する場合は、公平性の観点から、**保守的な算定**とする。
※ただし、当該事業所の削減義務開始年度の前年度までは、保守的な算定を行う必要はない。
なお、保守的な算定の適用範囲外の排出活動に係る燃料等使用量について、特定計量器でない計量器で実測することは認められない。

● 保守的な算定(5%増又は減での算定)

①算定すべき排出量の場合：実測値×1.05を燃料等使用量として排出量を算定

【事例】事業所で使用している電力などのエネルギーを特定計量器以外の計量器で実測する場合

【算定例】実測値が120,000kWhの場合

120,000kWh×1.05=126,000kWhをその事業所の燃料等使用量とする。

②除外すべき排出量の場合：実測値×0.95を燃料等使用量として排出量を除外

【事例】住宅用途や他事業所への供給量を特定計量器以外の計量器で実測する場合

【算定例】住宅用途への電力供給量の実測値が6,800kWhの場合

6,800kWh×0.95=6,460kWhをその事業所の燃料等使用量から除外する。

■ 保守的な算定の適用範囲：算定(又は除外)しなければならない排出量の算定に適用する。一方、算定(又は除外)することができる排出量の算定は、特定計量器で実測されている必要があるため、保守的な算定の適用範囲外となる。

■ 特定計量器が存在しない計量器である場合：計量法で規定する特定計量器が存在しない計量器(例えば、口径40ミリメートルより大きな積算熱量計)である場合は、保守的な算定を行う必要はないが、当該計量器の定期的な保守・校正に努め、より精度の高い計量を行うものとする。

● 第2計画期間の取扱い例

○第2計画期間の途中から特定地球温暖化対策事業所になる事業所
特定地球温暖化対策事業所に指定される前の算定年度排出量は、保守的な算定を行う必要はない。

(例) 2017年度から特定、基準排出量は2014～2016年度の平均値

第1計画期間					第2計画期間				
2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
—	—	—	—	指定	指定	指定	特定	特定	特定
削減義務開始年度の前年度(2016年度)までは、特定計量器でない計量器での実測可能(保守的な算定の適用範囲に限る。)							削減義務期間(2017年度)からは、特定計量器での実測又は保守的な算定		
特定計量器でない計量器であっても、保守的な算定の必要はない。									

■ 再エネ電気利用に伴う特ガス削減量の取扱いについて

- 過去実績を用いて基準排出量を算定する場合、基準排出量の算定年度において、再エネ電気利用に伴う特定温室効果ガス削減量は算定できない。
- 削減計画年度において、再エネ電気を特定温室効果ガスの削減量として算定する場合は、基準排出量の算定期間及び削減計画期間両方において算定する必要がある(基準排出量を排出標準原単位で算定している場合を除く。)。ただし、削減計画期間において新たに特定計量器で実測するようになった場合は、再エネ削減量を算定できる。

3 (65) 登録検証機関（第三者機関）の検証が必要なもの

1 排出量に関する検証

義務 ※1	時期	検証の対象	主な検証のポイント	
			事業所の範囲、監視点	エネルギー使用量、CO ₂ 排出量
○	初めて制度の対象になるとき（指定に係る確認書の届出）	対象事業所の規模要件（最大で過去3年度分のエネルギー使用量） （2009年度以降対象となる事業所は過去1年分のみ）	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の範囲が適正であること 監視点が網羅されていること <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">図面や現場調査で確認</div>	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー使用量等の値が伝票等の記録と一致していること 等 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">電気料金請求書等の購買伝票で確認</div>
○	削減義務開始時（基準排出量の申請）	基準排出量 （基準年度の各年度の特定温室効果ガスの排出量）	<ul style="list-style-type: none"> （状況の変更がないか） 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー使用量等の値が伝票等の記録と一致していること CO₂排出量への換算に計算誤りがないこと 等
○	毎年度（計画書の提出）	前年度の排出量 （特定温室効果ガスのみ）	<ul style="list-style-type: none"> （状況の変更がないか） 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー使用量等の値が伝票等の記録と一致していること CO₂排出量への換算に計算誤りがないこと 等
△	その他ガスの削減量を総量削減義務に利用するとき	その他ガス削減量	<ul style="list-style-type: none"> その他ガスの排出源の特定 その他ガスの排出に係る計測が精度の高いものであること 	<ul style="list-style-type: none"> その他ガスの排出に係る値が計測器、伝票等の記録と一致していること CO₂排出量への換算に計算誤りがないこと 等

※1 ○：提出義務、△：希望者のみ提出

2 優良特定地球温暖化対策事業所の認定に関する検証

義務	時期	事項	主な検証のポイント
△	優良事業所として申請するとき	優良事業所の基準に該当すること	<ul style="list-style-type: none"> 優良事業所の基準に定める運用対策を実施しているか 優良事業所の基準に定める設備機器を導入しているか 等

3 クレジット（都内中小クレジット・再エネクレジット（電気等環境価値保有量）・都外クレジット）の認定に関する検証

義務	時期	事項	主な検証のポイント
△	削減量の認証、再エネクレジットの設備認定等	クレジット発行基準に該当すること	<ul style="list-style-type: none"> 電力量の測定や削減量の把握が適正に行われていること 等

＊「検証に要する費用(料金)」は、それぞれの登録検証機関が設定するものであり、都が公定価格を設定するものではありません。

3 (66) 検証機関の登録要件

- 検証は、排出量等の検証が主な業務であり、検証業務に当たり知事の登録を受けなければならない。

● 検証機関の要件

- ・ 都内の営業所に登録区分ごとに1人以上の検証主任者を置くこと
- ・ 検証業務の管理・精度確保に関する文書を作成すること
- ・ 検証業務を行う部門及び、検証業務の管理・精度確保を行う部門を置くこと

● 検証主任者の新規登録要件：下記実務経験+都の新規講習会修了

区分1：基準排出量、毎年度の特定温室効果ガス排出量の検証の場合

本制度における検証業務、省エネ診断業務、ISO14001 審査業務、ISO50001 審査業務、CDM 有効化審査業務/検証業務、試行排出量取引/国内クレジット/JVETS/JVER/Jクレジット/ASSET 検証業務、埼玉県制度における検証業務を、過去3年以内に合計10件以上

区分2：都内中小クレジット、都外クレジットの検証の場合

本制度における検証業務、省エネ診断業務、ISO14001 審査業務、ISO50001 審査業務、CDM 有効化審査業務/検証業務、試行排出量取引/国内クレジット/JVETS/JVER/Jクレジット/ASSET 検証業務を、過去3年以内に合計10件以上、又は、省エネルギー・CO₂削減に関する診断、コンサルティング又はコミッションングの業務に1年以上従事

区分3：削減義務の対象とならないその他ガスの削減量を削減義務の履行に充てる場合の検証

本制度における検証業務、ISO14001 審査業務、ISO50001 審査業務、CDM 有効化審査業務/検証業務（エネルギー起源 CO₂以外のガスの削減プロジェクトに係るもの）、埼玉県制度における検証業務を、過去3年以内に合計3件以上

区分4：再エネクレジットの検証の場合

本制度における検証業務、グリーン電力認証業務、CDM 有効化審査業務/検証業務、国内クレジット/JVER/Jクレジット/ASSET 検証業務（再生可能エネルギーの利用を含むプロジェクトに係るもの）、埼玉県制度における検証業務を、過去3年以内に合計10件以上

区分5、6：トップレベル事業所認定（第一区分）、トップレベル事業所認定（第二区分）の検証の場合

以下の資格を有し、かつ、省エネルギー・CO₂削減に関する診断、コンサルティング又はコミッションングの業務に3年以上従事

- ・ エネルギー管理士、設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士（電気電子、機械、衛生工学、総合技術監理（電気電子、機械、衛生工学）

● 検証機関のリスト

- ・ 登録検証機関のリストは、環境局HPの「登録済の検証機関」のページをご覧ください。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/authority_chief/registered_agency.html

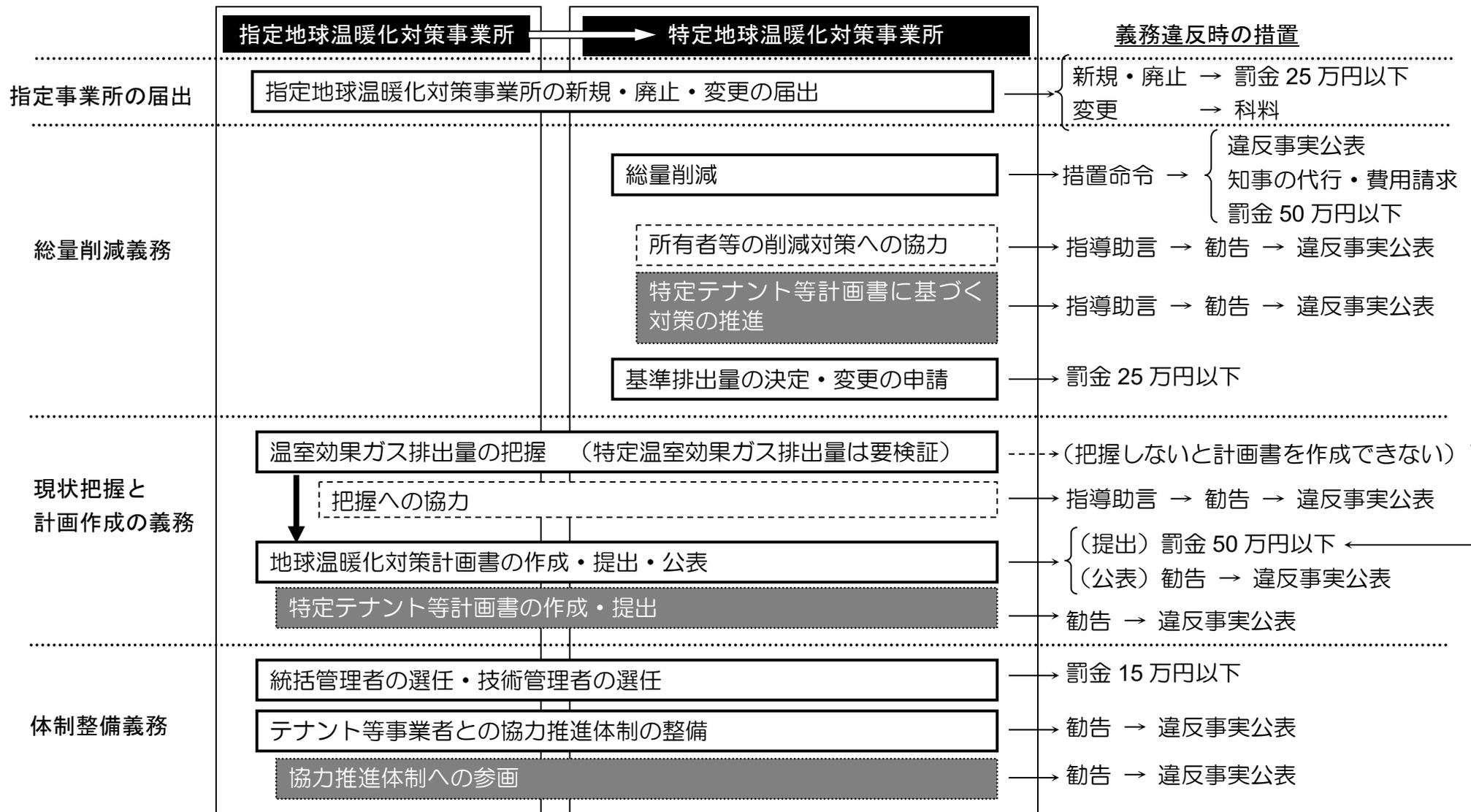
※2013年度から、登録検証機関評価制度を実施しています。評価制度の詳細については環境局HP「登録検証機関の評価制度について」のページをご覧ください。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/authority_chief/hyouka/hyouka.html

3 (67) 主な義務と義務違反時の措置 ①概要

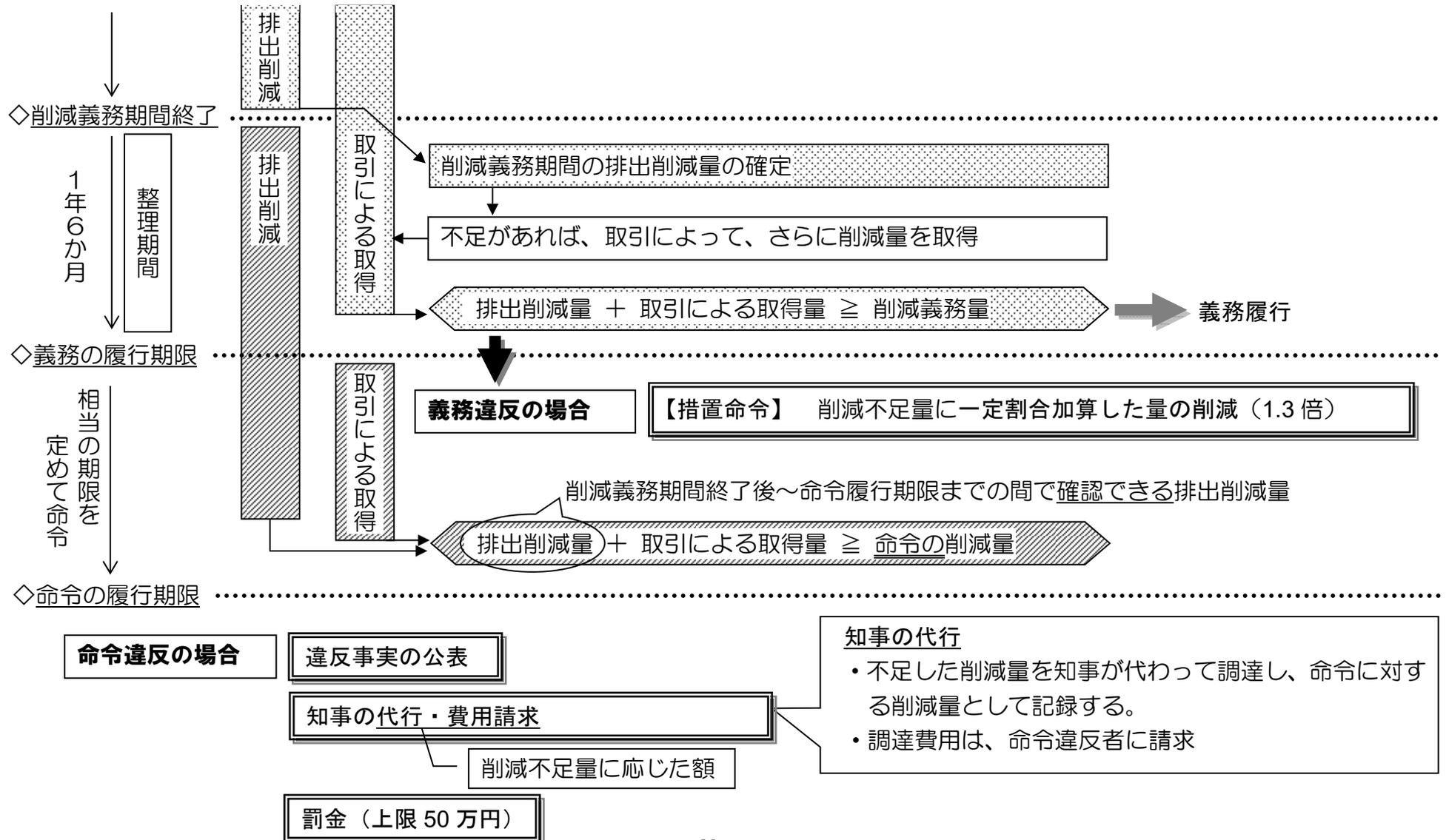
- 所有者等の義務違反については、罰金が科される場合もある。
- テナントの義務違反については、そのテナント事業者への勧告、テナント事業者の違反事実の公表が行われる。

凡例	指定(特定)地球温暖化対策事業者の義務
	テナント等事業者の義務
	特定テナント等事業者の義務



3 (68) 主な義務と義務違反時の措置 ②総量削減義務違反に対する措置の詳細

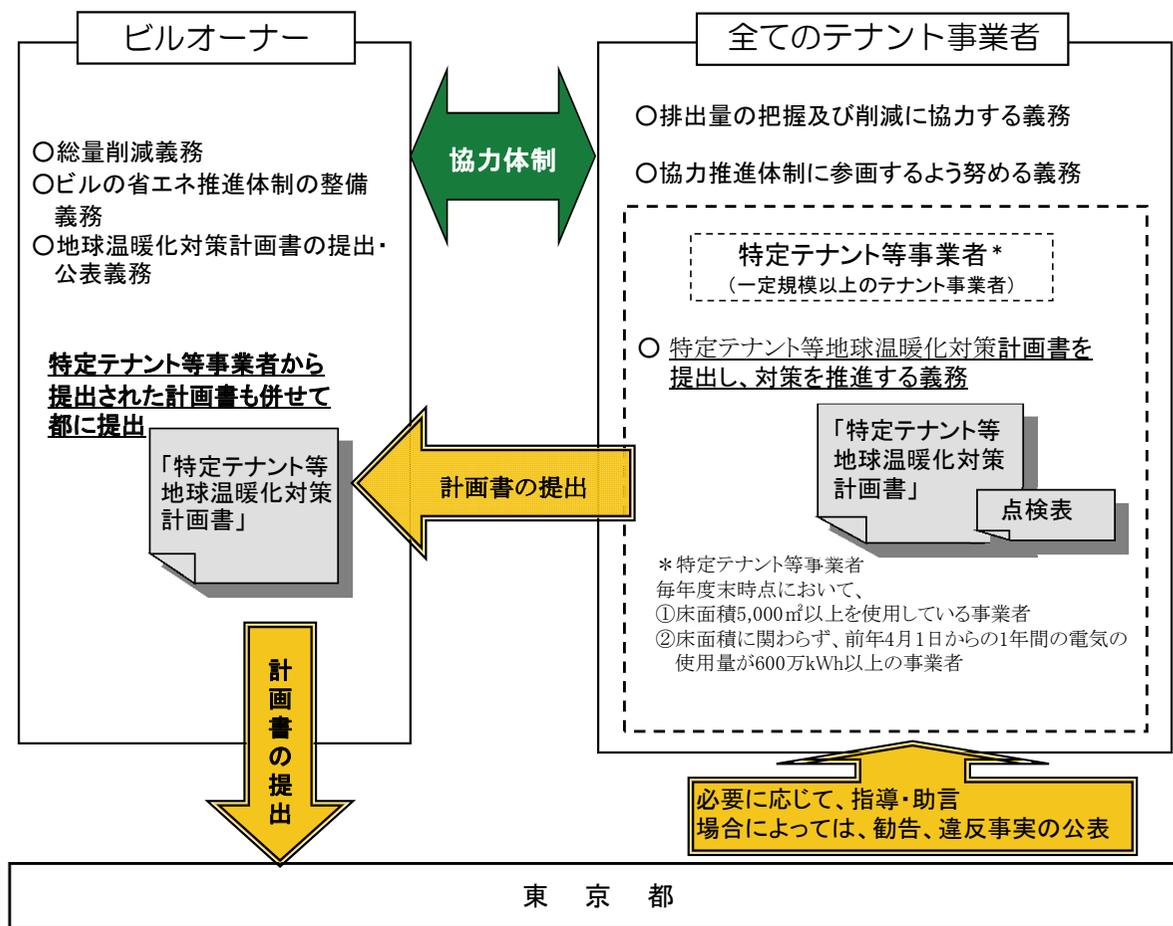
- 削減義務未達成に対しては、まず、削減不足量に 1.3 倍加算した量を削減するように命令
- その命令にも違反した場合、違反事実の公表、削減不足量に応じた額の支払義務、罰金（上限 50 万円）



3 (69) テナントビルの取扱いについて ①概要 (ビルオーナーとテナント事業者の責務等)

- 効果的な温暖化ガス削減の推進のためには、ビルオーナー・テナント事業者双方の取組 (協力) が必要
(例) 一般にビルの設備改修等はビルオーナーでなければ実施できないが、日常的な省エネルギー活動の推進等はテナント事業者の取組が必要
- ビルオーナーを削減義務者の基本としつつ、その上で、
 - ① 全てのテナント事業者に、オーナーの総量削減義務の履行に協力する義務
 - ② 一定規模以上のテナント事業者 (特定テナント等事業者) には、オーナーの総量削減義務の履行に協力する義務に加えて、テナント事業者として独自に行う対策計画を作成し、ビルオーナーを経由して、東京都へ提出する義務
- 都は、必要に応じて、テナント事業者に対して、直接、対策実施に関する指導等を実施
(テナント事業者の協力義務違反に対しては、知事による「勧告」「違反事実の公表」を行うことも規定)
- 2014年度より省エネ対策の取組を評価・公表する仕組みを導入。対策項目の取組状況及び温室効果ガスの削減実績を勘案して評価・公表を行う。

■ビルオーナーとテナント等事業者の主な義務



■ビルオーナー

- テナント事業者と協力して地球温暖化対策を推進するための体制を整備する義務 (協力推進体制の整備)
- テナント事業者の削減対策推進に有効な情報の提供 など

■全てのテナント事業者 *ビルオーナーの削減義務履行へ協力する義務

- ビルオーナーが整備した協力推進体制への参画に努める義務 (努力義務)
- 独自にエネルギー供給会社と契約している場合、ビルオーナーへの当該使用データを提供する義務
- 事業所の運用に関する規定を遵守する義務
- テナント側での組織全体としての対策推進体制を整備する義務
- 排出量の把握と計画的な対策推進に努める義務 (努力義務)

■特定テナント等事業者 *ビルオーナーの削減義務履行へ協力する義務

- 上記の「全てのテナント事業者」の役割に加え、
- ビルオーナーが整備した協力推進体制への参画義務
 - テナント自身が実施する対策等の計画書 (特定テナント等計画書) の作成・提出義務と、当該計画書に基づき対策を推進する義務
 - オーナーから共同で削減義務者になることについての申出があった場合には、協議に応ずるよう努める義務 など

<協力推進体制とは> 次に掲げる行動を確保する体制をいう。

- オーナーとテナントが集まり、地球温暖化の対策の推進に関し、現状の確認、対策の周知、課題の提示、改善案の作成等を行う会議の定期的な開催
- オーナーとテナントとは、協議の上、削減義務対象事業所 (対象ビル) の運用に係る規程を作成し、当該規程を遵守する。
- オーナーは、テナントごとのエネルギー使用量の把握 (推計による把握を含む。) に努め、かつ、当該エネルギー使用量をテナントに通知する。通知を受けたテナントはエネルギー使用量の低減に努める。
- テナントは、独自にエネルギー供給会社と契約している場合、そのエネルギーの使用量に係る情報をオーナーへ提供し、オーナーは事業所全体の温室効果ガス排出量を把握する。

3 (70) テナントビルの取扱いについて ②ビルオーナーとテナント事業者に求められる行動・対策の例

■ビルオーナーに求められる行動・対策の例

省エネルギー対策会議の開催

- ◆ ビルオーナーとテナントが集まって、省エネルギー対策について定期的に話し合います。

今月のテーマ

1. 各テナントの先月のエネルギー消費量
2. 今月の省エネ対策
 - ◇ 共用エリアの設定温度
 - ◇ 熱源機の停止
3. SFOO社からの提案について

館内規則等の見直し

- ◆ エネルギーの無駄使いに繋がる規則は変更しましょう。

〇〇ビル 館内規則

空調の運転時間
平日 9:00~18:00
土曜日 9:00~13:00
日曜日 休止

冷暖房時期
冷房 4月中旬~11月中旬
暖房 11月中旬~4月中旬

居室内温度
以下の温度を維持します。
冷房 24~26℃
暖房 23~25℃

テナントがいない土曜も空調？

春や秋にも冷房や暖房？

もっと省エネの温度設定にできない？

請求書へのエネルギー使用量併記

- ◆ 各テナントがエネルギー消費量の実態を把握できるよう、ビルオーナーは使用量の情報を提供しましょう。

Contents

1. 今月のエネルギー消費量
 - ・電力量
 - ・空調時間
 - ・前月比、前年同月比
2. 当ビル他テナントとの比較
(例) 賃借面積あたりのエネルギー消費量
18.0 kWh/m²
※ 当ビル平均より 1.1 kWh/m² 多い
3. 省エネルギーに向けたアドバイス

省エネに協力的なテナントの優遇

- ◆ 省エネする意欲を高めるため、また継続的な実施のため、省エネに協力的なテナントへの優遇措置を検討しましょう。
- ◆ エネルギー消費量が減れば、ビルオーナーの経費も縮減されます。

ビルの省エネルギー

経費縮減

収益向上

省エネに熱心なテナント

還元

Special Discount

・固定料金から使用量に応じた請求へ
・共益費の特別割引 etc.

■テナント事業者に求められる行動・対策の例

<確認する方法>

- ◆ 毎月の請求書にエネルギー使用量が併記されている場合は、請求書から確認します。
- ◆ エネルギー使用量が併記されていない場合は、使用量を提供してもらえようビルオーナーに依頼します。

請求書

請求金額 XXX,XXX 円

(内訳)	単価	数量	金額
賃料			XXX,XXX 円
共益費			XX,XXX 円
電気使用料	XX 円	X,XXX kWh	XX,XXX 円
空調延長料	XX 円	X.X h	XX,XXX 円
エネルギー使用量			

<無駄使いがないかの確認>

- ◆ 前月や前年同月と比較しエネルギー使用量が増加していないか確認します。
- ◆ 増加が著しい場合は原因を究明します。ビルオーナーに協力してもらおうとよいでしょう。

月消費電力量[kWh]

前年 本年

<社員の省エネ啓発>

- ◆ 社員にエネルギー使用量状況を提示し、省エネを心掛けてもらいます。
- ◆ メーターが細かく設置されている場合は、メーターごとの使用量データをビルオーナーから入手します。

部員一人あたりのエネルギー消費

[kWh/人] XX年 XX月

省エネ!

平均

部署A 部署B 部署C 部署D

<目標の設定・検証>

- ◆ 目標を決めると省エネルギーが促進されます。
- ◆ 社員ひとりひとりに目標を理解してもらい、省エネルギーを心掛けましょう。
- ◆ 結果の検証も重要です。

今月の目標

XXX kWh

前年比 -5%!

※テナント事業者には、右のような行動・取組も求められます。

・2018年10月にテナント省エネセミナーを開催しました。セミナーの配布資料は次のホームページよりダウンロードできます。テナント事業者への説明、推進体制の強化等にご活用下さい。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/meeting/h30/tenantseminar_18.html

- ①ビルオーナーが整備した協力推進体制（省エネルギー対策会議等）への参加
- ②ビルオーナーの総量削減義務履行への協力（日常的な省エネルギー活動の推進等）

- ・照明のこまめな消灯
- ・パソコンや複写機、FAXなどOA機器について、省電力・待機消費電力少ない機器の活用と、各機器の「省エネモード」機能活用の徹底
- ・省電力や発熱が少ないITサーバ等の積極的活用
- ・OA機器メーカー等から、日常的に実施できる省エネ対策の提案を受けたか否か、それを検討・実施したか否か など

3 (71) テナントビルの取扱いについて ③テナント事業者と特定テナント事業者の例

- テナントビル対策の目的：効果的な温暖化ガス削減の推進のためには、ビルオーナー・テナント事業者双方の取組（協力）が必要
- このため、テナントビルについては、ビルオーナーを削減義務者の基本としつつ、テナント事業者への一定の義務も規定

■「テナント等事業者」

その指定地球温暖化対策事業所の全部または一部を賃借権その他の権原に基づき事務所、営業所等として使用して事業活動を行う温室効果ガス排出事業者
 ＊賃借権その他の権原：賃借権以外の、使用貸借権、地上権、区分所有権なども想定

■「特定テナント等事業者」

指定地球温暖化対策事業所における事業活動に伴う温室効果ガス排出量の相当程度大きな部分を占めるテナント等事業者として規則で定めるもの。

毎年度末時点において、

①床面積5,000㎡以上を使用している事業者

- 「床面積の使用」とは、テナント事業者自らが当該床面積を業務として使用（活動）している場合のほか、当該床面積で自ら活動はしていないが当該床面積で使用されている設備の管理運用等を行っている場合を含む。なお、使用面積は、契約上の面積、又は、実質的使用面積など（一定の根拠資料が必要）により判断

②床面積に関わらず、前年4月1日からの1年間の電気の使用量が600万kWh以上の事業者

- 「電気の使用量」とは、計量器により計量された使用量のほか、計量器は設置していないが計量器を設置している場合に相当するレベルで当該テナント事業者の電気使用量を推計し算出された量を含む。

■(例) 具体的なテナント事業者の捉え方

類型	削減義務者	全てのテナント等事業者	特定テナント等事業者 (計画策定義務者)	備考								
1	<table border="1"> <tr><td>A</td><td>5,000㎡以上</td></tr> <tr><td>B</td><td></td></tr> <tr><td>C</td><td></td></tr> <tr><td>D</td><td></td></tr> </table> <p>基本パターン①</p> <p>(例) オフィスビル、複合ビル、商業店舗、グループ会社での使用など</p>	A	5,000㎡以上	B		C		D		ビルオーナー	A, B, C, D	A 使用面積が5,000㎡以上
A	5,000㎡以上											
B												
C												
D												
2	<table border="1"> <tr><td>A</td><td>5,000㎡以上</td></tr> <tr><td>B</td><td></td></tr> <tr><td>C</td><td></td></tr> <tr><td>D</td><td></td></tr> </table> <p>特定テナントAが賃貸契約により使用している床の一部を、孫テナントaが使用している。</p> <p>(例) オフィスビル、複合ビル、商業店舗、データセンター、グループ会社での使用など</p>	A	5,000㎡以上	B		C		D		ビルオーナー	A, B, C, D + a	<p>A とaとの双方が、それぞれ5,000㎡以上ずつ使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定テナントAが、孫テナントaが使用する設備の管理運用等の業務を実施している場合には、孫テナントaと協力して実施できる対策を、Aとaとの間で検討・協議のうえ、Aとaとのテナント毎に、それぞれ計画書を作成(Aの計画書はaの面積及び排出量を含む) ・特定テナントAと孫テナントaとの間で、使用する設備や当該設備の管理運用業務等が、それぞれ別々である場合には、Aとaとのテナント毎に、それぞれ計画書を作成
A	5,000㎡以上											
B												
C												
D												

3 (71) テナントビルの取扱いについて ③テナント事業者と特定テナント事業者の例 (続き)

■ (例) 具体的なテナント事業者の捉え方

類型	削減義務者	全てのテナント等事業者	特定テナント等事業者 (計画策定義務者)	備考																		
3 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td rowspan="4">A</td> <td>5,000㎡以上 (a,b,cの使用面積を除くと5,000㎡未満)</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>1000㎡</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>1000㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	A	5,000㎡以上 (a,b,cの使用面積を除くと5,000㎡未満)	a	5,000㎡以上	b	1000㎡	c	1000㎡		B			C			D			特定テナントAが賃貸契約により使用している床の一部を、複数の孫テナントが使用している。 (例) 複合ビル、商業店舗、データセンター、グループ会社での使用など	ビルオーナー	A, B, C, D + a,b,c (パターン1) A + a (パターン2) aのみ	<孫テナントの使用面積を除くと、Aテナントの面積が5,000㎡を下回る場合の取扱い> (パターン1) ※基本 ・特定テナントAが、孫テナントabcが使用する設備の管理運用等の業務を実施している場合には、孫テナントaと協力して実施できる対策を、Aとaとの間で検討・協議のうえ、Aとaとのテナント毎に、それぞれ計画書を作成(Aの計画書はabcの面積及び排出量を含む) (パターン2) ・特定テナントAと孫テナントabcとの間で、使用する設備や当該設備の管理運用業務等が、それぞれ別々である場合には、孫テナントaのみが計画書を作成
A		5,000㎡以上 (a,b,cの使用面積を除くと5,000㎡未満)	a																			
		5,000㎡以上	b																			
		1000㎡	c																			
	1000㎡																					
B																						
C																						
D																						
4 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td rowspan="4">A</td> <td>5,000㎡以上 (a,b,c,dの使用面積を除くと5,000㎡未満)</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>100㎡</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>100㎡</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>100㎡</td> <td>d</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	A	5,000㎡以上 (a,b,c,dの使用面積を除くと5,000㎡未満)	a	100㎡	b	100㎡	c	100㎡	d	B			C			特定テナントAが賃貸契約により使用している床の一部を、複数の孫テナントが使用している。 (例) 複合ビル、商業店舗、データセンター、グループ会社での使用など	ビルオーナー	A, B, C, D + a,b,c,d (パターン1) A (パターン2) なし。	<孫テナントの使用面積を除くと、Aテナントの面積が5,000㎡を下回る場合の取扱い> (パターン1) ※基本 ・特定テナントAが、孫テナントabcdが使用する設備の管理運用等の業務を実施している場合には、オーナーが設置する「協力推進体制」のなかで孫テナントabcdにも協力を促しながらAが計画書を作成(Aの計画書はabcdの面積及び排出量を含む) (パターン2) ・特定テナントAと孫テナントabcdとの間で、使用する設備や当該設備の管理運用等が、それぞれ別々である場合には、結果的に特定テナント事業者は存在しないこととなる。			
A		5,000㎡以上 (a,b,c,dの使用面積を除くと5,000㎡未満)	a																			
		100㎡	b																			
		100㎡	c																			
	100㎡	d																				
B																						
C																						
5 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>5,000㎡以上</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	A	5,000㎡以上	a	5,000㎡以上		B			C			D			特定テナントAが、オーナーと共同の削減義務者になった場合	ビルオーナー + A	B, C, D + a	・削減義務者となったAテナントは、「特定テナント計画書」の提出は必要なし。 ・削減義務者となったAが、孫テナントaが使用する設備の管理運用等の業務を実施している場合には、孫テナントaは、削減義務者となったAとオーナーが設置する「協力推進体制」のなかでAと協議のうえ、孫テナントaが実施できる対策を検討し、計画書を作成				
A		5,000㎡以上	a																			
	5,000㎡以上																					
B																						
C																						
D																						
6 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td>A</td> <td>600万kWh以上</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td></td> </tr> </table>	A	600万kWh以上	B		C		D		基本パターン② (例) オフィスビル、複合ビル、データセンター、商業店舗、グループ会社での使用など	ビルオーナー	A, B, C, D	A 使用電力量が600万kWh以上										
A	600万kWh以上																					
B																						
C																						
D																						
7 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>5,000㎡以上</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>600万kWh以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	A	5,000㎡以上	a	600万kWh以上		B			C			D			特定テナントAが賃貸契約により使用している床の一部を、孫テナントaが使用している。 (例) テーセンターなど	ビルオーナー	A, B, C, D + a	A + a Aとaの双方が、特定テナントの要件を満たしている。	・特定テナントAが、孫テナントaが使用する設備の管理運用等の業務を実施している場合には、孫テナントaと協力して実施できる対策を、Aとaとの間で検討・協議のうえ、Aとaとのテナント毎に、それぞれ計画書を作成(Aの計画書はaの面積及び排出量を含む) ・特定テナントAと孫テナントaとの間で、使用する設備や当該設備の管理運用業務等が、それぞれ別々である場合には、Aとaとのテナント毎に、それぞれ計画書を作成			
A		5,000㎡以上	a																			
	600万kWh以上																					
B																						
C																						
D																						

3 (71) テナントビルの取扱いについて ③テナント事業者と特定テナント事業者の例 (続き)

■ (例) 具体的なテナント事業者の捉え方

類型	削減義務者	全てのテナント等事業者	特定テナント等事業者 (計画策定義務者)	備考																
8	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>600万kWh以上</td> <td rowspan="2">a</td> </tr> <tr> <td>600万kWh以上</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>特定テナントAが賃貸契約により使用している床の一部を、孫テナントaが使用している。</p> <p>(例) データセンターなど</p>	A	600万kWh以上	a	600万kWh以上	B			C			D			ビルオーナー	A, B, C, D + a	A + a Aとaとの双方が、特定テナントの要件を満たしている。	<ul style="list-style-type: none"> 特定テナントAが、孫テナントaが使用する設備の管理運用等の業務を実施している場合には、孫テナントaと協力して実施できる対策を、Aとaとの間で検討・協議のうえ、Aとaとのテナント毎に、それぞれ計画書を作成(Aの計画書はaの面積及び排出量を含む) 特定テナントAと孫テナントaとの間で、使用する設備や当該設備の管理運用業務等が、それぞれ別々である場合には、Aとaとのテナント毎に、それぞれ計画書を作成 		
A	600万kWh以上		a																	
	600万kWh以上																			
B																				
C																				
D																				
9	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">A</td> <td>5,000㎡以上 (a,b,cの使用面積を除くと5,000㎡未満)</td> <td rowspan="4">a b c</td> </tr> <tr> <td>600万kWh以上</td> </tr> <tr> <td>1000㎡</td> </tr> <tr> <td>1000㎡</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>特定テナントAが賃貸契約により使用している床の一部を、複数の孫テナントが使用している。</p> <p>(例) 商業店舗、データセンターなど</p>	A	5,000㎡以上 (a,b,cの使用面積を除くと5,000㎡未満)	a b c	600万kWh以上	1000㎡	1000㎡	B			C			D			ビルオーナー	A, B, C, D + a,b,c	(パターン1) A + a (パターン2) aのみ	<p><孫テナントの使用面積を除くと、Aテナントの面積が5,000㎡を下回る場合の取扱い></p> <p>(パターン1) ※基本</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定テナントAが、孫テナントaが使用する設備の管理運用等の業務を実施している場合には、孫テナントaと協力して実施できる対策を、Aとaとの間で検討・協議のうえ、Aとaとのテナント毎に、それぞれ計画書を作成(Aの計画書はabcの面積及び排出量を含む) (パターン2) 特定テナントAと孫テナントabcとの間で、使用する設備や当該設備の管理運用業務等が、それぞれ別々である場合には、孫テナントaのみが計画書を作成
A	5,000㎡以上 (a,b,cの使用面積を除くと5,000㎡未満)		a b c																	
	600万kWh以上																			
	1000㎡																			
	1000㎡																			
B																				
C																				
D																				
10	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">A</td> <td>5,000㎡以上 (a,b,c,dの使用面積を除くと5,000㎡未満)</td> <td rowspan="4">a b c d</td> </tr> <tr> <td>600万kWh未満</td> </tr> <tr> <td>100㎡</td> </tr> <tr> <td>100㎡</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>特定テナントAが賃貸契約により使用している床の一部を、複数の孫テナントが使用している。</p> <p>(例) 商業店舗、データセンター、グループ会社での使用など</p>	A	5,000㎡以上 (a,b,c,dの使用面積を除くと5,000㎡未満)	a b c d	600万kWh未満	100㎡	100㎡	B			C			ビルオーナー	A, B, C, D + a,b,c,d	(パターン1) A (パターン2) なし。	<p><孫テナントの使用面積を除くと、Aテナントの面積が5,000㎡を下回る場合の取扱い></p> <p>(パターン1) ※基本</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定テナントAが、孫テナントabcdが使用する設備の管理運用等の業務を実施している場合には、オーナーが設置する「協力推進体制」のなかで孫テナントabcdにも協力を促しながら、Aが計画書を作成(Aの計画書はabcdの面積及び排出量を含む) (パターン2) 特定テナントAと孫テナントabcdとの間で、使用する設備や当該設備の管理運用業務等が、それぞれ別々である場合には、結果的に特定テナント事業者は存在しないこととなる。 			
A	5,000㎡以上 (a,b,c,dの使用面積を除くと5,000㎡未満)		a b c d																	
	600万kWh未満																			
	100㎡																			
	100㎡																			
B																				
C																				

※「テナント事業者の捉え方(判断方法)」については、上記に示す事例のほか、さまざまな事例があることが想定されます。
テナント事業者の捉え方や範囲等についてご相談のある場合は、東京都環境局相談窓口までお問合せください。

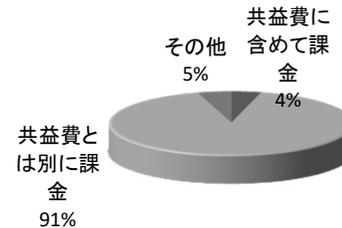
3 (72) テナントビルの取扱いについて ④参考 (テナントビルにおけるエネルギー消費等)

- テナント事業者が専有して使用する面積におけるエネルギー消費量は、ビル全体のエネルギー消費量の約6割
(レントابل比[貸室面積/延床面積]が52.6%の場合の例。(財)省エネルギーセンターパンフレットより)
- テナントビルのCO₂削減対策を推進するためには、ビルオーナーによる積極的な対策の推進とともに、テナント事業者自身の削減対策の実施などの協力が不可欠

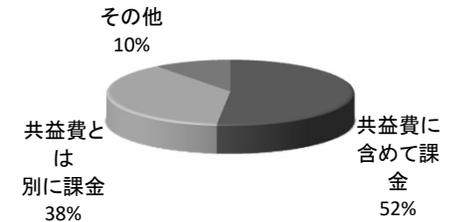
【参考資料】テナントビルへのアンケート調査結果 (概要)

(都内大規模事業所 (テナントビル) へのアンケート調査。2007年度東京都環境局調査)

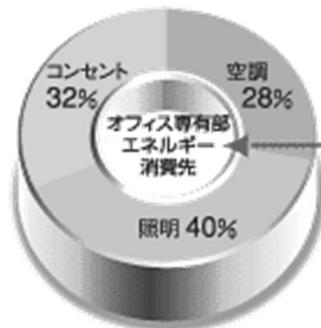
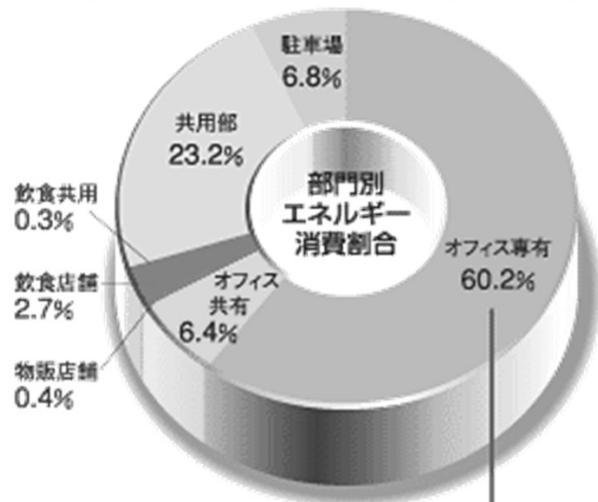
■テナントスペースで使用した電気使用料の課金方法



■テナントスペースで使用した空調費の課金方法

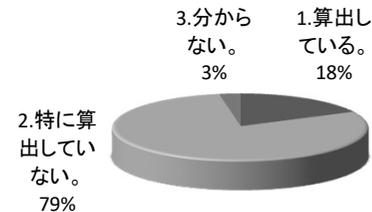


部門別エネルギー消費割合

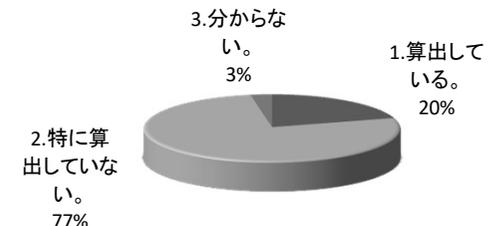


(財)省エネルギーセンターパンフレットより

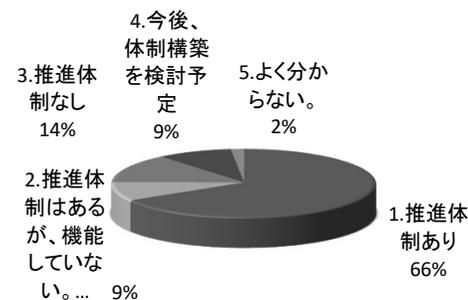
■テナント使用部分の1㎡あたりの電力使用料 (円/㎡) の算出



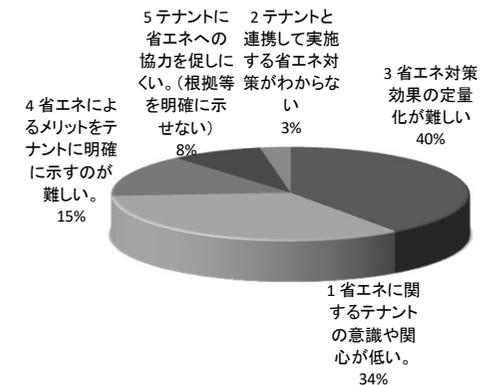
■テナント使用部分の1㎡・1時間あたりの空調費 (円/㎡) の算出



■テナントを含んだビル全体での省エネ推進体制の構築



■テナントと連携して省エネを推進する場合の課題



3 (73) テナントビルの取扱いについて ⑤特定テナント等事業者における省エネの取組を評価・公表する仕組み

- 平成26年度から導入
- 評価対象事業者
 特定テナント等(相当)事業者＝「特定テナント等地球温暖化対策計画書」を提出する事業者
 《評価対象外事業者》
 - ・「特定テナント等地球温暖化対策計画書」提出初年度の事業者
 - ・「特定テナント等地球温暖化対策計画書」提出2年目で、前年度の排出量が通年実績でない事業者
- 評価の考え方
 - ・特定テナント等地球温暖化対策計画書の内容で評価
 - ・省エネ対策点検表(最大70点)＋温室効果ガス排出実績(最大30点)＝総合評価
 - ・総合評価点に応じて6つに評価区分が分かれている。
- 評価結果の公表
 - ・総合評価が「A」以上となった特定テナント等事業者について、優良事業者として東京都環境局ホームページで公表。
 - ・業種・評価区分ごとに、テナント等事業者の氏名(法人にあっては代表者の氏名)及び事業所の名称並びに、指定地球温暖化対策事業所の名称及び指定番号が掲載される。※個別の点数公表は行わない。
- 評価結果の通知

[評価イメージ]



○点検表による評価

・テナント点検表の種類・構成

業種	事務所 【30項目】	商業 【30項目】	宿泊 【30項目】	データセンター 【30項目】
推進体制の整備	12項目	13項目	13項目	6項目
運用・導入対策	18項目	バックヤード事務所 4項目 売場 13項目	バックヤード事務所 4項目 接客エリア 13項目	事務所共用部 5項目 サーバールーム 19項目

・評価点

【全体(30項目)】 合計点最大 70点
 【1項目当たり】 基本 1～3点

	事務所 商業 宿泊	データセンター
推進体制の整備	30点	15点
運用・導入対策	40点	55点

○排出実績による評価

- 評価方法
 - ◆ 基準年度をテナント事業者が設定[※]し、評価年度の排出実績を対基準年度比の削減率にて評価
 ※一度決めた基準年度は、翌年度以降変更できない。
- 評価点
 - ◆ 特定温室効果ガスの対基準年度比の削減率より、次のように配点

削減率						
20%以上	10%以上～ 20%未満	10%未満	0%	-10%未満	-10%以上～ -20%未満	-20%以上
30点	25点	20点	15点	10点	5点	0点

- ※ 原単位補正(例外措置)
- ◆ 対基準年度比で削減率がマイナス(＝排出実績が増加)になった際において、次の条件に該当した場合は、排出実績が増加していないものとみなし、削減率0%として評価する。

○総合評価(評価区分)

S	総合評価点:90点以上	A	総合評価点:60点以上
AAA	総合評価点:80点以上	B	総合評価点:40点以上
AA	総合評価点:70点以上	C	総合評価点:40点未満

3(74) 計画書等の提出書類一覧

提出書類(名称)	提出者	義務※1	提出条件	提出時期	主な内容	備考
＜指定(特定)地球温暖化対策事業所＞						
指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書	事業所の所有者等	◎	指定地球温暖化対策事業所の指定を受けておらず、かつ前年度のエネルギー使用量が原油換算 1,500kL 以上	10月末日	・前年度のエネルギー使用量	これらの届出により、指定地球温暖化対策事業者を都が指定する。
所有事業者等届出書	所有者以外の者で義務対象となる者	△	義務対象者として所有者以外の者を選択するとき	随時	・義務対象者の氏名(名称) ・義務対象者となる理由	
地球温暖化対策計画書	指定地球温暖化対策事業者(特定地球温暖化対策事業者)	◎	毎年度	いずれか遅い期日 ①11月末日 ②指定日より90日	・削減目標、削減対策の計画・実績 ・推進体制 ・前年度の温室効果ガス排出量 ・総量削減義務の履行状況(義務が開始した事業所のみ)	旧制度の計画書と報告書を統一したもの
特定テナント等地球温暖化対策計画書	特定テナント等事業者	◎	毎年度	いずれか遅い期日 ①11月末日 ②指定日より90日	・テナント独自の削減対策の計画・実績	所有者等が取りまとめて都へ提出
基準排出量決定申請書	特定地球温暖化対策事業者	◎	削減義務開始時	9月末日	・選択する基準年度 ・算定した基準排出量	
基準排出量変更申請書	特定地球温暖化対策事業者	○	基準排出量を変更するほどの状況の変更があったとき	9月末日	・状況の変更の内容 ・変更後の基準排出量	
事業所区域変更申請書	事業所の所有者等 指定地球温暖化対策事業者(特定地球温暖化対策事業者)	△	所有の状況等に変更があったとき	変更が生じた年度の翌年度以降、申請年度の9月末日	・事業所範囲の変更の内容	
指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書	指定地球温暖化対策事業者(特定地球温暖化対策事業者)	○	指定地球温暖化対策事業者の氏名等が変更されたとき	変更が生じた日から30日以内	・変更の内容	
指定地球温暖化対策事業者変更届出書	指定地球温暖化対策事業者(特定地球温暖化対策事業者)	○	指定地球温暖化対策事業所の所有者が変更されたとき	変更が生じた日から30日以内	・変更の内容	
前事業者排出量把握申請書	指定地球温暖化対策事業者(特定地球温暖化対策事業者)	△	所有者が変更された場合で、新所有者が変更前の排出量を把握できないとき	変更が生じた日から60日以内	・前所有者の氏名・住所 ・把握できない理由	
前事業者排出量報告書	指定地球温暖化対策事業所の前所有者	○	新所有者より排出量の報告を求められたとき	報告を求められた日から90日以内	・所有時の排出量	

※1 ◎全員が必ず提出する義務があるもの ○条件に該当するときは必ず提出する義務があるもの △提出の有無は事業者の希望によるもの

3 (74) 計画書等の提出書類一覧 (続き)

提出書類 (名称)	提出者	義務 ^{※1}	提出条件	提出時期	主な内容	備考
指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書	指定地球温暖化対策事業者 (特定地球温暖化対策事業者)	○	事業活動の廃止、著しい規模縮小などがあつたとき	(事業廃止)30 日以内※休廃止日が4/1～8/31 までの場合、9 月末日 (規模縮小)9 月末日	・事業廃止、規模縮小の状況	指定・特定→指定相当
＜指定相当地球温暖化対策事業所＞						
指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書	事業所の所有者等	○	指定地球温暖化対策事業所の要件を満たす事業所のうち、中小企業等が1/2 所有する事業所	10 月末日	・前年度のエネルギー使用量 (検証は不要) ・中小企業等の所有が1/2 以上	指定ではない→指定相当
地球温暖化対策計画書	指定相当地球温暖化対策事業者	◎	毎年度	いずれか遅い期日 ①11 月末日 ②該当確認日より90 日	・削減目標、削減対策の計画・実績 ・推進体制 ・前年度の温室効果ガス排出量 (検証は不要)	
特定テナント等地球温暖化対策計画書	特定テナント等相当事業者	◎	毎年度	いずれか遅い期日 ①11 月末日 ②該当確認日より90 日	・テナント独自の削減対策の計画・実績	所有者等がとりまとめて都へ提出
指定相当地球温暖化対策事業所廃止等届出書	指定相当地球温暖化対策事業者	○	事業活動の廃止、著しい規模縮小などがあつたとき	(事業廃止)30 日以内 (規模縮小)11 月末日	・事業廃止、規模縮小の状況	
＜トップレベル事業所等＞						
優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書	特定地球温暖化対策事業者	△	優良事業所の認定を受けるとき	9 月末日	・事業所の対策実施状況	
＜排出量取引＞						
口座管理者登録 (登録抹消) 申請書	指定地球温暖化対策事業者	△	指定管理口座について、口座管理者の新規登録、変更登録又は登録抹消をしようとするとき	随時	・口座管理者の氏名 (名称)	
一般管理口座開設申請書	一般管理口座の開設を受けようとする者	△	一般管理口座を開設したいとき	随時	・口座名義人の氏名 (名称) ・クレジットの管理を行う部署等	

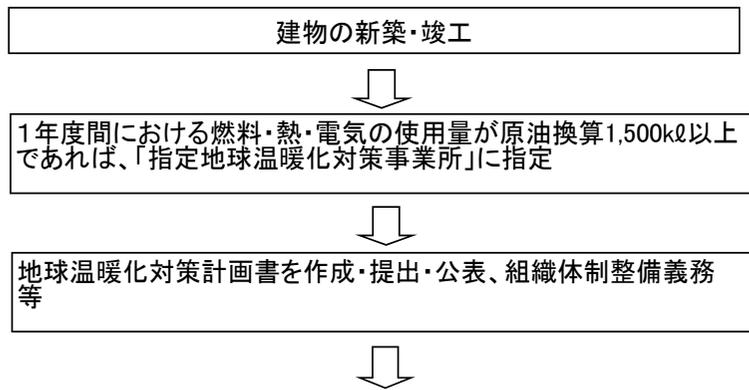
3(74) 計画書等の提出書類一覧(続き)

提出書類(名称)	提出者	義務 ^{※1}	提出条件	提出時期	主な内容	備考
一般管理口座廃止申請書	一般管理口座の口座名義人	○	一般管理口座が不要となったとき	随時	・廃止したい口座の口座番号	
一般管理口座等に係る関連付け申請書/特定一般管理口座等に係る関連付け解除申請書	一般管理口座の口座名義人	○	指定管理口座と一般管理口座との間でクレジットを移転したいとき/関連付けを解除して移転を中止するとき	随時	・指定管理口座、一般管理口座それぞれの口座番号	関連付け申請は指定管理口座の名義人である場合のみ可能
口座名義人等氏名等変更届出書	指定管理口座の口座名義人若しくは口座管理者又は一般管理口座の口座名義人	○	口座名義人の氏名 ^{※2} 、連絡先等に変更があったとき	変更後、遅滞なく	・変更の内容	変更が連絡先の住所、担当者名、電話・FAX番号、メールアドレスのみ場合、メールによる届出のみで変更可能
口座簿利用者番号等通知申請書	指定管理口座の口座名義人若しくは口座管理者又は一般管理口座の口座名義人	△	口座簿利用者番号(ユーザーID)又は暗証番号(パスワード)を忘れたとき	随時	・口座簿利用者番号(ユーザーID)又は暗証番号(パスワード)の再通知を希望する旨	
振替可能削減等発行等申請書	発行先口座の口座名義人又は口座管理者	△	クレジットの発行を受けたいとき	随時	・発行先の口座番号 ・発行クレジットの種類及び量	
振替可能削減振替申請書	移転元口座の口座名義人又は口座管理者	△	クレジットを移転したいとき	随時	・移転元及び移転先の口座番号 ・移転クレジットの種類及び量	
義務充当申請書	指定管理口座の口座名義人又は口座管理者	△	クレジットを削減義務の履行に充てるとき	随時	・指定管理口座の口座番号 ・充当クレジットの種類及び量	
削減量口座簿記録事項証明書交付申請書	指定管理口座の口座名義人若しくは口座管理者又は一般管理口座の口座名義人	△	指定管理口座又は一般管理口座の記録事項についての証明書が欲しいとき	随時	・証明する口座の口座番号 ・証明を受けたい事項	一通400円

※2 指定管理口座の口座名義人(≒指定地球温暖化対策事業者)の氏名の変更については、指定地球温暖化対策事業者変更届出書による届出をすれば、口座名義人等氏名等変更届出書による届出は不要

3 (75) 新築ビル等の取扱いについて ①全体

- 対象事業所の規模要件*に該当する新築ビル等については、竣工・稼働後、即、総量削減義務の対象事業所とするのではなく、対象事業所は、地球温暖化対策計画書を作成、都に提出・公表し運用対策に努める（都は指導・助言等を実施）
※前年度の燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で年間1,500kL以上
- 3か年度（年度途中で使用が開始された事業所は当該年度を除いて3か年度）連続して、エネルギー使用量が原油換算1,500kL以上であれば「特定地球温暖化対策事業所」に（総量削減義務）



3か年度（年度の途中で使用開始された事業所の場合、その年度を除いて3か年度）連続して、原油換算1,500kL以上であれば、「特定地球温暖化対策事業所」に指定（総量削減義務） <C>

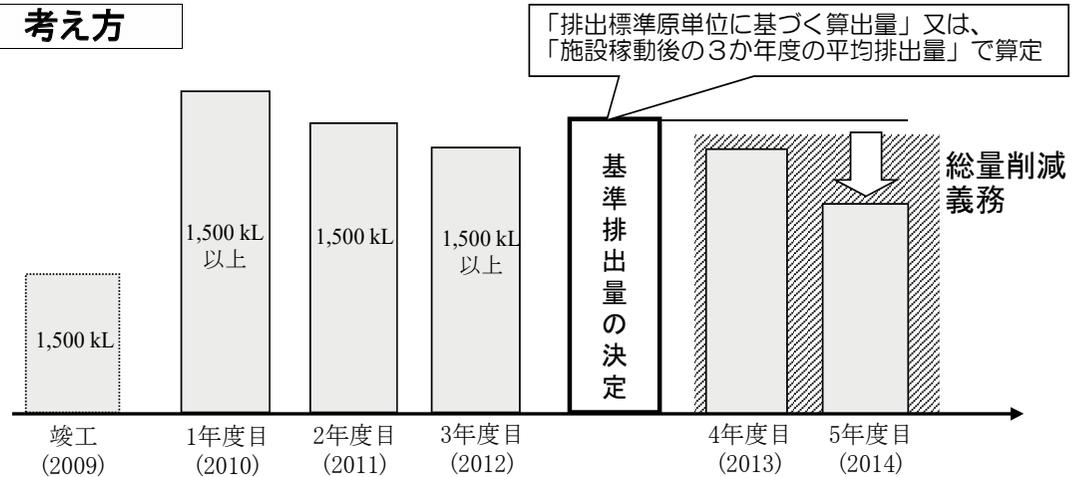
【基準排出量算定の考え方】

- ①『過去の排出実績に基づく方法』（一定の削減対策の実施を前提として、施設稼働後の実排出量を基準として算定（複数年度の平均排出量に基づき算出））
 - ②『排出標準原単位に基づく方法』（現行制度で蓄積した床面積あたりCO₂排出量のデータ等をもとに、既対象事業所とのバランスを考慮しながら設定）
- ※①又は②を選択。但し、施設稼働後の適切な対策が講じられていない場合は②の方法で算定（詳細は3(11)を参照）

※削減計画期間との関係について

- ・削減計画期間は、第1計画期間（2010-2014）、第2計画期間（2015-2019）と、それぞれ「5年間」としています。
- ・計画期間中、新たに、総量削減義務の対象事業所として「特定地球温暖化対策事業所」に指定された場合の削減義務量は、削減計画期間中の該当する年度に相当する量で算定されます。

考え方



【イメージ】第1計画期間の削減義務率が、▲8%削減であった場合

年度	2010	2011	2012	2013	2014
削減計画期間（第1計画期間）					
削減義務期間					

〔総量削減義務履行の状態〕

基準排出量：10,000t_{CO₂}/年、削減義務率：▲8%の場合
 ⇒2年間の排出量の合計を18,400t_{CO₂}（9,200t_{CO₂}/年×2年間分）以下に

★2013年度：「特定地球温暖化対策事業所」に指定

3(76) 新築ビル等の取扱いについて ②基準排出量算定までの流れ

新築ビルであり、竣工年は1年未満の稼働であったが、竣工年から1,500kL以上となった事業所の場合

	①過去の実績排出量に基づく基準排出量	②排出標準原単位を用いた算出値
ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン ● 基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン
竣工		
2年度目	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書の提出（検証を付して）（10月末） ● 地球温暖化対策計画書の作成（11月末又は指定地球温暖化対策事業所の指定の日から90日を経過した日のいずれか遅い日）・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同左 ● 同左
3年度目	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化対策計画書の作成（検証を付して）（11月末）・公表 ● 運用管理基準の適用期間なので運用管理条件を満たすよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同左 ● なし
4年度目	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化対策計画書の作成（検証を付して）（11月末）・公表 ● 運用管理基準の適用期間なので運用管理条件を満たすよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同左 ● なし
基準排出量の決定申請	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準排出量決定申請書等の作成・提出（検証を付して）（9月末） ● 運用管理報告書の提出（9月末） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同左 ● なし
5年度目以降	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化対策計画書の作成・公表（検証を付して）（11月末） <p>「特定地球温暖化対策事業所」に指定・・・<<<総量削減義務>>></p>	